

## 第19回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：令和4年9月7日（水）10時～11時30分

場所：KANEMITSU CAPITAL HOTEL 2階大ホール

### 1 開 会

### 2 香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶

### 3 新委員紹介

### 4 議 事

(1) 会長・副会長の選任

(2) 香川県子ども・子育て支援会議「幼保連携型認定こども園部会」の部会委員の指名

(3) 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2年度～6年度）施策の実施状況等について

(4) 香川県における就学前の教育・保育等の現状について

(5) 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2年度～6年度）の中間見直しについて

### 5 その他

### 6 閉 会

#### 【配付資料】

資料1 香川県子ども・子育て支援会議条例

資料2 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

資料3 香川県子ども・子育て支援会議幼保連携型認定こども園部会設置要領

資料4 香川県子ども・子育て支援会議幼保連携型認定こども園部会委員名簿

資料5 第2期香川県健やか子ども支援計画について（概要）

資料6 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2年度～令和6年度）施策の実施状況等

資料7 香川県における就学前の教育・保育等の現状について

資料8 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

資料9 第2期香川県健やか子ども支援計画中間見直し骨子案について

資料10 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2年度～令和6年度）中間見直しスケジュールについて

## 香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年7月12日  
条例第29号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

## (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期(R4.2.1~R6.1.31)

団 体 名	役 職	氏 名
香川県労働者福祉協議会	理事	榎原 一吉
香川県児童福祉施設連合会	会長	折目 勝文
香川大学教育学部	教授	片岡 元子
香川県経営者協会	専務理事	窪田 伸一
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	佐藤 淳一
香川県保育協議会	副会長	白井 利恵
香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	顧問	紫和 恵理子
香川県国公立幼稚園・こども園長会	会長	滝 知代
香川県町村会	会長	谷川 俊博
香川県市長会	会長	辻村 修
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県小児科医会	理事	西岡 敦子
香川県私立幼稚園PTA連合会	会長	林 宏子
香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
香川県小学校長会	事務局長	溝内 哲也
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	運営委員	三野 正
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県PTA連絡協議会	副会長	山本 千景
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

## 香川県子ども・子育て支援会議幼保連携型認定こども園部会 設置要領

### (設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年7月12日条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）を置く。

### (調査審議事項)

第2条 部会の調査審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 香川県知事が、法第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可をしようとするとき、意見を述べること。
- (2) 香川県知事が、法第21条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするとき、意見を述べること。
- (3) 香川県知事が、法第22条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可の取消しをしようとするとき、意見を述べること。
- (4) その他必要な事項

### (雑則)

第3条 前条各号及び香川県子ども・子育て支援会議運営規定（平成26年2月25日香川県子ども・子育て支援会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附則

この要領は、平成26年11月12日から施行する。

香川県子ども・子育て支援会議  
幼保連携型認定こども園部会委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
香川大学教育学部	教授	片岡 元子
香川県保育協議会	副会長	白井 利恵
香川県国公立幼稚園・こども園長会	会長	滝 知代
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

(五十音順、敬称省略)

## 第2期香川県健やか子ども支援計画について（概要）

### 1 計画の策定にあたって

#### I 計画策定の趣旨

- 平成27年3月に策定した「香川県健やか子ども支援計画」に基づき、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、出生数の減少など少子化の進行や児童虐待対応件数の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
- このような状況に対応するためには、これまでの取組みの成果を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を一層推進する必要があることから、第2期香川県健やか子ども支援計画を策定するものである。

#### II 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく3つの計画を、第2期香川県健やか子ども支援計画として、一体のものとして策定するものである。
  - 1 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
  - 2 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」
  - 3 子育て県かがわ少子化対策推進条例第7条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」

#### III 計画の期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

#### IV 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

##### 1 基本理念（要約）

- 子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点である。
- 子どもと子育て家庭を社会全体で支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっている。
- 子ども・子育て支援の主体は子どもであり、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切である。
- 子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではない。親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながる。保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう支援する必要がある。
- 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を果たし、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整える必要がある。

##### 2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

### 3 基本的視点

- (1) 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。
- (2) 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。
- (3) 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

## 2 施策の展開

### I 結婚・妊娠期からの支援

#### 【課題】

- 本県の人口は平成11年をピークとして減少に転じており、年少人口も減少
- 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇が、出生数の減少に影響
- 出生年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加など、周産期医療や母子保健対策の重要性が増大

#### 【施策の方向性】

- ・ 結婚を希望する男女への出会いの機会の提供や結婚を支援する気運を高める取組みの推進
- ・ 妊娠・出産の希望をかなえるための妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発
- ・ 安心して妊娠・出産、子育てができるよう相談体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施
- ・ 妊産婦や乳幼児の健康診査などの市町が行う母子保健事業を支援
- ・ 不妊や不育症に悩む方に対する支援
- ・ 小児救急医療体制の整備や小児慢性特定疾病対策などの小児医療を充実させ、周産期医療体制を整備
- ・ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進

### II 就学前の教育・保育の充実

#### 【課題】

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要
- 保育所等では年度当初から待機児童が発生
- 子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上

#### 【施策の方向性】

- ・ 子育て家庭のニーズを踏まえて地域における教育・保育の提供体制を確保できるよう、市町などの関係機関と連携しながら支援
- ・ 子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等を実施する市町との連携
- ・ 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、それぞれの事情に応じた支援を市町や関係機関と連携して実施

### Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

#### 【課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要
- 社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組むことが必要

#### 【施策の方向性】

- ・ 地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実
- ・ 若い世代が将来に夢と希望を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるよう、市町や関係機関との連携を強化し、子育て環境を一層充実
- ・ すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう新・放課後子ども総合プランを推進
- ・ 官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく活動の取組みを推進
- ・ 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

### Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

#### 【課題】

- すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図ることが必要
- 技術革新やグローバル化が進展する一方、人口減少や地域のつながりの希薄化など社会が急激に変化する中で、子どもたちが抱える問題も多様化
- 若者が社会的、経済的に自立できるよう、望ましい勤労観の育成などの支援を進めていくことが重要
- 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要

#### 【施策の方向性】

- ・ 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育の推進
- ・ 社会や時代の要請に対応した教育内容等の充実
- ・ 家庭や地域と連携し、子どもたちの教育や親の学びを応援
- ・ 子どもが自立した個人として成長し、社会的、経済的にも自立できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成、安定就労への支援を推進
- ・ 若い世代に対して、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発や子育てマインドの形成に努める

## V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

### 【課題】

- 仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからず存在
- 父親の子育ての意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は依然として少ない状況
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりが必要
- 子どもが性犯罪や誘拐、声掛け事案等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要
- 子どもの非行や犯罪を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守ることが必要
- ゲームやインターネットの過剰な使用は、依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題を引き起こすことなどが指摘されており、本県でも、ネット・ゲーム依存が疑われる子どもたちが増加
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由のひとつとなっている

### 【施策の方向性】

- ・ 仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を実現できるよう、「働き方改革」を推進
- ・ 公共的施設や道路交通環境などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進
- ・ 子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備
- ・ 犯罪被害や交通事故から子どもを守るため、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進
- ・ 子どもの非行防止を推進するための専門的な相談体制強化
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実
- ・ 子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進
- ・ ネット・ゲーム依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、医療提供体制の充実など総合的な対策を推進
- ・ 負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮した子育て家庭に対する経済的負担の軽減

## VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

### 【課題】

- 児童虐待は依然として深刻な状況であり、社会全体で解決すべき重要な課題
- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子どもや家庭への支援、里親や児童養護施設等における代替養育など、社会的養育の充実に向けた取組みを推進することが必要
- 家庭での養育が困難な子どもに対しては、その子どもの最善の利益の優先を考慮し、できる限り家庭的な環境のもとで代替養育を行うことが必要

### 【施策の方向性】

- ・ 児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等、総合的な対策を推進
- ・ 児童虐待対策の充実に向け、児童相談所の体制強化を進めるとともに、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を推進
- ・ 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する継続的な支援を行うとともに、児童虐待等の理由から、実の親による養育が困難または適当でない場合には、できるだけ家庭的な環境のもとで代替養育を行う
- ・ 代替養育については、養子縁組、里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託

などの「家庭養育」を進めることを優先するが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された環境のもとで「家庭的養育」がなされるよう、必要な取組みを推進

## Ⅶ 困難な環境にある子どもや家庭への支援

### 【課題】

- ひとり親家庭等では、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っており、厳しい経済状況下で、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面でさまざまな困難に直面し、心身ともに大きな負担
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策の推進が必要
- 障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要
- いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要

### 【施策の方向性】

- ・ ひとり親家庭等が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努める
- ・ 「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を推進
- ・ 「かがわ障害者プラン」に基づき、障害のある子どもがその持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進
- ・ 医療的ケア児やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携の一層の促進を図るため、協議の場を設置するとともに、その支援体制の構築を推進

## Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

### 【課題】

- 保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材の確保が困難
- 保育施設や放課後児童クラブにおける待機児童の発生は、保育士や放課後児童支援員等の人材不足により受け入れ体制に制約が生じることが主な原因
- 質の高い教育・保育および子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要

### 【施策の方向性】

- ・ 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進
- ・ 資格取得者の確保、就労継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職の支援など、必要な支援策を講じる
- ・ 資質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、研修を積極的に実施

### 3 第2期香川県健やか子ども支援計画の数値目標

#### I 結婚・妊娠期からの支援

番号	目標項目	計画策定時	目標（令和6年度）
1	かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数（累計）	693組 (H29～30)	1,730組 (R2～R6)
2	乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月児）	95.6%(H29)	97.0%
3	乳幼児健康診査の受診率（3歳児）	94.0%(H29)	97.0%
4	全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%(H29)	減少傾向
5	むし歯のない3歳児の割合	80.5%(H29)	90.0%(R4)
6	10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女子人口千対）	5.2%(H29)	4.0%

#### II 就学前の教育・保育の充実

7	保育所等利用待機児童数	H31年度当初182人 R1年度途中313人	年度当初0人 年度途中0人
---	-------------	---------------------------	------------------

#### III 地域における子ども・子育て支援の充実

番号	目標項目	計画策定時	目標（令和6年度）
8	利用者支援事業実施か所数 (基本型・特定型・母子保健型)	31か所(H31.4)	35か所
9	地域子育て支援拠点事業実施か所数	98か所(H31.4)	101か所
10	放課後児童クラブ実施か所数	282か所(R1.5)	321か所

#### IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

11	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学生80.0%(R1) 中学生79.7%(R1)	小学生82.5% 中学生82.2%
12	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%(H30)	75.0%

#### V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

13	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数 (累計)	231社(H30)	85社 (R2～R6)
14	かがわこどもの駅認定施設数	474か所(H30)	510か所
15	都市公園面積	1,616ha(H30)	1,628ha

#### VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

16	家族再統合プログラム実施件数（累計）	74件(H30)	380件 (R2～R6)
17	養育里親登録数	57世帯(H31.4)	87世帯

18	里親等委託率	25.9% (H30)	35.2%
----	--------	-------------	-------

#### VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援

19	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人 (H30)	6人
----	--------------------------------------	----------	----

#### VIII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

20	保育士人材バンクを通じて復職した保育士数 (累計)	327人 (H25.8～R1.7)	290人 (R2～R6)
----	------------------------------	----------------------	-----------------

第 2 期香川県健やか子ども支援計画（令和 2 年度～令和 6 年度）施策の実施状況等

（令和 3 年度）

# I 計画策定の背景

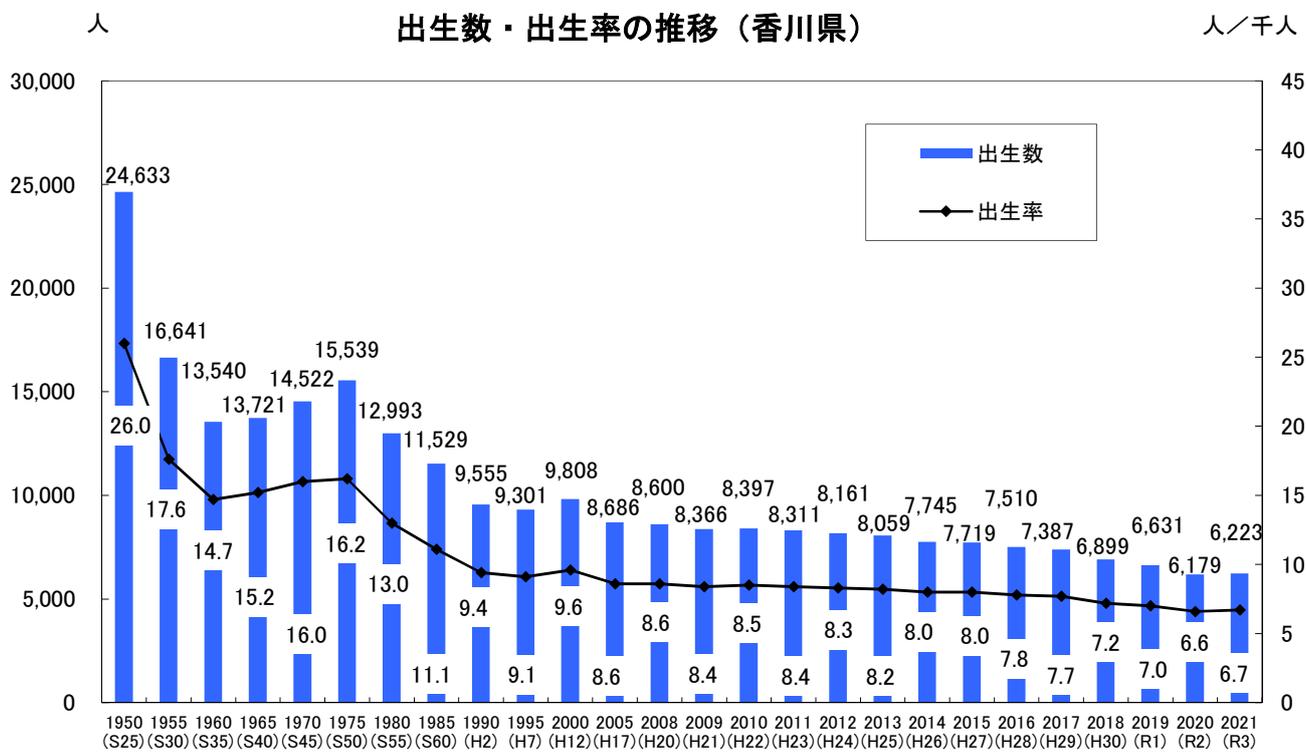
## 1 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

### (1) 少子化の進行

#### ① 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和 22）年をピークとするいわゆる第 1 次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和 40 年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和 48）年には 16,399 人を記録（第 2 次ベビーブーム）したものの、1974（昭和 49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は 1 万人を割って推移しています。

近年、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、今後は 15 歳～49 歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



厚生労働省「人口動態統計」

$$\text{出生率} = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

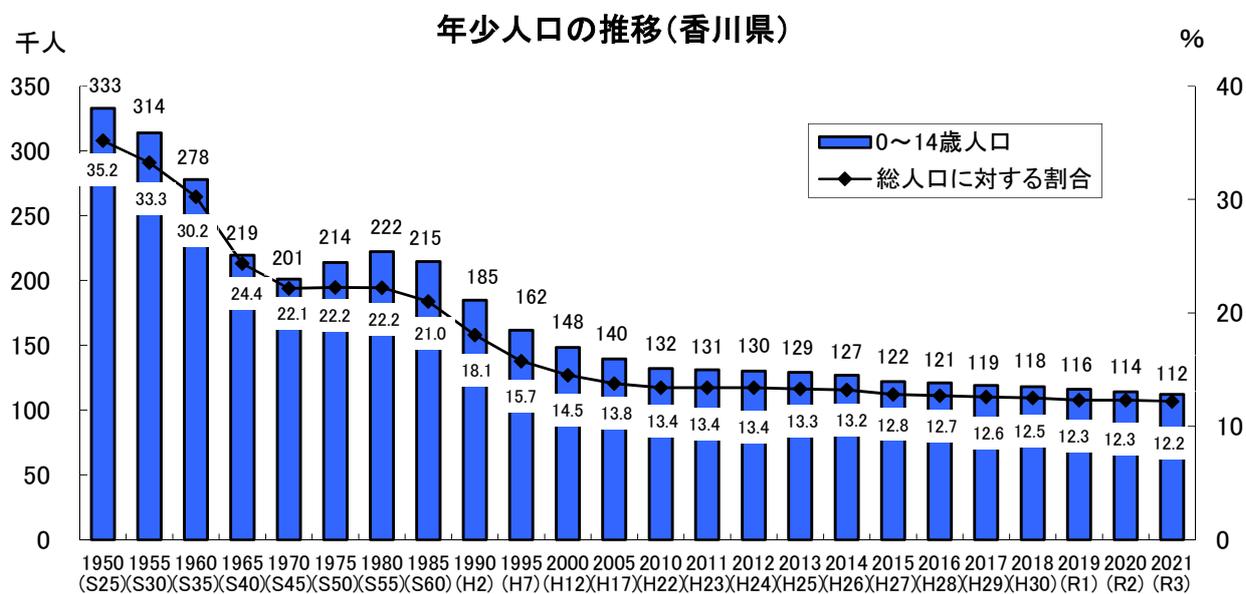
令和 3 年の数値は、月報年計（概数）であり、確定値は令和 4 年 9 月に公表予定です。

## ② 子どもの数の減少

本県の年少人口（0～14歳）は、昭和40年代後半から昭和50年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2018（平成30）年の調査では、1980（昭和55）年の約53.2%に当たる11万8千人にまで減少しています。

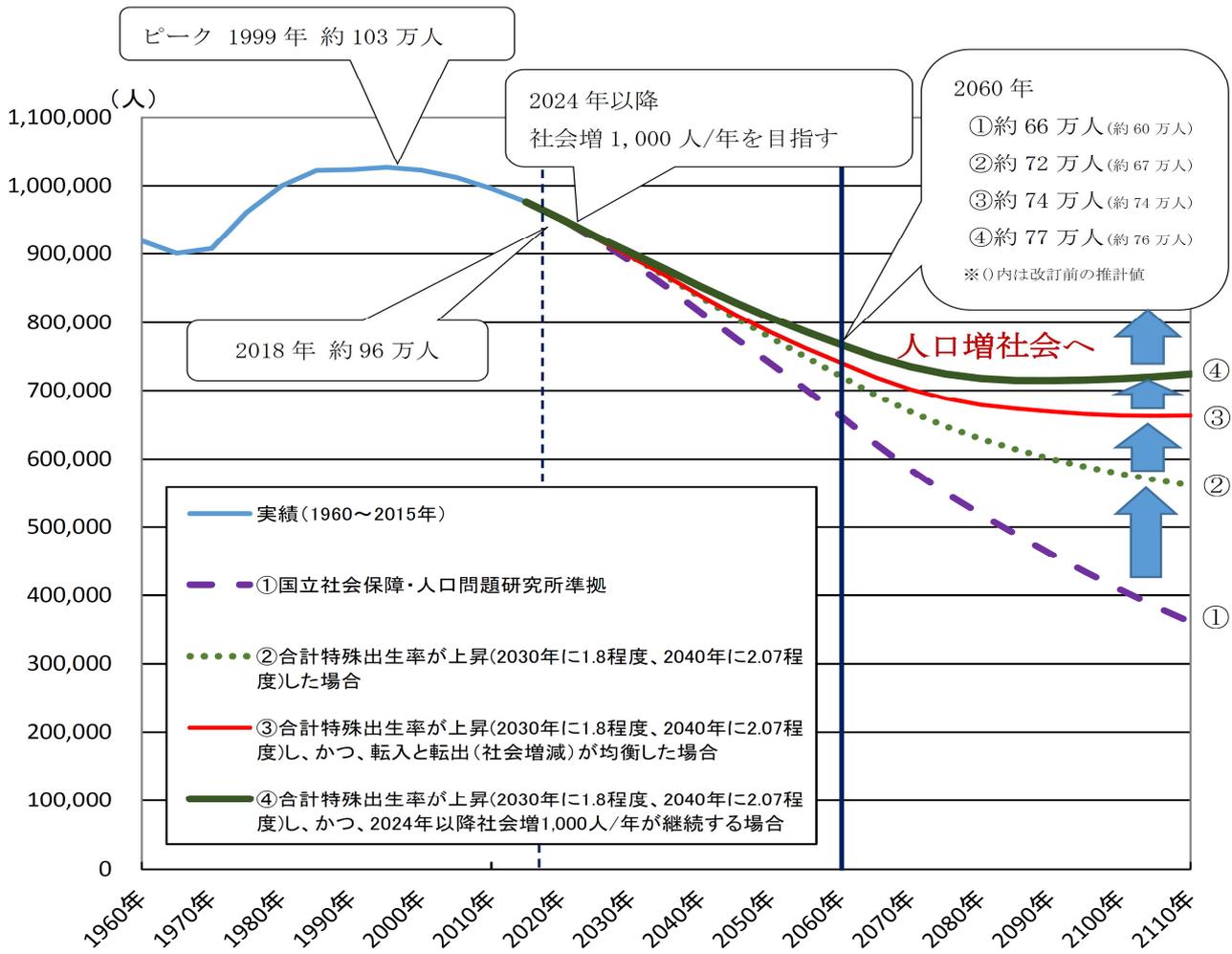
また、本県の人口は、1999（平成11）年をピークとして減少に転じ、総人口に占める年少人口の割合については、1980（昭和55）年には22.2%ありましたが、2019（令和元）年は12.3%と大幅に減少しています。

本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂）において合計特殊出生率が上昇（2030（令和12）年に1.8程度、2040（令和22）年に2.07程度）し、かつ、2024（令和6）年以降社会増1,000人／年が続くとした場合の推計を踏まえ、2060（令和42）年に人口約77万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。

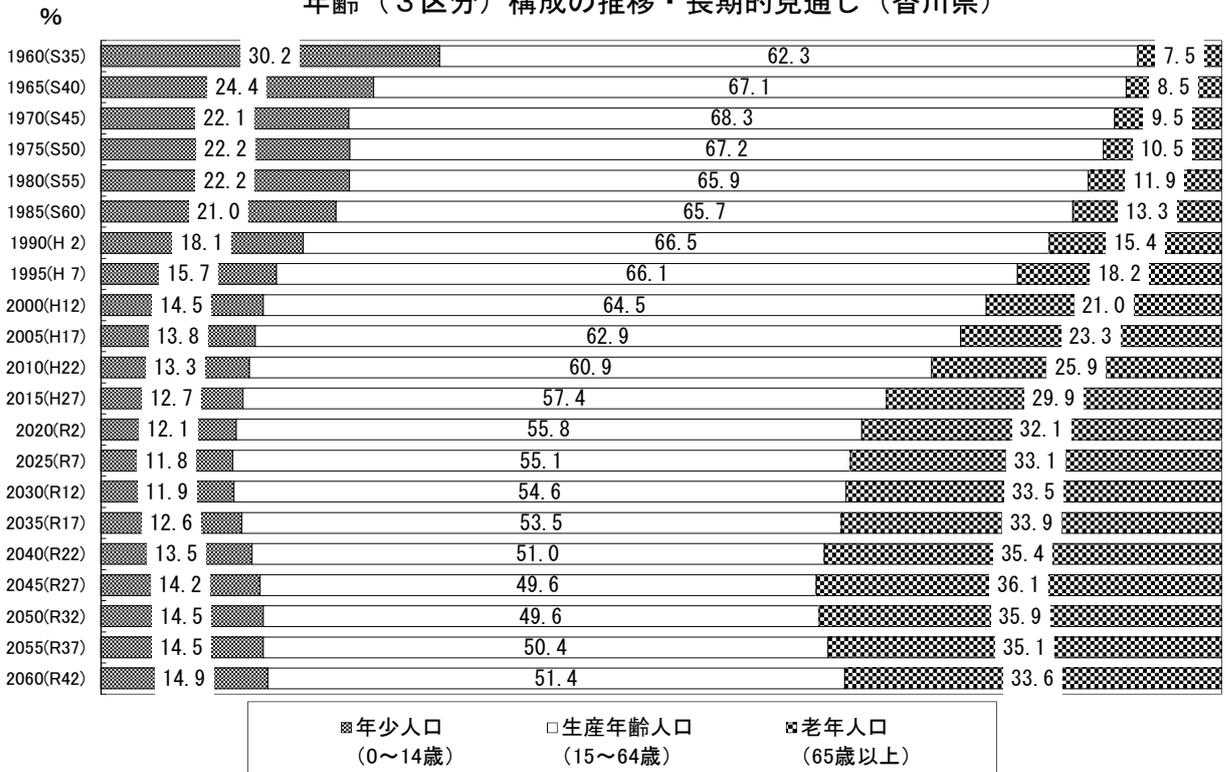


1950年～2015年 総務省「国勢調査」 2011年～2021年「香川県人口移動調査」

# 本県の人口の長期的見通し



## 年齢（3区分）構成の推移・長期的見通し（香川県）



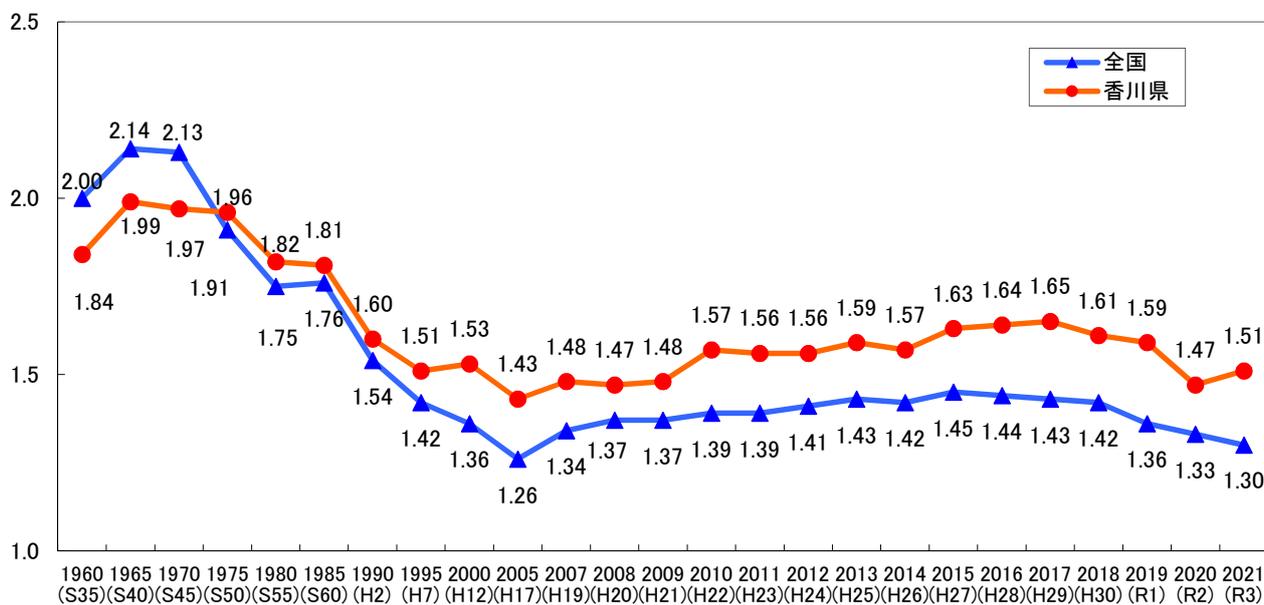
※令和2年以降は「本県の人口の長期的見通し」パターン④の計数により作成

香川県「かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂）」

### ③ 合計特殊出生率の低下

2021（令和3）年の本県の合計特殊出生率は1.51であり、全国の1.30と比べれば高いものの、人口を維持する水準とされる2.07を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

合計特殊出生率の推移（全国・香川県）



厚生労働省「人口動態統計」

令和3年の数値は、月報年計（概数）であり、確定値は令和4年9月に公表予定です。

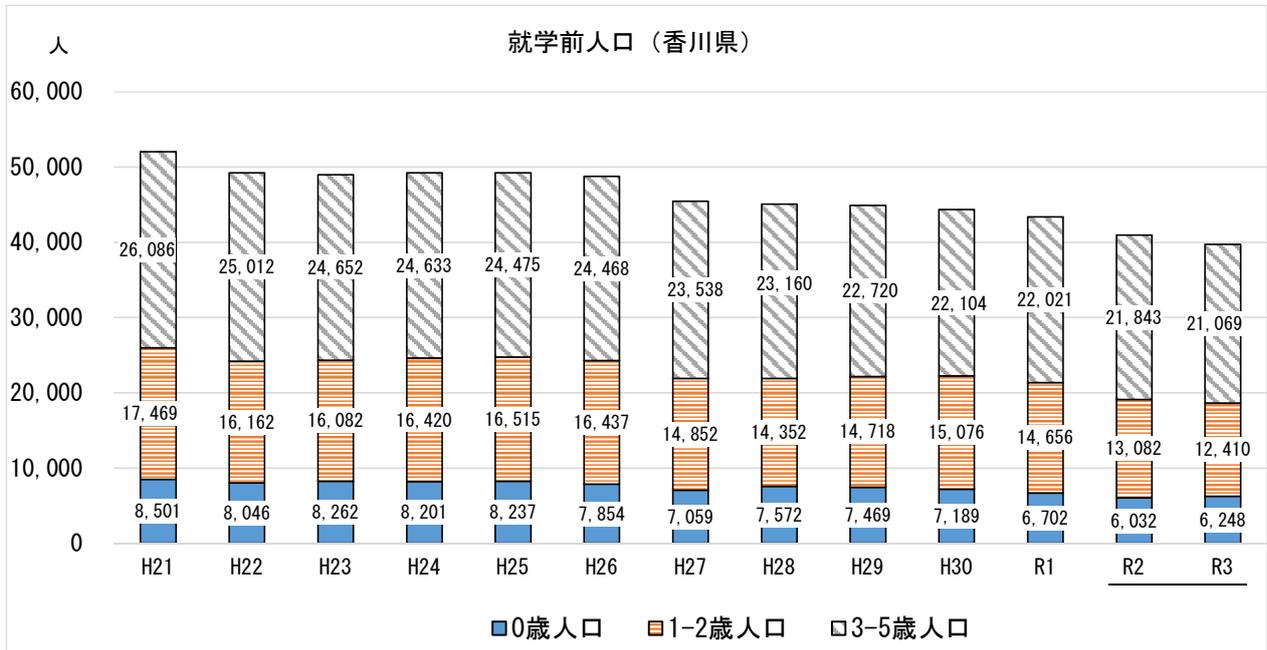
※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{母親の年齢別出生数} \\ \text{年齢別女子人口} \end{array} \right\}}{\text{15歳から49歳までの合計}}$$

## (2) 就学前を中心とした子どもの状況

### ① 就学前の子どもの人口

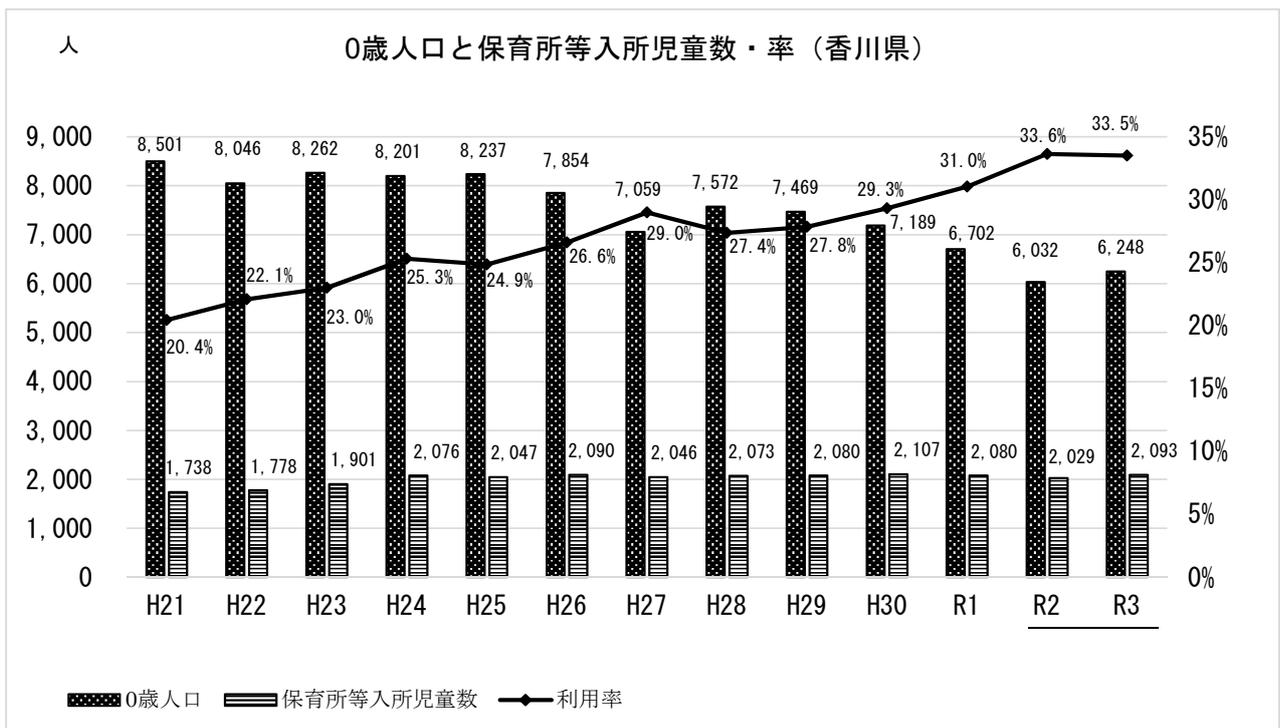
本県の就学前の子どもの人口は、毎年減少を続け、12年間で12,329人減少しています。



「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

### ② 就学前の子どもの状況

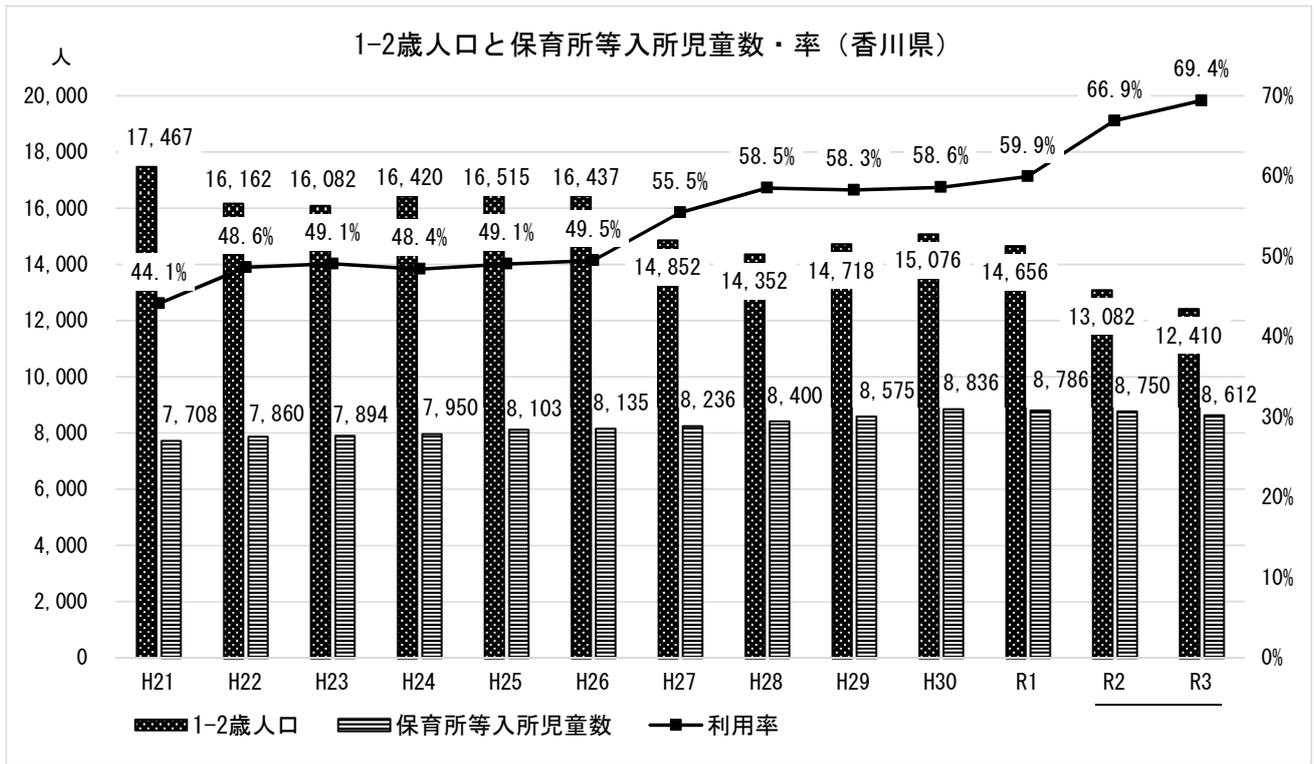
就学前の子どもについては、1歳までは、家庭で養育されている場合が多く、1～2歳では、保育所等を利用している割合が増え、3歳以降は、幼稚園・保育所等に在園・入所する児童がほとんどとなります。(統計には、地域型保育事業を含みます。以下同。)



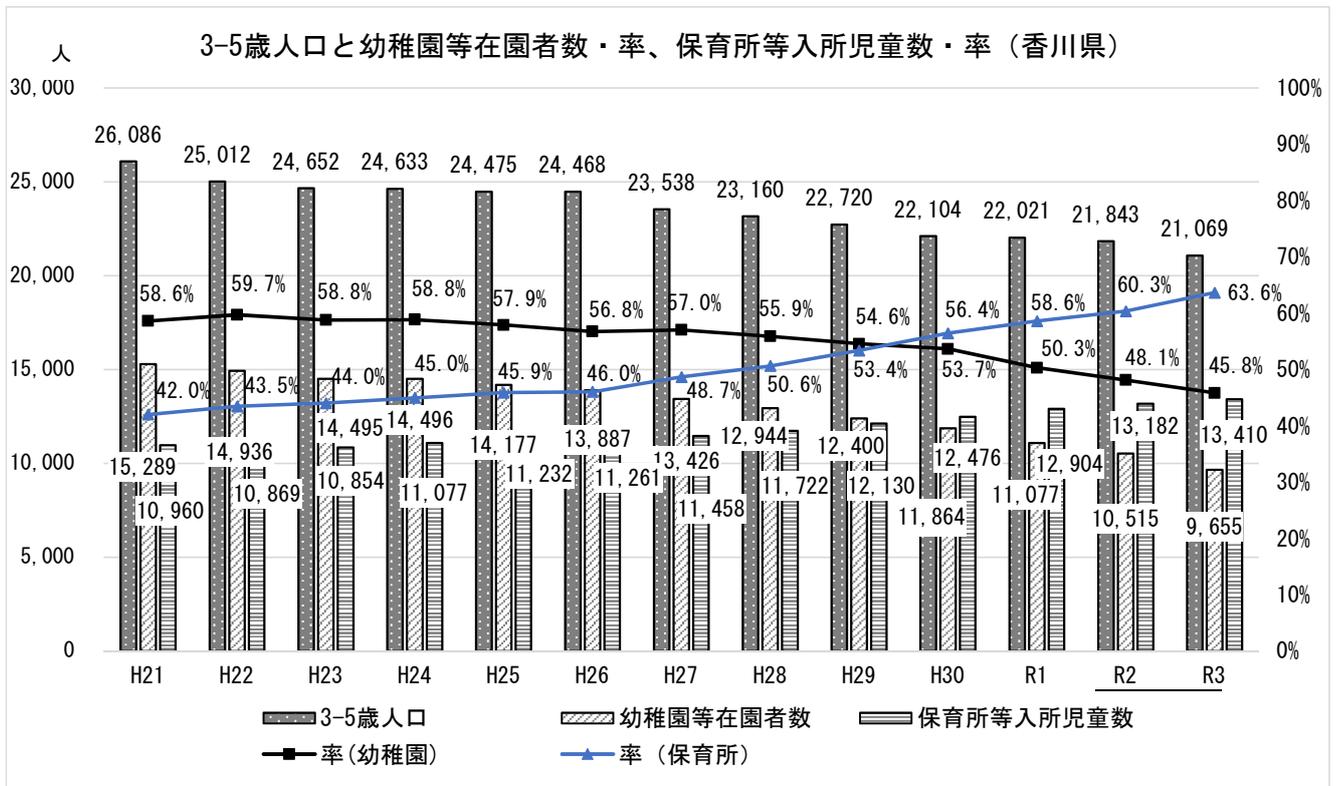
人口:「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

保育所等入所児童数:香川県子ども家庭課(各年10月1日現在)

※保育所等:保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口：「香川県人口移動調査」（各年10月1日現在）  
 保育所等入所児童数：香川県子ども家庭課（各年10月1日現在）  
 ※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業



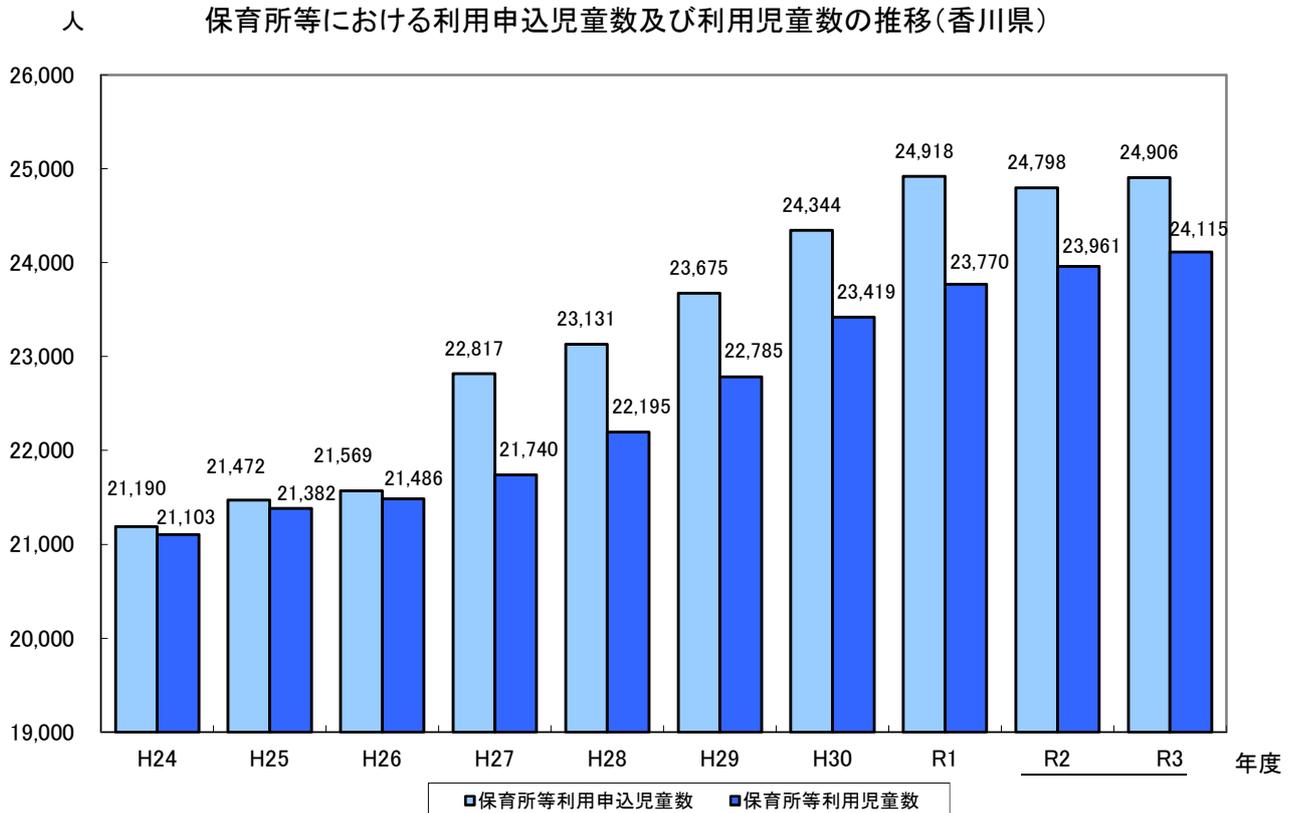
人口：「香川県人口移動調査」（各年10月1日現在）  
 保育所等入所児童数：香川県子ども家庭課（各年10月1日現在）  
 幼稚園等在園者数：「香川県学校基本調査報告書」（各年5月1日現在）  
 ※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業  
 ※認定こども園の2号認定こどもは保育所等入所児童に含み、1号認定こどもは幼稚園等在園者数に含む

### ③ 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

#### ○ 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、共働き世帯の増加等により増加傾向にあります。

特に、子ども・子育て支援新制度が開始された平成 27 年度は、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加しています。



香川県子ども家庭課(各年 10 月 1 日現在)

香川県の保育所等利用待機児童数は、平成 27 年度以降、年度途中(10 月 1 日)だけでなく、年度当初(4 月 1 日)にも発生しています。

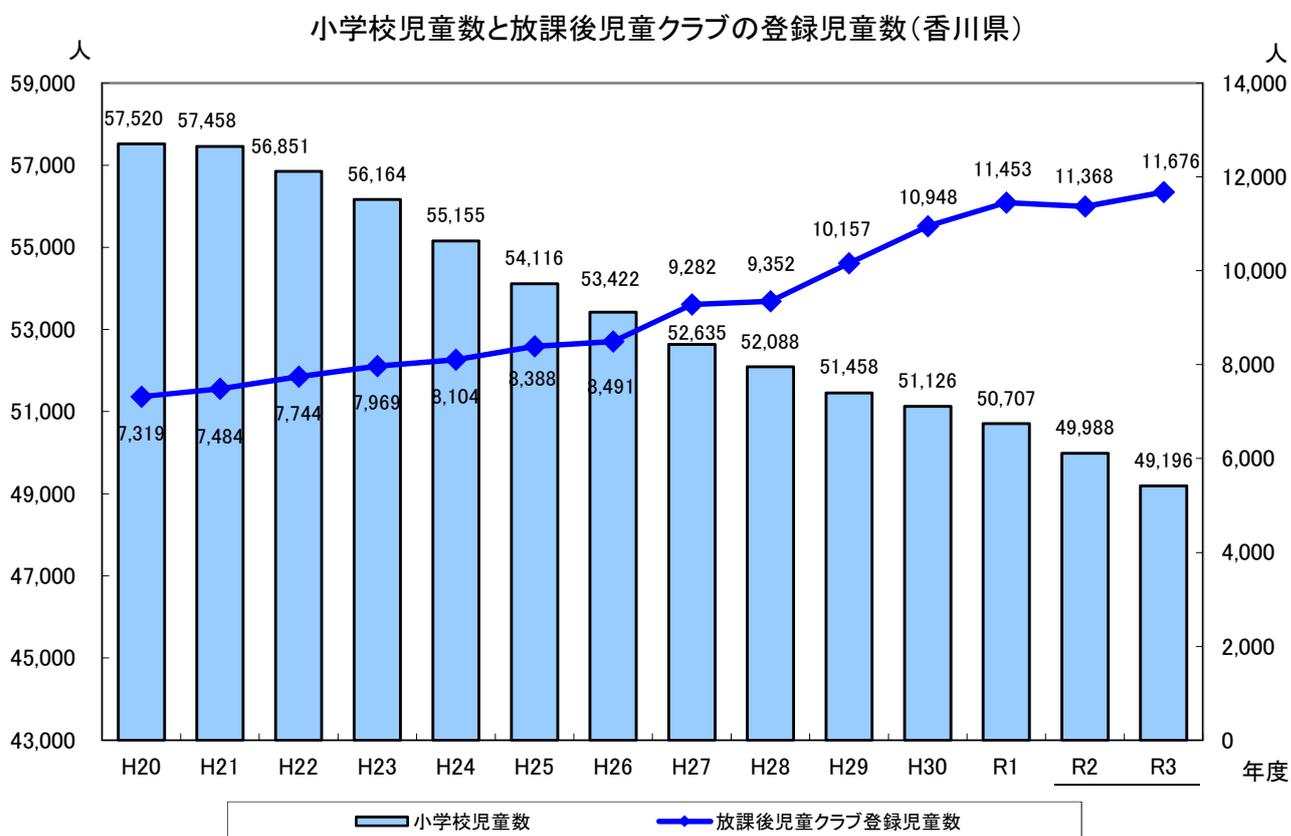
#### 保育所等利用待機児童数の推移(香川県)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
4 月 1 日 現在	0	0	0	0	0	0	0	129	324	227	108	182	64	29	19
10 月 1 日現在	65	68	55	17	30	16	34	407	519	377	314	313	220	166	—

香川県子ども家庭課

## ○ 放課後児童クラブの登録児童数

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で増加傾向にあります。



小学校児童数:「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在)

放課後児童クラブ登録児童数:香川県子ども家庭課(各年5月1日現在)

### (3) 少子化の要因

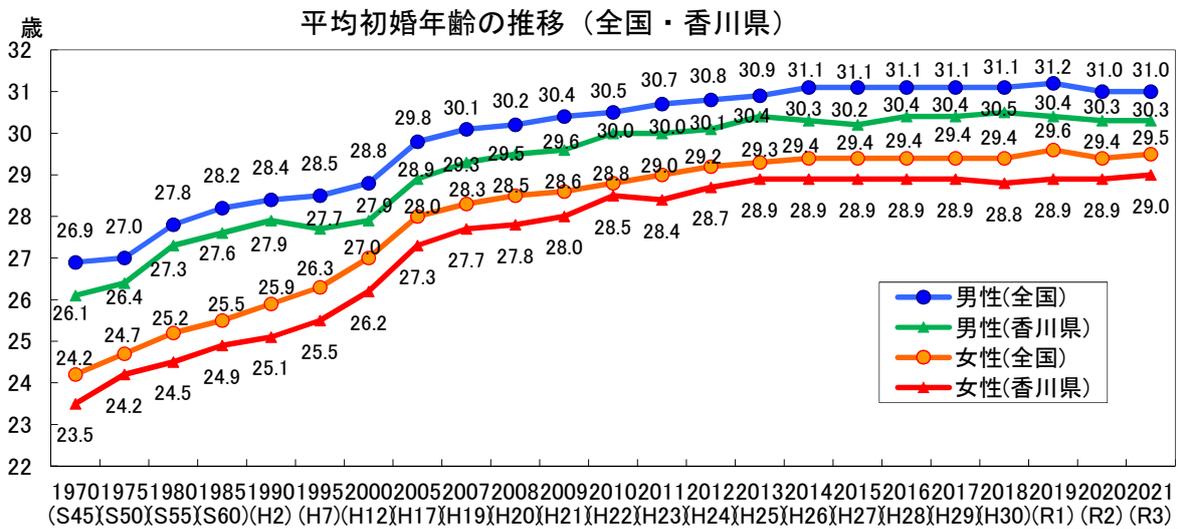
少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の出生子ども数の減少が考えられます。

#### ① 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇

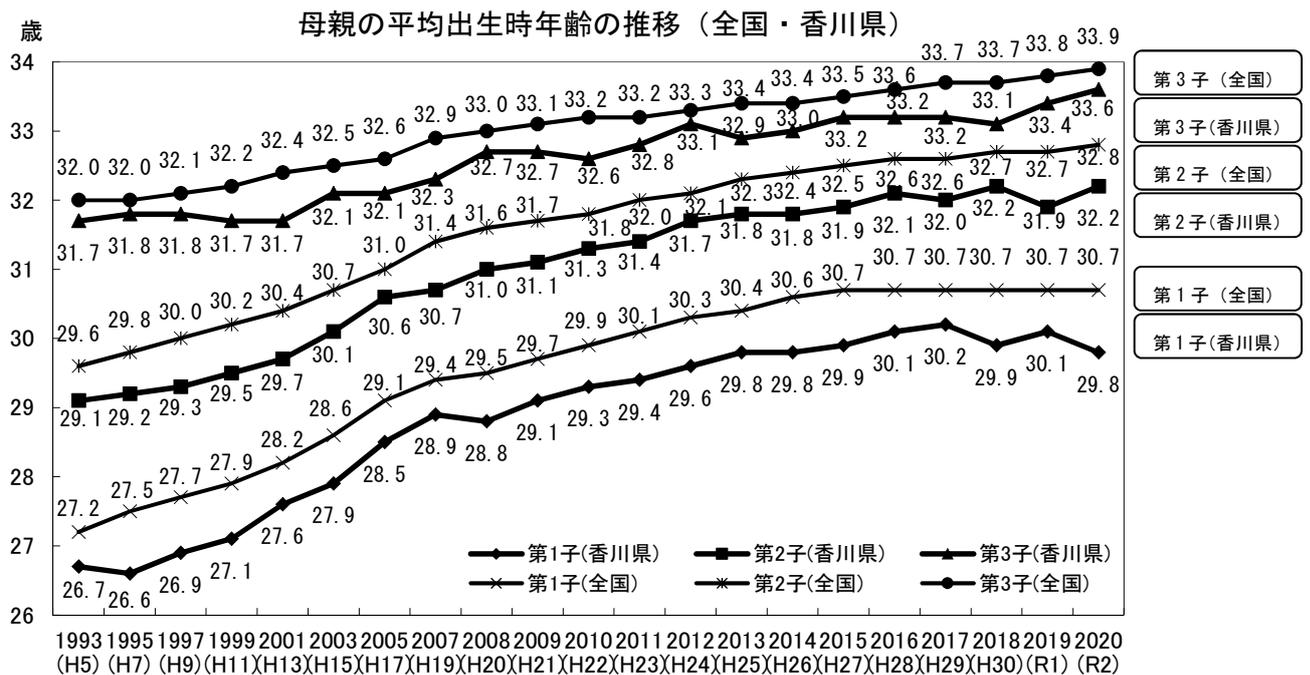
##### ○ 晩婚化・晩産化の進行

平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいますが、近年は横ばい傾向にあります。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、全国に比べると低い水準ですが、第2子・第3子については近年では上昇傾向、第1子については下降傾向にあり、2020（令和2）年では第1子が29.8歳、第2子が32.2歳、第3子が33.6歳となっています。



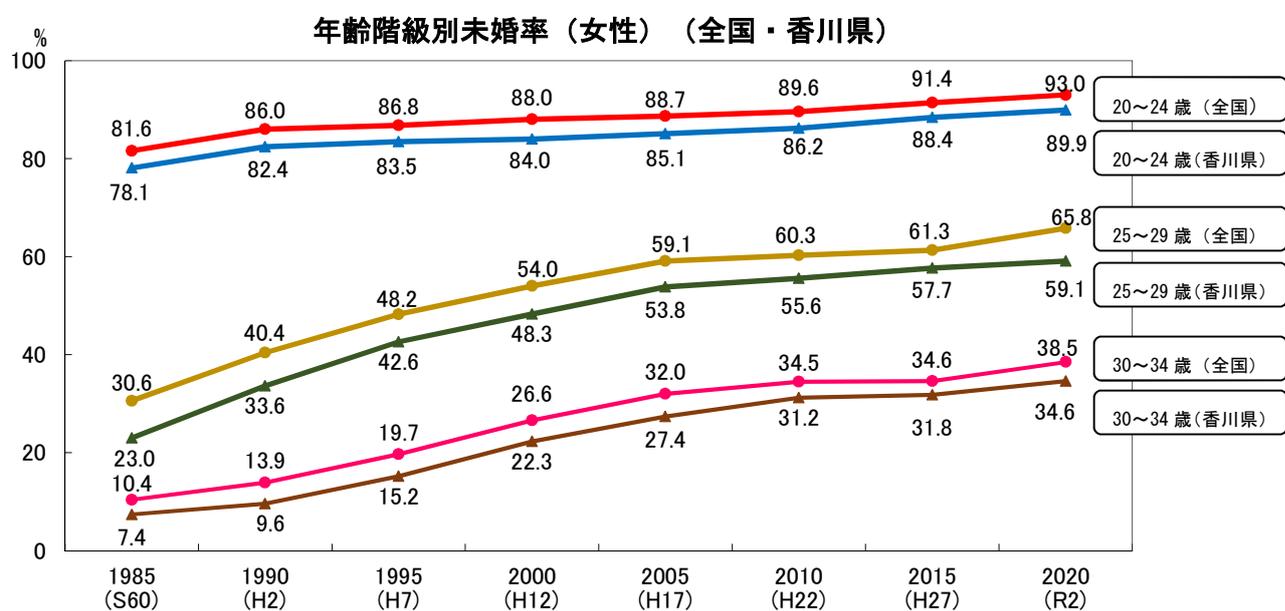
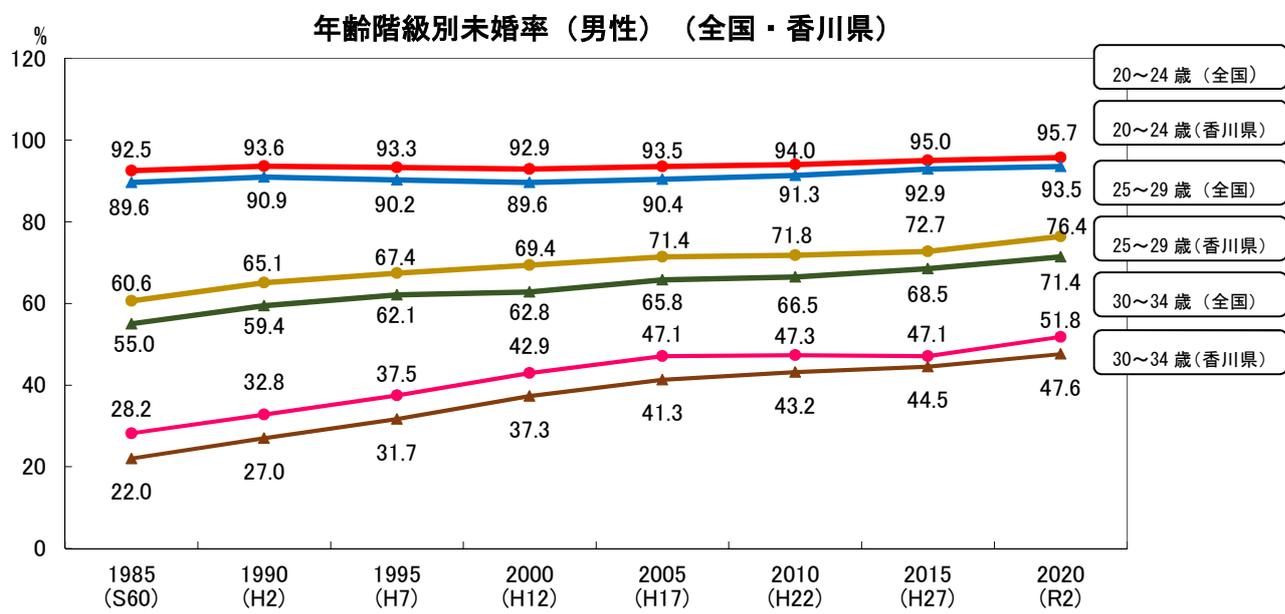
厚生労働省「人口動態統計」



厚生労働省「人口動態統計」

## ○ 未婚率の上昇

本県の年齢階級別未婚率について、1985（昭和60）年から2020（令和2）年の推移をみると、男性は30歳代前半、女性は20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しています。



総務省「国勢調査」

○ 未婚者の生涯の結婚意思

全国調査である第 15 回出生動向基本調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚男性は 85.7%、未婚女性は 89.3%となっています。

未婚者の生涯の結婚意思（全国）

生涯の結婚意思	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
いずれ結婚するつもり	2,319人	85.7%	2,296人	89.3%
一生結婚するつもりはない	324人	12.0%	205人	8.0%
不詳	62人	2.3%	69人	2.7%
総数	2,705人	100.0%	2,570人	100.0%

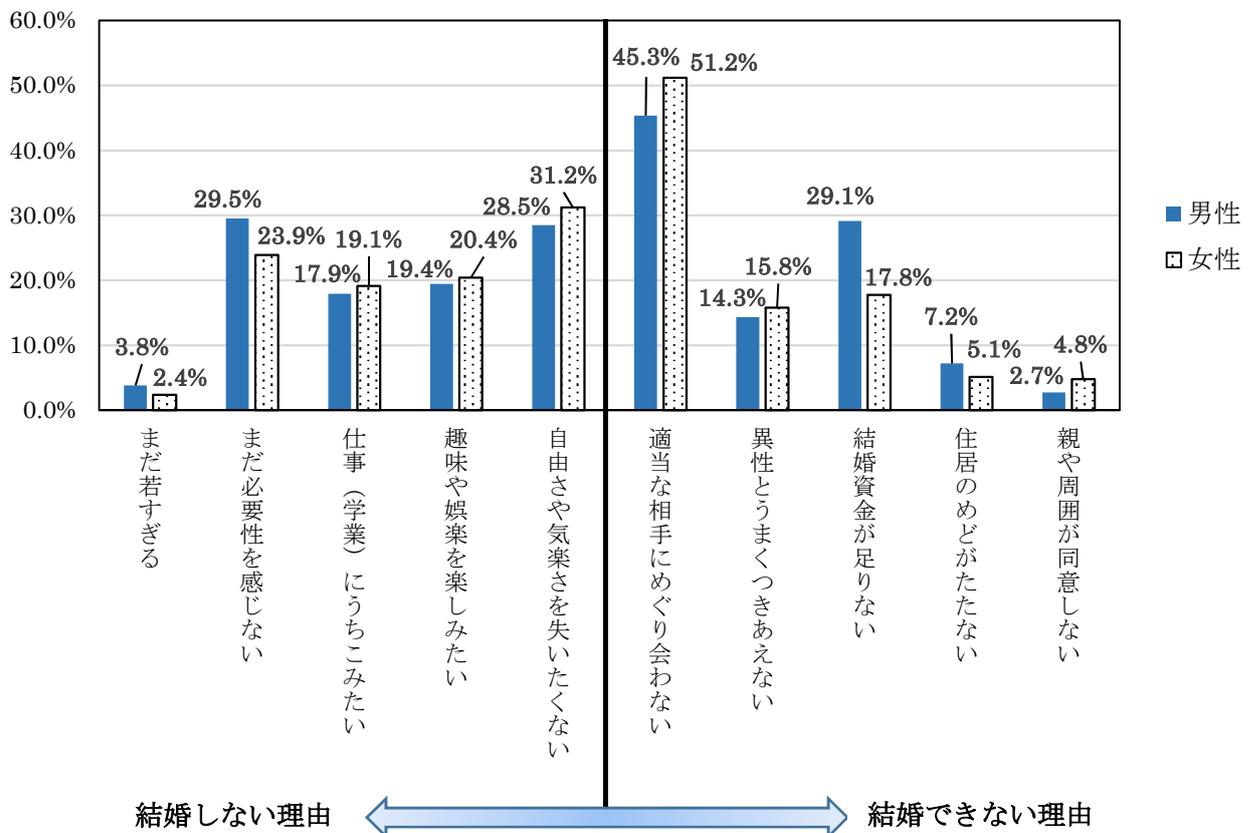
注：対象は 18～34 歳の未婚者

国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）

○ 独身にとどまっている理由

結婚意思のある未婚者（25～34 歳）が独身にとどまっている理由としては、男女共に「適当な相手にめぐり合わない」が最も多く、男性 45.3%、女性 51.2%となっています。

「独身にとどまっている理由」の選択割合（25 歳～34 歳）（全国）

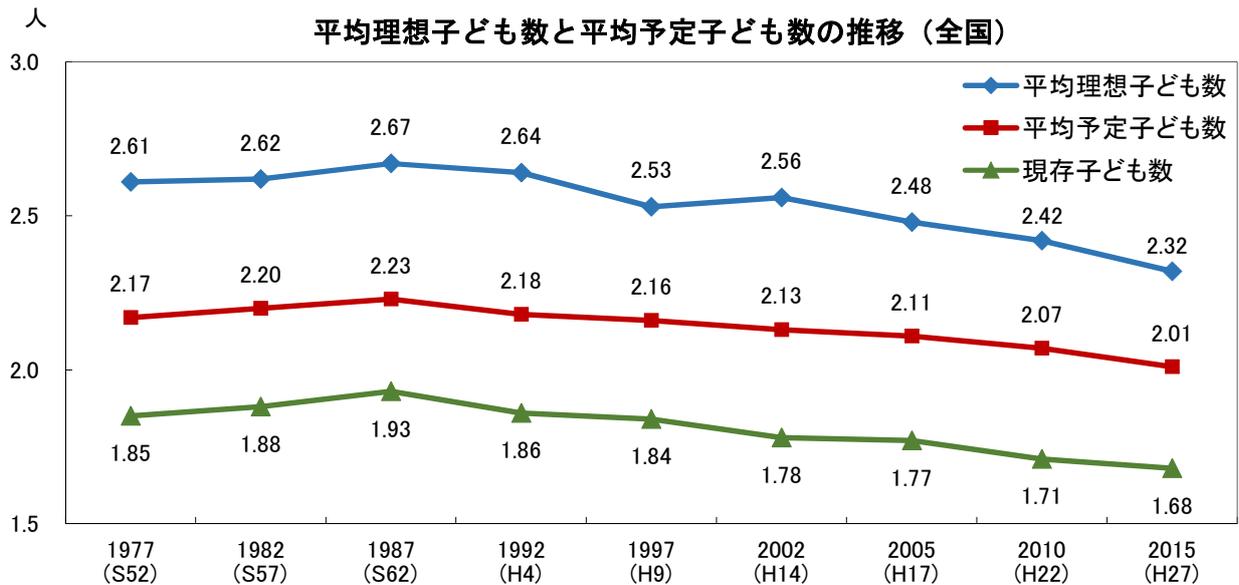


国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）

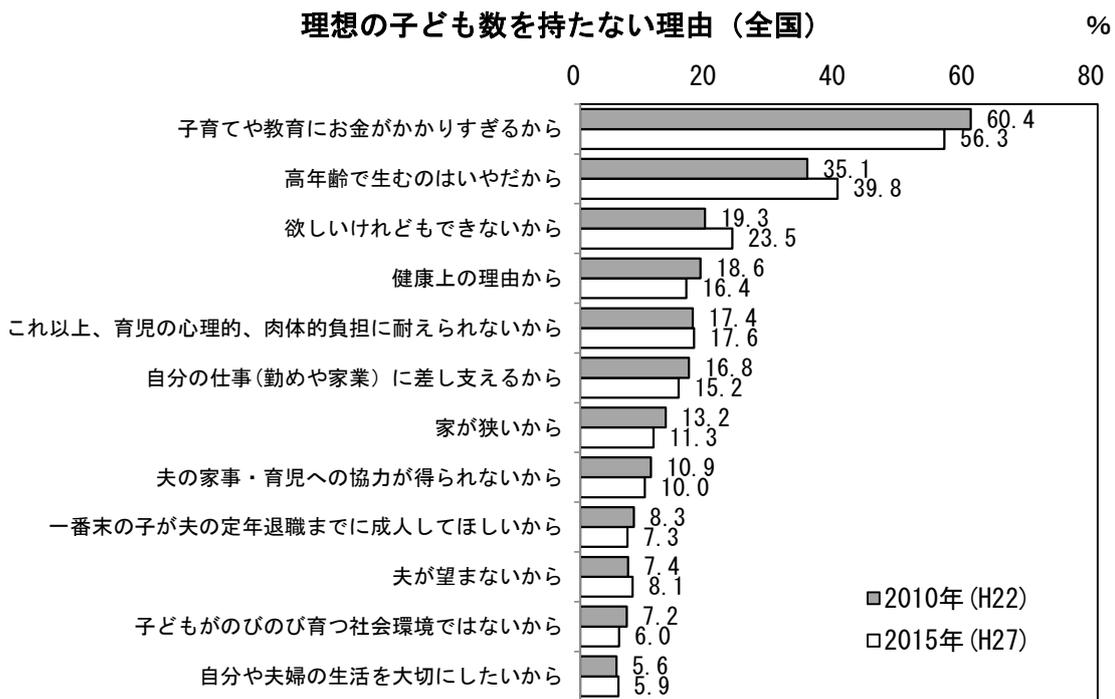
## ② 夫婦の出生子ども数の減少

夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は低下する傾向にあり、2015（平成27）年は調査開始以降最も低い2.32人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）や現存子ども数も、1977（昭和52）年以降最も低くなっています。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（56.3%）、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」（39.8%）、「欲しいけれどもできないから」（23.5%）の順になっています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」（2010年）  
「第15回出生動向基本調査」（2015年）

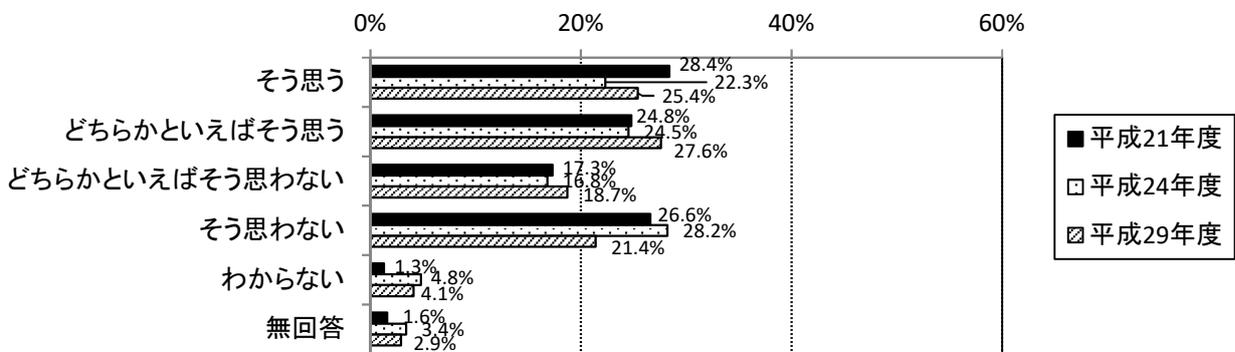
③ 結婚や出産についての意識 令和4年度県政世論調査の結果は、現在集計中です。(以下同)

○「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」に対する考えについて

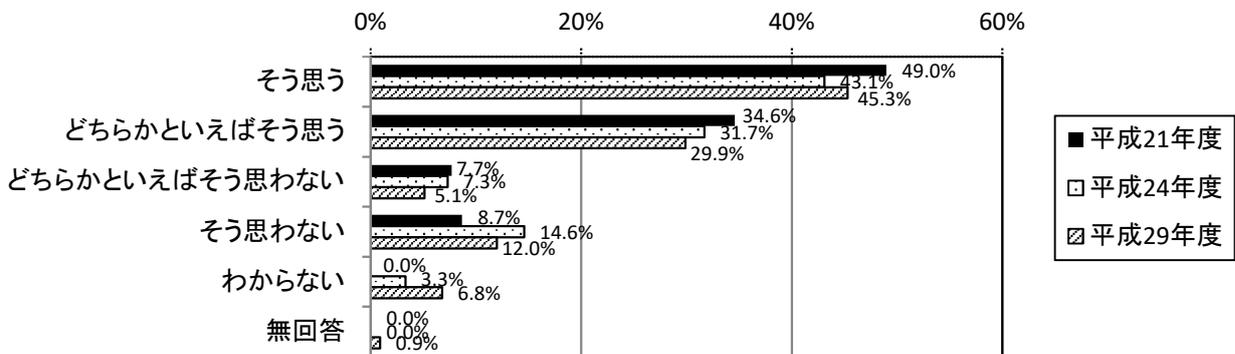
平成 29 年度県政世論調査では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】の割合が53.0%となっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】(40.1%)を12.9ポイント上回っています。平成29年度調査の【思う】(53.0%)は、平成24年度調査の【思う】(46.8%)と比べ6.2ポイント増加しています。

年齢別にみると、平成29年度調査での「20～29歳」の【思う】は75.2%と7割を超えており、平成24年度調査(74.8%)とほぼ同じ割合です。また、平成29年度調査での「30～39歳」の【思う】は76.4%と7割を超え、平成24年度調査(68.2%)と比べ8.2ポイント増加しています。

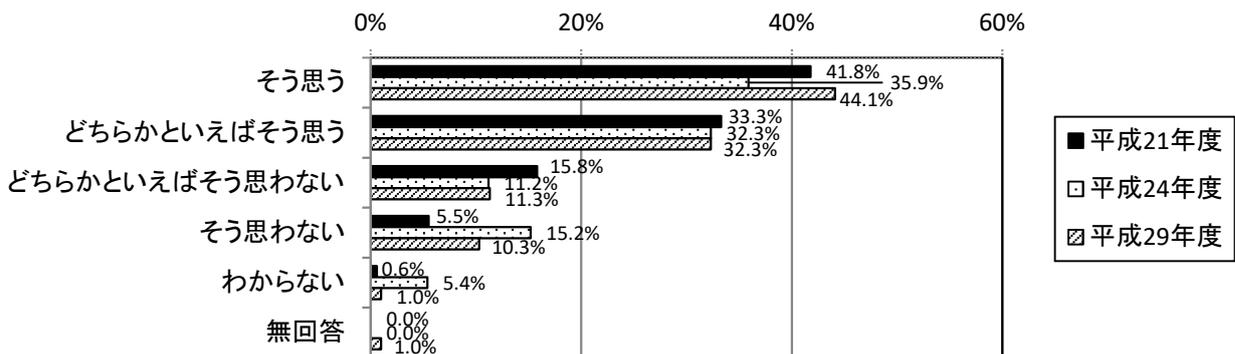
結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



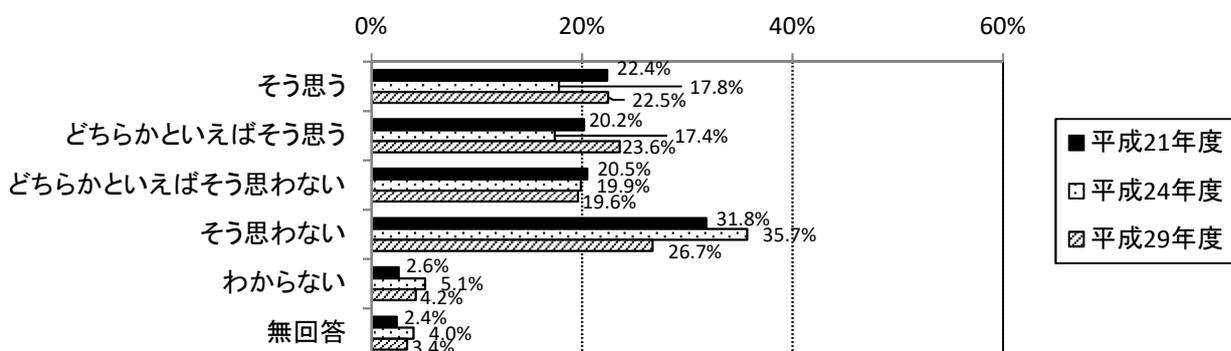
「県政世論調査」

○「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する考えについて

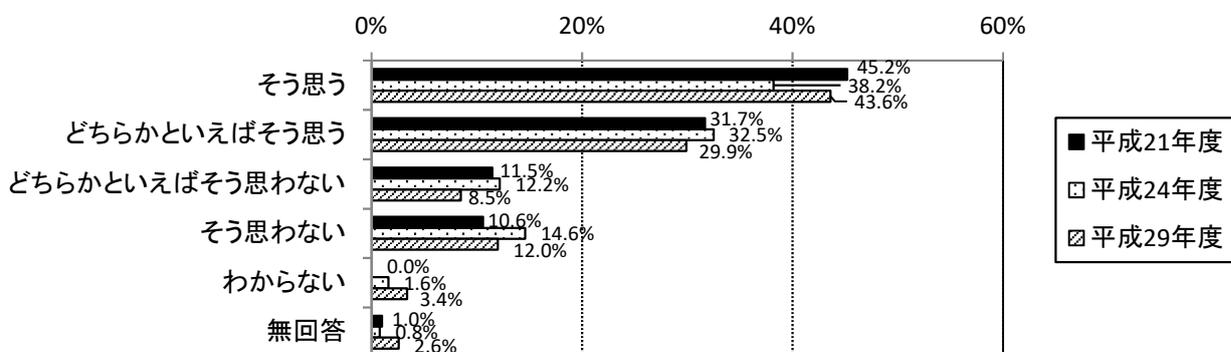
平成29年度県政世論調査では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合が46.3%となっており、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】(46.1%)とほぼ同じ割合となっています。また、平成29年度調査の【思わない】(46.3%)は、平成24年度調査の【思わない】(55.6%)と比べ9.3ポイント減少しています。

年齢別にみると、平成29年度調査での「20～29歳」の【思う】は73.5%と7割を超えており、平成24年度調査(70.7%)と比べ2.8ポイント増加しています。また、平成29年度調査での「30～39歳」の【思う】は71.3%と7割を超えており、平成24年度調査(58.3%)と比べ13.0ポイント増加しています。

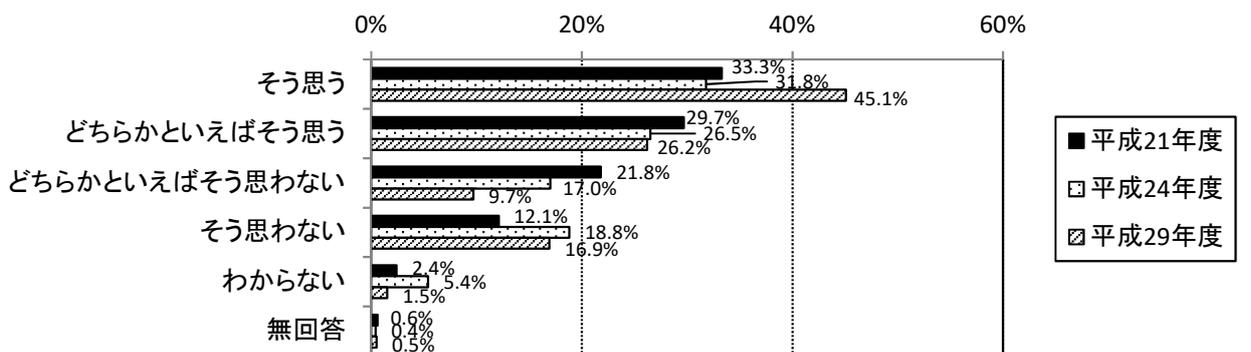
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



「県政世論調査」

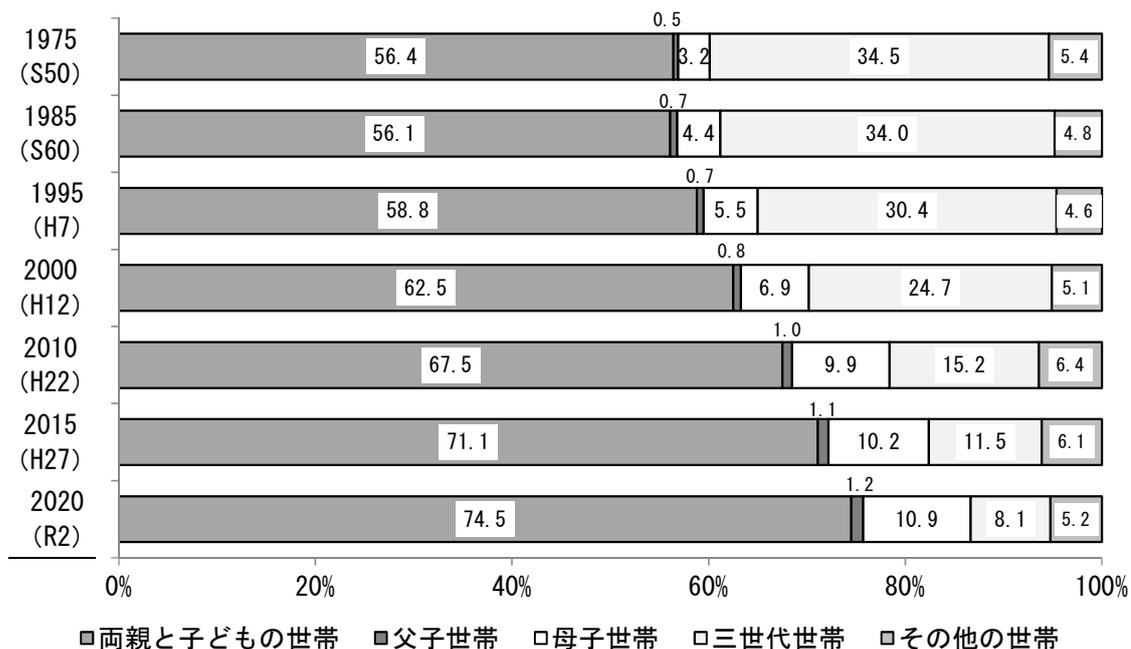
#### (4) 家庭や地域の子育て環境の変化

##### ① 核家族化の進行

一世帯当たりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、2020（令和2）年には2.33人となっています。

また、18歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）も増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移（香川県）

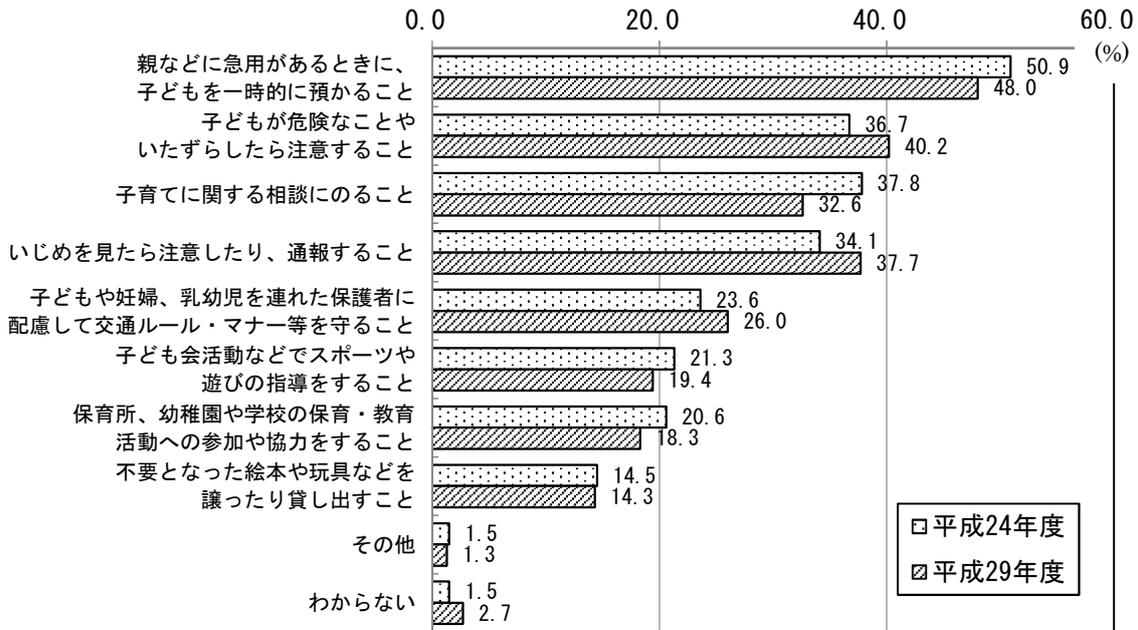


総務省「国勢調査」

② 子育てに関して地域での支えを期待することについて

平成 29 年度県政世論調査では「子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること」について、「親などに急用があるときに、子どもを一時的に預かること」、「子育てに関する相談にのること」、「子どもが危険なことやいたずらしたら注意すること」の順に多く、子育てについて、地域の支えを期待していることがうかがえます。

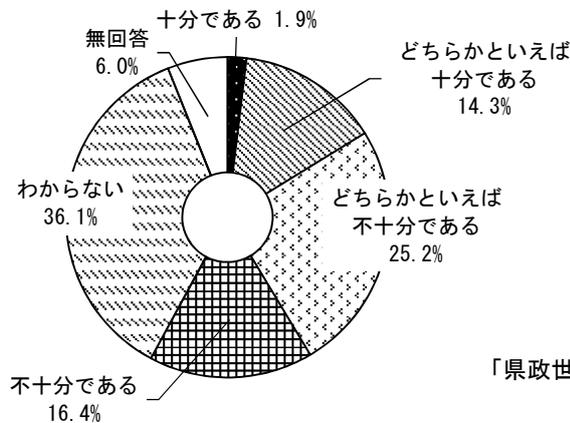
子育て・子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること



「県政世論調査」

③ 子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について

子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について、「不十分である」と「どちらかといえば不十分である」を合わせた【不十分】の割合が 41.6%となっており、「十分である」と「どちらかといえば十分である」を合わせた【十分】(16.2%)を 25.4 ポイント上回っています。

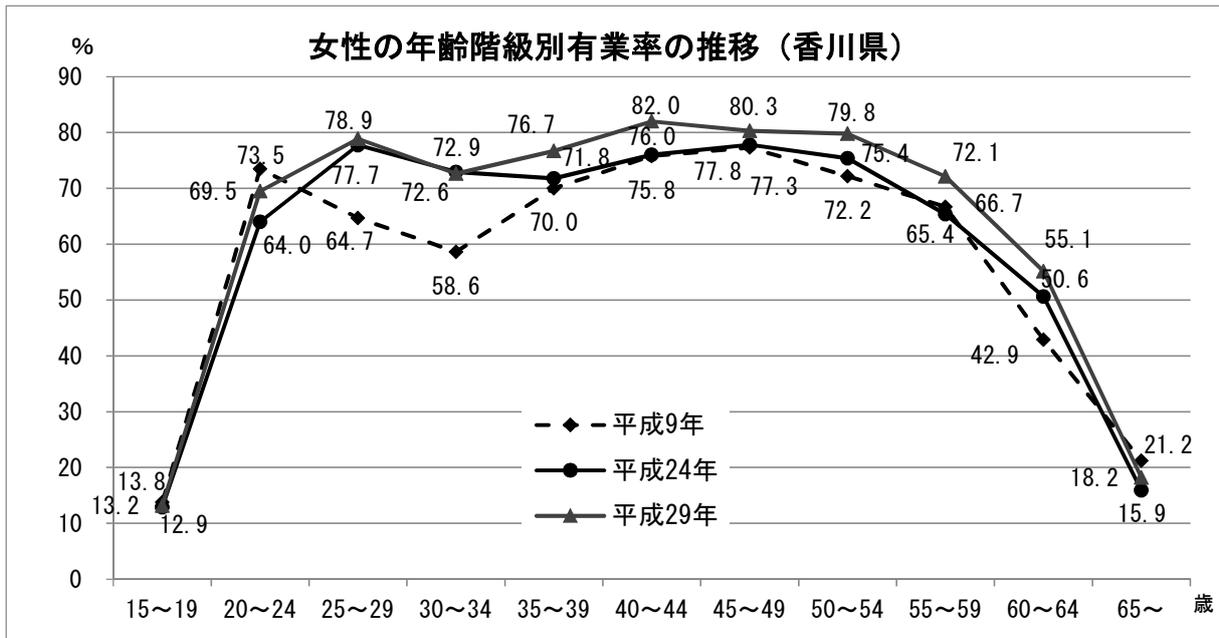


「県政世論調査」(平成 29 年度)

## (5) 仕事と子育てをめぐる環境の変化

### ① 女性の就労状況

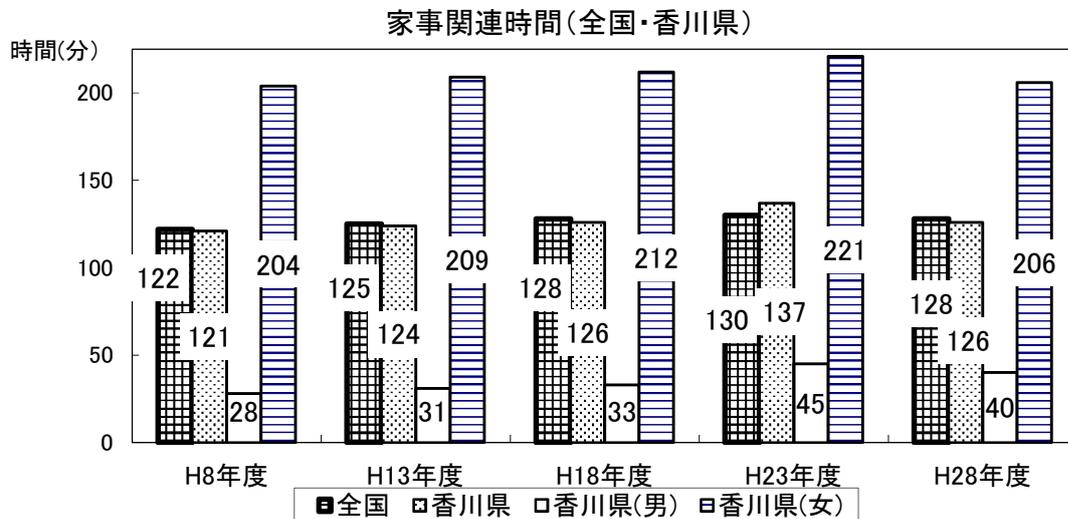
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）を年代別に見ると、いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底（25～39歳）での有業率は上昇しています。



総務省「就業構造基本調査」

### ② 女性に偏る育児時間

総務省の「社会生活基本調査」によると、家事関連時間は平成8年度から大きく変わらず、全国・本県ともに2時間程度であり、平成28年度の本県の男女を比較すると、男性は40分、女性は206分となっており、女性は男性の5倍の時間を家事などに従事しています。

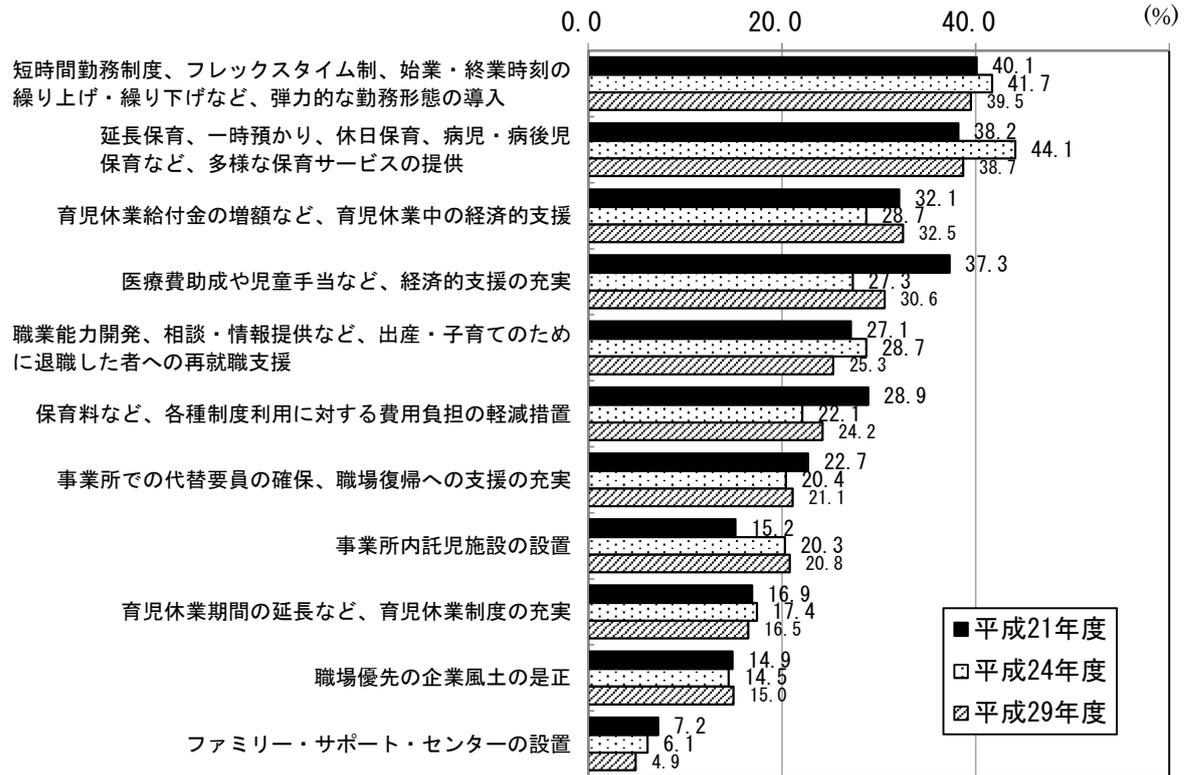


総務省「社会生活基本調査」

### ③ 育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度

平成29年度県政世論調査では、「短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなど、弾力的な勤務形態の導入」が39.5%と最も高く、これに「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供」が38.7%、「育児休業給付金の増額など、育児休業中の経済的支援」が32.5%、「医療費助成や児童手当など、経済的支援の充実」が30.6%、「職業能力開発、相談・情報提供など、出産・子育てのために退職した者への再就職支援」が25.3%で続いています。

育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度（3つまで）

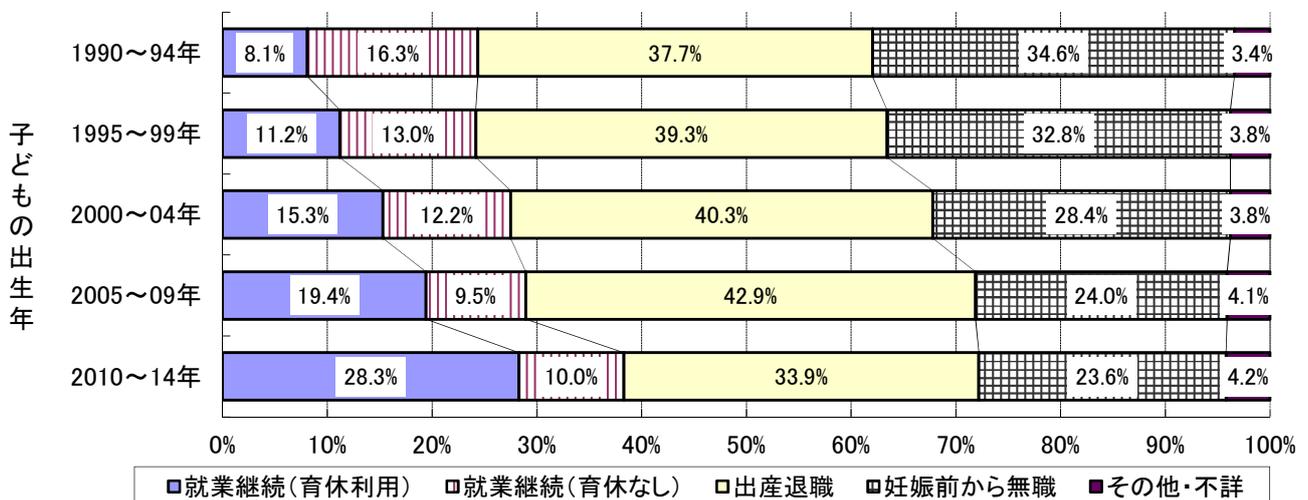


「県政世論調査」

### ④ 女性の就業と出産

2005～09年と2010～14年を比較すると、女性の育児休業制度の利用が増え、出産前後で就業継続している女性の割合は増加し、出産を機に退職する女性の割合は減少しています。

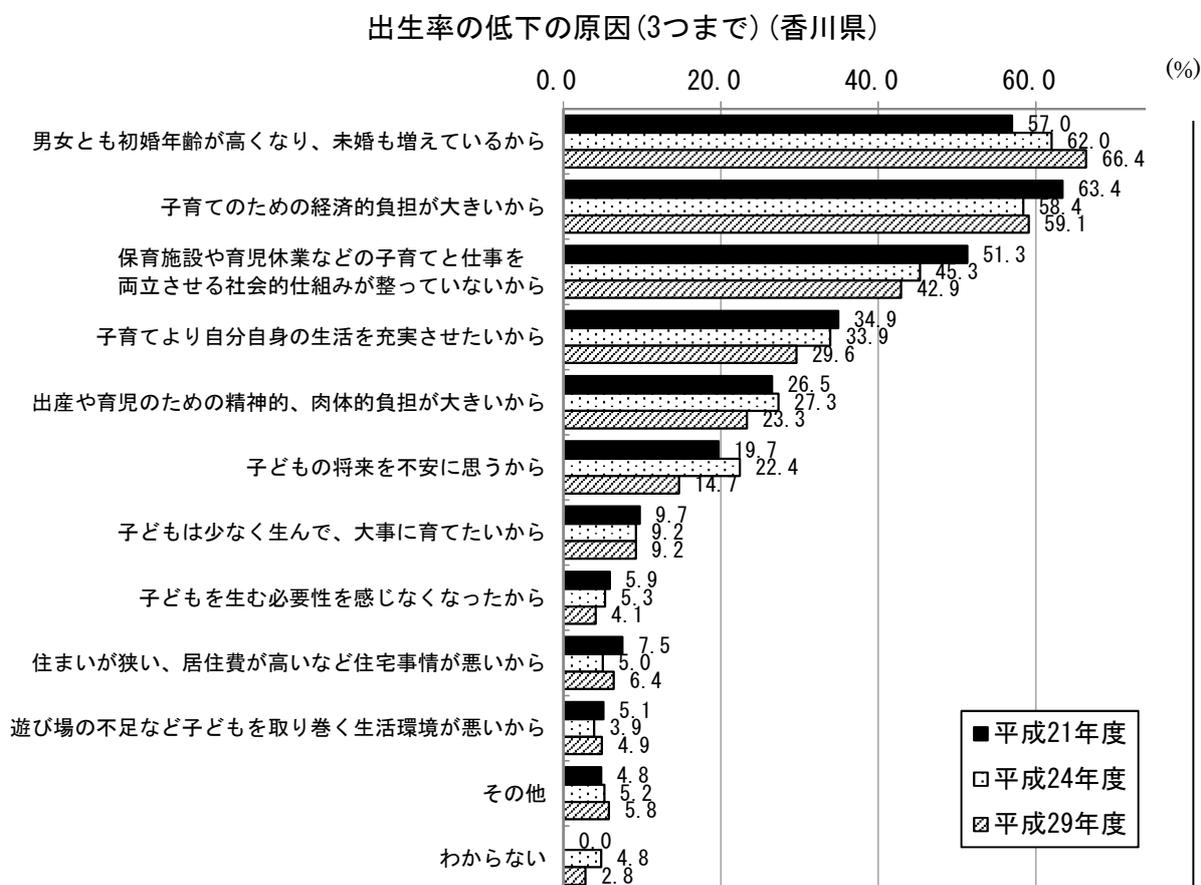
子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)



国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

### ⑤ 子育てに係る経済的負担

平成29年度県政世論調査の「出生率の低下の原因」に関する設問では、「子育てのための経済的負担が大きいから」が6割近くで2番目に多い回答となっています。



「県政世論調査」

## (6) 出産等をめぐる現状

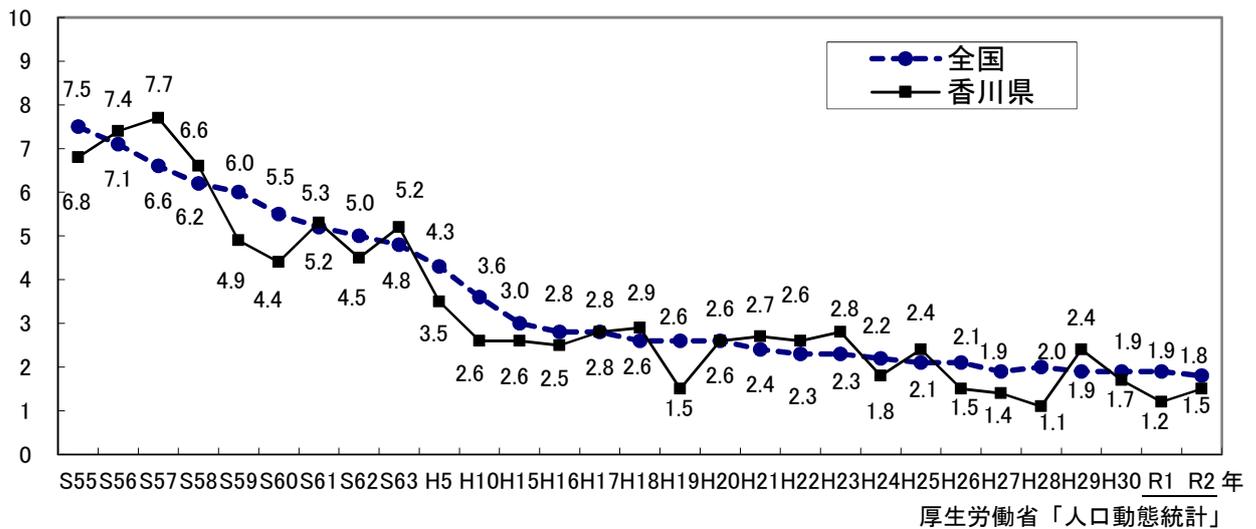
### ① 母子保健対策

本県の乳児死亡率は、平成 29 年は全国平均を上回ったものの、おおむね全国平均を下回って推移しています。

また、出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加や不妊治療による複産の増加の可能性など、周産期（妊娠満 22 週～生後 1 週未満）における医療の重要性が増大しています。

乳児死亡率の年次推移（全国・香川県）

出生千対



低出生体重児の推移（香川県）

	出生数	低出生体重児 (2,500g 未満)							
		計		低出生体重児 (狭義) 1,500~2,500g 未満		極低出生体重児 1,000~1,500g 未満		超低出生体重児 1,000g 未満	
		出生数	構成比 (%)	出生数	構成比 (%)	出生数	構成比 (%)	出生数	構成比 (%)
昭和 55	12,993	627	4.8	579	4.5	34	0.3	14	0.1
60	11,529	566	4.9	513	4.4	39	0.3	14	0.1
平成 2	9,555	615	6.4	559	5.9	38	0.4	18	0.2
7	9,301	645	6.9	586	6.3	47	0.5	12	0.1
12	9,808	810	8.3	740	7.5	57	0.6	13	0.1
17	8,686	782	9.0	727	8.4	31	0.4	24	0.3
22	8,397	789	9.4	726	8.6	42	0.5	21	0.3
23	8,311	703	8.5	653	7.9	25	0.3	25	0.3
24	8,161	757	9.3	710	8.7	29	0.4	18	0.2
25	8,059	672	8.3	603	7.5	46	0.6	23	0.3
26	7,745	691	8.9	643	8.3	30	0.4	18	0.2
27	7,719	703	9.1	640	8.3	36	0.5	27	0.3
28	7,510	683	9.1	622	8.3	42	0.6	19	0.3
29	7,387	633	8.6	597	8.1	23	0.3	13	0.2
30	6,899	623	9.0	562	8.1	36	0.5	25	0.4
令和 1	6,631	611	9.2	563	8.5	31	0.5	17	0.3
2	6,179	555	9.0	499	8.1	35	0.6	21	0.3

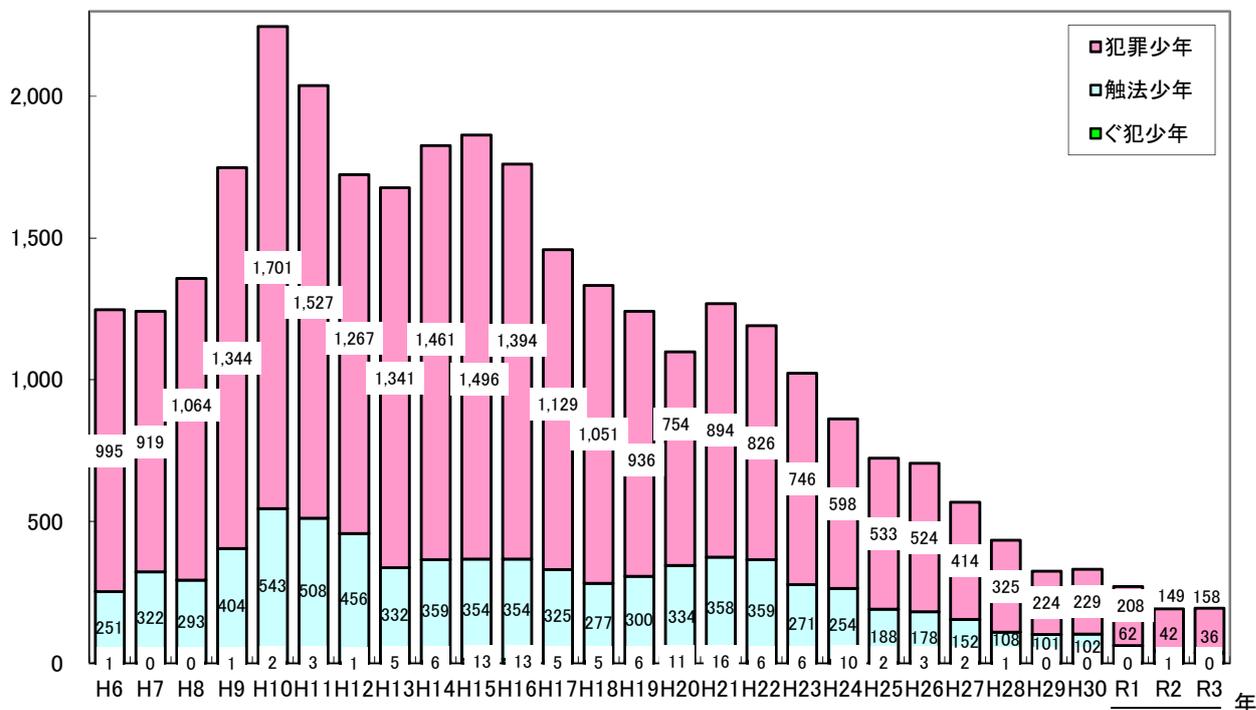
厚生労働省「人口動態統計」

## (7) 子どもを取り巻く状況

### ① 少年非行犯罪件数の推移

平成6年からの推移をみると、平成10年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じ、令和3年では犯罪少年158人、触法少年36人、ぐ犯少年0人となっています。

人 非行少年の年次別推移（香川県）



香川県警察本部

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

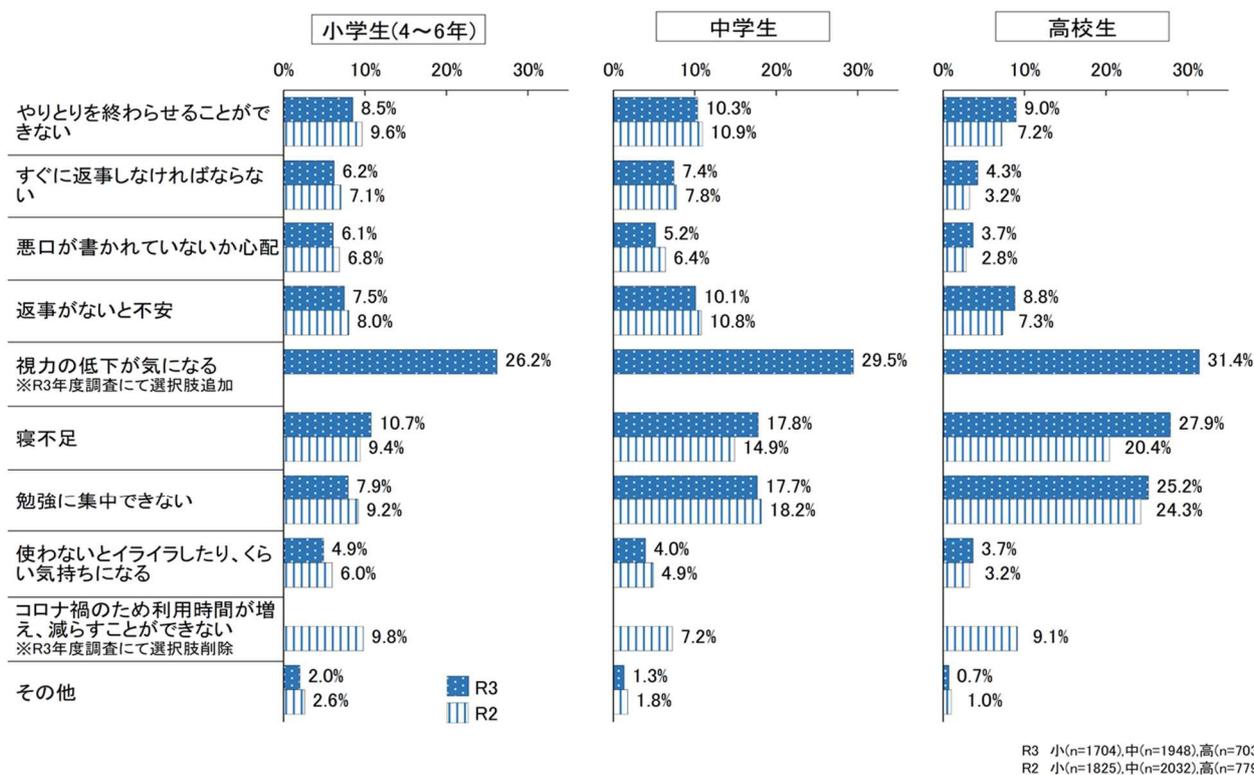
触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

## ② スマートフォン等の利用状況

スマートフォン等を利用している児童生徒の利用に当たっての悩みや心配事は、全校種で「視力の低下が気になる」が最も高く、次いで、「寝不足」となっています。

悩みや心配事の内容(令和3年度・令和2年度) (複数回答)

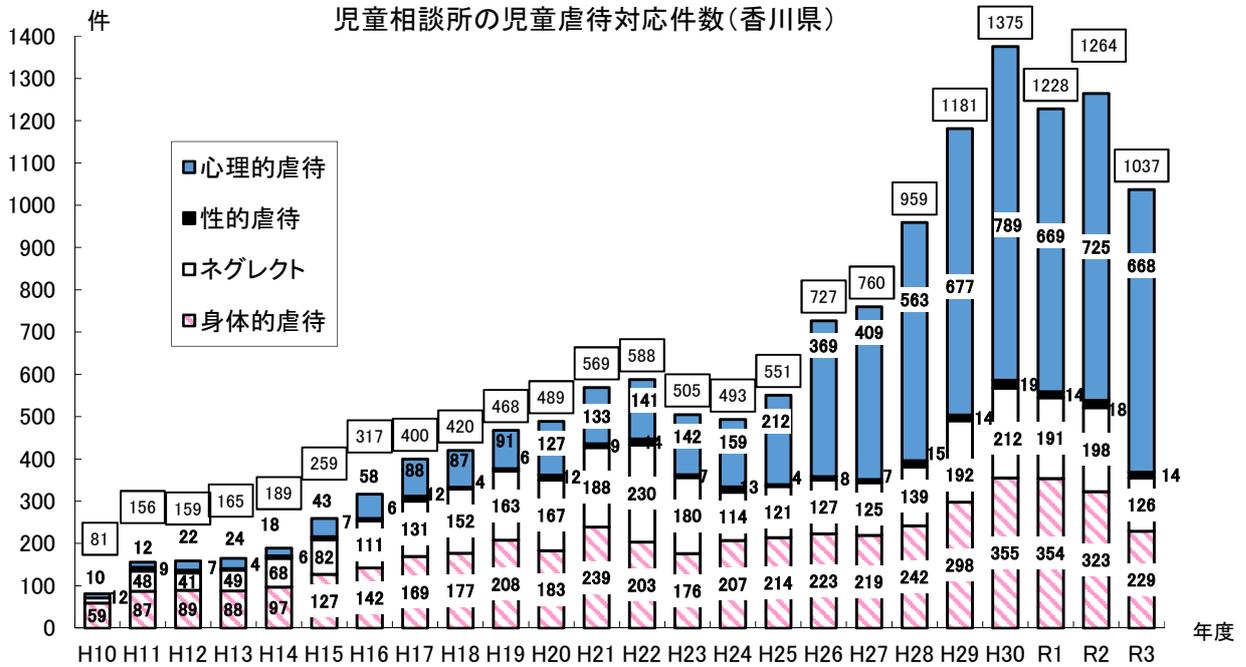


香川県教育委員会「令和3年度スマートフォン等の利用に関する調査」

### ③ 児童虐待・社会的養育

#### ○ 児童虐待対応件数

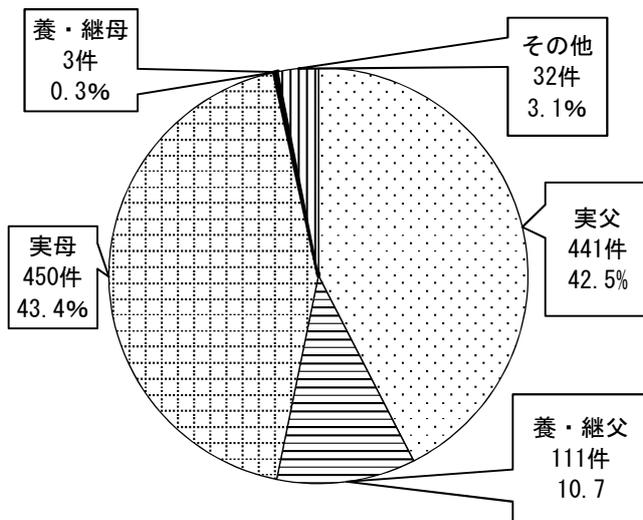
本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成30年度に過去最多となり、令和3年度は1,037件とやや減少したものの、平成29年度以降、毎年度1,000件を超える高い水準で推移していることから、社会全体で解決すべき重要な課題です。



香川県子ども家庭課

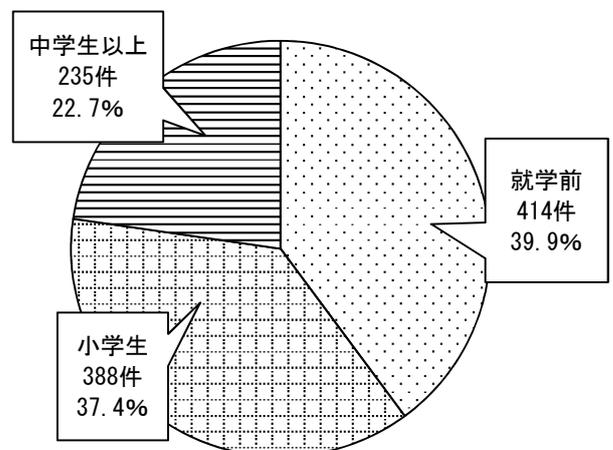
虐待者は平成26年度以降、父親による件数が母親を上回っています。これは子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)による通告の増加が一因と考えられます。また、虐待を受けた子どもの年齢は、令和3年度は0歳から就学前が約4割、小学生が約4割、中学生以上が約2割となっています。

主たる虐待者の状況(香川県)



□実父 □養・継父 □実母 ■養・継母 □その他

年齢別児童虐待対応件数(香川県)

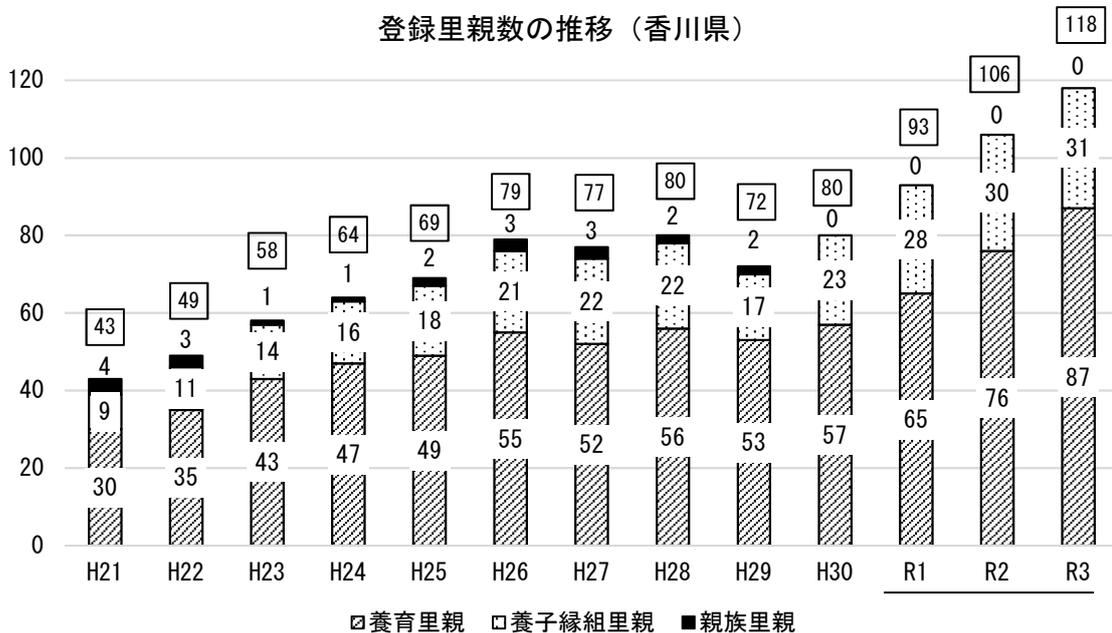


□就学前 □小学生 □中学生以上

香川県子ども家庭課

## ○ 登録里親数

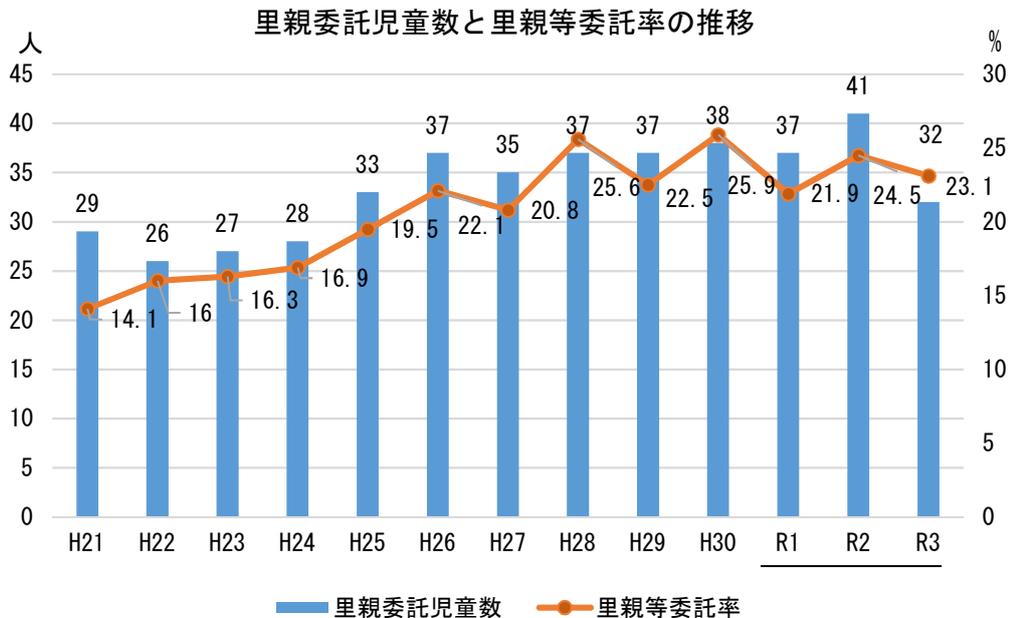
登録里親の高齢化などを理由に登録削除となるケースはあるものの、里親啓発活動等を行っており、登録里親数は増加しています。



香川県子ども家庭課

## ○ 里親委託児童数と里親等委託率

里親委託児童数、里親等委託率のいずれも10年前に比べると増加していますが、近年は横ばいで推移しています。

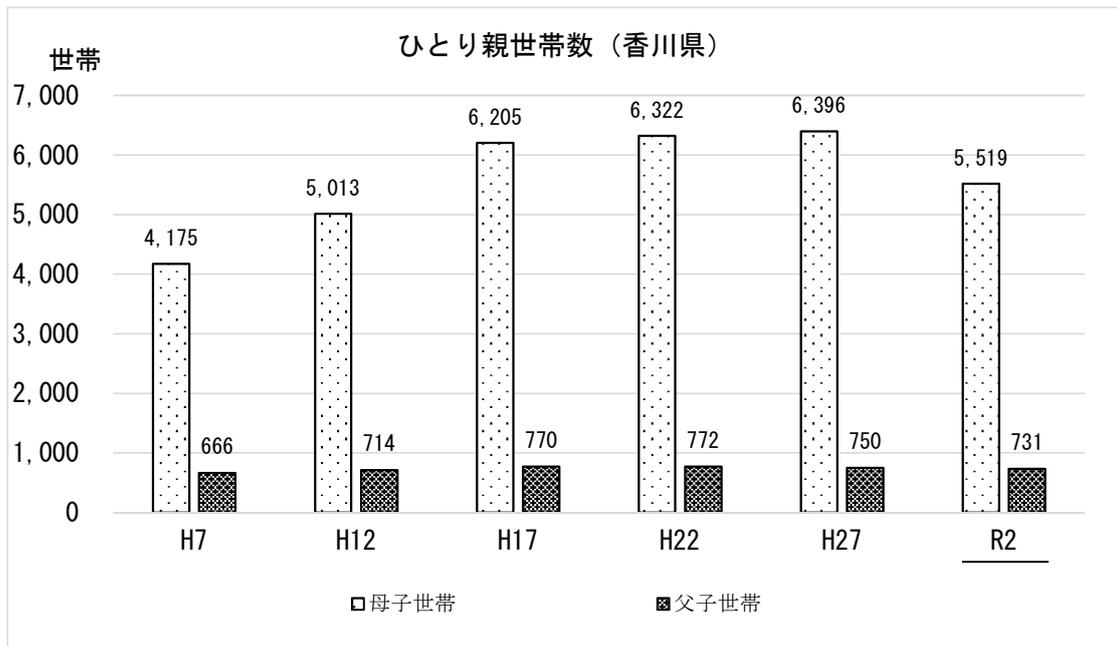


香川県子ども家庭課

※里親等委託率：児童養護施設・乳児院への入所児童数及び里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計に占める、里親・ファミリーホームへの委託児童数の割合

## ○ ひとり親家庭の状況

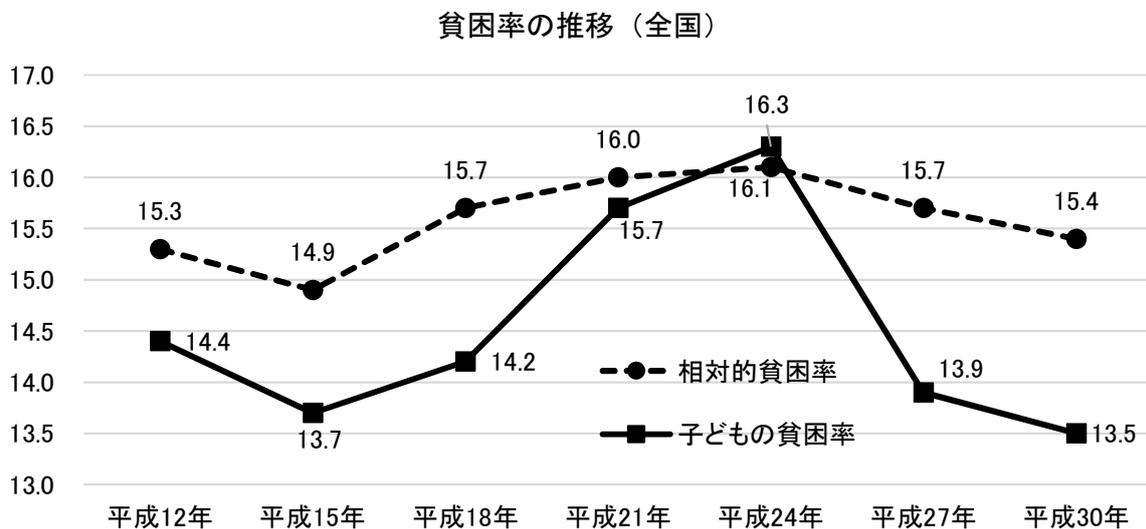
ひとり親家庭のうち、父子世帯は近年横ばい傾向にあるものの、母子世帯は近年、減少傾向にあります。



総務省「国勢調査」

## ○ 子どもの貧困

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%となっており、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。



厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

## 2 これまでの少子化対策等

### (1) 国におけるこれまでの取組み

平成 6 年 12 月	○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)の策定(平成 7~11 年度)
	○「緊急保育対策等 5 か年事業」の策定(平成 7~11 年度)
平成 11 年 12 月	○「少子化対策推進基本方針」の策定
	○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)の策定(平成 12~16 年度)
平成 14 年 9 月	○「少子化対策プラスワン」の策定
平成 15 年 7 月	○「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の成立
平成 16 年 6 月	○「少子化社会対策大綱」の策定
平成 16 年 12 月	○「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)の策定(平成 17~21 年度)
平成 22 年 1 月	○「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法に基づく大綱)の策定
平成 24 年 8 月	○子ども・子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法改正法」、「関係法律整備法」)の成立
平成 26 年 4 月	○「次世代育成支援対策推進法」等の一部を改正する法律による改正
平成 27 年 3 月	○新たな「少子化社会対策大綱」の策定
平成 28 年 4 月	○「子ども・子育て支援法」の改正(仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の創設)
平成 29 年 6 月	○「子育て安心プラン」の策定
令和元年 10 月	○「子ども・子育て支援法」の改正(幼児教育・保育の無償化の実施)
<u>令和 2 年 5 月</u>	<u>○新たな「少子化社会対策大綱」の策定</u>
<u>令和 3 年 5 月</u>	<u>○「子ども・子育て支援法」の改正(市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加など)</u>
<u>令和 4 年 6 月</u>	<u>○「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」の成立</u>

### (2) 県におけるこれまでの取組み

平成 9 年 3 月	○「香川県子育て支援計画」(かがわいきいきエンゼルプラン)の策定(平成 9~12 年度)
平成 13 年 3 月	○「新香川県子育て支援計画」(かがわエンゼルプラン 21)の策定(平成 13~17 年度)
平成 17 年 3 月	○「香川県次世代育成支援行動計画」の策定(平成 17~21 年度)
平成 22 年 3 月	○「香川県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定(平成 22~26 年度)
平成 27 年 3 月	○「香川県健やか子ども支援計画」の策定(平成 27~31 年度)
平成 30 年 3 月	○「香川県健やか子ども支援計画」の見直し
<u>令和 2 年 3 月</u>	<u>○「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の策定(令和 2~6 年度)</u>

第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2年度～令和6年度）  
施策の実施状況等

（令和3年度）

次の算出方法により「A」、「B」、「C」、「D」、「ー」を記入

A 達成率が40.0%以上 ⇒ 順調に推移している。

<40.0%以上の考え方>

令和3年度は、5年間の計画期間のうち2年経過したため、2/5（40.0%）以上進捗していればAとする。ただし、計画策定時及び目標年度の設定により、達成率を変更する。

B 達成率が40.0%未満で20.0%以上  
⇒ 順調ではないが、計画策定時より一定程度進展している。

C 達成率が20.0%未満で0%超  
⇒ 順調ではないが、計画策定時より少しは進展している。

D 達成率が0%以下  
⇒ 計画策定時から進展していない。

ー 実績値が出ない、統計の調査年等の関係で評価ができないもの。

達成率の計算方法 
$$\frac{\text{「実績値（数値）」} - \text{「計画策定時（数値）」}}{\text{「目標数値」} - \text{「計画策定時（数値）」}} \times 100$$

## 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	I 結婚・妊娠期からの支援
項目	1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

### I 令和3年度の取組み状況

#### 1 結婚を希望する男女の応援

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点「かがわ縁結び支援センター」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業（縁結びマッチング）や登録企業・団体等（応援団体）が実施する婚活イベント（縁結びイベント）の支援を行った。
- 新** 会員自身のスマートフォンなどでもお相手の閲覧・検索やお引合せの申込みができるようマッチングシステムを改修し、センターの開所日や開所時間に関わらず、また、感染症対策のための外出自粛期間中であっても婚活に取り組めるよう利便性の向上を図った。
- 顧客に結婚支援等に関する情報提供を行う県内の美容師や保険外交員等を「縁結び・子育て美容-eki」、「縁結び・子育てサポーター」として認定し、定期的なフォローアップを実施することで結婚支援及び子育て支援の窓口へのつなぎ役になってもらい、地域全体で結婚を希望する男女を応援する気運を醸成した。

#### 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

- 不妊・不育症専門相談（300件）、女性の健康相談（39件）を実施し、相談に応じるなど、女性の健康保持・増進及び不妊の課題に対処した。
- 将来、子どもを産み育てることを望むがん等の患者に対し、生殖機能を温存する治療（妊孕力温存治療）に要する費用の一部の助成を行った。

#### 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- 妊娠・出産について、気軽に相談できる体制の整備及び正しい知識の普及啓発を図るため、妊娠出産サポート（相談窓口）を開設し、相談（499件）に応じるとともに、県民向けの講演会・相談会を開催した。

#### 4 小児・母子医療体制の充実

- 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、周産期医療従事者を対象とした研修会を開催（2回）するなど、周産期医療体制の充実に努めた。

#### 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- 小学生以上の県民が、日々の健康づくりを楽しみながら継続的に健康づくりを実践する仕組みを推進するかがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」を実施した。
- 子どもの野菜の摂取量増加や朝食摂取等の望ましい食習慣の確立のため、食育ボランティア等を活用して、子どもとその保護者を対象に、県内市町で、野菜や朝食をテーマとした料理教

室(29回)、郷土料理をテーマとした料理教室(20回)を開催した。

- ・ 小児生活習慣病を予防するため、市町等が実施する小児生活習慣病予防健診に対して助成を行うとともに、保健指導実践者に対する研修や専門家による子どもの生活習慣病対策等の検討を行った。
- ・ 「歯と口の健康週間」等において、歯科口腔保健の普及啓発などを行った。
- ・ 思春期保健を推進するため、思春期特有の医学的な問題や悩み、不安等に関する出前講座を実施するなど、親になる年齢に近い高校生への正しい知識の普及に努めた。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6年度	評価	担当課
かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数(累計)	693組	H29～H30	562組	R2～3	1,730組 (R2～6年度)	B	子ども政策課
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児)	95.6%	H29	88.4%	R2	97.0%	—	子ども家庭課
乳幼児健康診査の受診率 (3歳児)	94.0%	H29	96.0%	R2	97.0%	—	子ども家庭課
全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%	H29	9.2%	R2	減少傾向	—	子ども家庭課
むし歯のない3歳児の割合	80.5%	H29	84.2%	R2	90% (R4年度)	—	健康福祉総務課
10代の人工妊娠中絶率(15歳以上20歳未満の女子人口千対)	5.2	H29	3.3	R2	4.0	—	子ども家庭課

\* 乳幼児健康検査の受診率(1歳6か月児・3歳児)、全出生数中の低出生体重児の割合、むし歯のない3歳児の割合、10代の人工妊娠中絶率：R3の実績値が出ていないため、R2の実績値を記載し、評価は記載しない。

### 課題・問題点

#### 1 結婚を希望する男女の応援

- ・ 晩婚化が進行するとともに未婚率が上昇傾向にあることから、結婚を希望する独身男女のため、「かがわ縁結び支援センター」を中心とした支援体制を強化し、「縁結びおせっかいさん」や市町、企業・団体等との連携を深めながら、出会いの場の拡大や社会全体で結婚を応援する気運の醸成等が必要である。

#### 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

- ・ 出産年齢の高齢化や妊娠中の喫煙等による低出生体重児の増加及び核家族化の進行等による育児不安の増加等から、妊婦や乳児の健康管理や保健指導に努める必要がある。

### **3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築**

- ・ 若年層の人工妊娠中絶件数は緩やかに減少傾向にあるが、望まない妊娠や性感染症を減らすため正しい性知識の普及啓発が必要である。

### **4 小児・母子医療体制の充実**

- ・ ハイリスク妊産婦や小児慢性特定疾病を抱える子どもや保護者への支援について、医療機関や市町と連携して、保健師等の訪問指導を行うなど、早期からの支援が必要である。
- ・ 発達障害等気になる子どもに対応するため、医療機関や保健所、市町など関係機関が連携し支援する体制を整備する必要がある。

### **5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進**

- ・ 市町と協働して、子どもから高齢者までの健康づくり意識の醸成と主体的な健康行動の定着を図る必要がある。
- ・ 子どもの食生活に影響を与える 20 歳以上の野菜摂取量は、望ましい摂取量とされている 1 人 1 日当たり 350g より約 80g 不足していることから、摂取量増加のための更なる取組みが必要である。
- ・ 小児生活習慣病予防健診の結果によると、肥満や脂質異常の子どもがそれぞれ約 1 割見られた。異常の有無に関わらず、全ての子どもが保護者と共に生活習慣を振り返り、望ましい生活習慣を身に付けることが必要である。また、家庭や学校、職場、地域が連携して、生活習慣の見直しを働きかける必要がある。
- ・ 思春期やせ症などの思春期における健康課題は、次の世代に生まれてくる子どもの健康にも影響を及ぼすため、早い時期からの正しい知識の普及が必要である。

## **今後の施策展開**

### **1 結婚を希望する男女の応援**

**新** 「かがわ縁結び支援センター」において、より多くの方の会員登録を進め、支援の一層の充実を図るため、センターに相談・交流スペースを設置し、週 1 回定期的に新規会員登録個別相談会を実施するほか、縁結びおせっかいさんの経験を生かした会員向けの個別相談会や特定のテーマで異性との会話を練習する少人数の交流会等を開催する。

- ・ 独身者や独身の子を持つ親を対象としたセミナーや個別相談会の開催等による支援体制の充実を図り、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出に取り組む。
- ・ 会員数の維持・拡大に向けて、センターの認知度を上げる必要があることから、市町と連携して広報誌を通じたセンター事業の内容やイベント情報の周知に努める。
- ・ お引合せの場所等を提供する「応援団体」や、社員等にセンターへの登録等を案内する「協力団体」への登録につながるよう、企業等に働きかける。
- ・ 県内の美容師や保険外交員等に「縁結び・子育て美容-eki」、「縁結び・子育てサポーター」として、顧客に対し、結婚支援及び子育て支援の窓口へのつなぎ役になってもらうことで、地域全体で結婚を希望する男女を応援する気運を醸成するとともに、認定店舗に新しい情報を提供できるように、フォローアップ用資料の作成や毎月のメルマガ配信に努める。

## **2 妊娠・出産の希望をかなえる支援**

- ・ 母子の健康の保持増進のため、市町等関係機関と連携し、健診や保健指導等の母子保健事業の充実に努める。
- ・ 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかるへパリン療法を受ける患者に対し、治療に要する経費の一部を助成する。
- ・ 将来、子どもを産み育てることを望むがん等の患者に対し、高額な医療費がかかる生殖機能を温存する治療（妊孕性温存治療）に要する経費の一部を助成する。

## **3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築**

- ・ 安心して子どもを産み、育てることができる地域づくりを目指し、妊娠前から産後を通して、妊娠・出産や不妊などについて気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努める。

## **4 小児・母子医療体制の充実**

- ・ 総合周産期母子医療センター等における専門研修の充実に努めるとともに、発達障害等気になる子どもや小児慢性特定疾病を抱える子どもへの相談支援を推進する。
- ・ 周産期医療協議会を開催し、周産期医療体制整備の推進等について協議するほか、周産期医療従事者に対して研修を行う。

## **5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進**

- ・ かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」を通じて、県全体で健康づくりを後押しする環境づくりを推進する。
- ・ 関係団体と協力しながら、野菜摂取量増加を目的とした、「1日3食 まず野菜！」運動の推進や望ましい食習慣の確立のための料理教室等の普及啓発事業を実施し食育を推進する。
- ・ 小児生活習慣病予防健診の結果、医療が必要な子どもが確実に医療につながるよう、また、異常の有無に関わらず、全ての子どもが保護者と共に生活習慣病予防の必要性を学びながら生活習慣を振り返り、家庭や学校、職場、地域が連携して、子どもの頃からの望ましい生活習慣の形成を推進する。
- ・ 関係機関・団体と連携・協力し、子どもや大人の歯と口腔の健康づくりに取り組み、8020運動を推進する。
- ・ 思春期保健対策の推進を図るため、関係機関が連携し、専門的な相談や保健指導に努める。

大項目	Ⅱ 就学前の教育・保育の充実
項目	1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

## I 令和3年度 of 取組み状況

### 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- 令和2年2月に策定した「香川県就学前教育振興指針」に基づき、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の一元化を進めるとともに、幼児教育施設に幼児教育スーパーバイザーを派遣し指導・助言を行うことで、就学前教育の質の向上を図った。

**新** 「香川県就学前教育振興指針」については、令和3年度に増刷し、9月に全ての幼稚園本務教員に1冊ずつ配布した。各種研修会等で本指針の具体的な考え方や扱い方等について説明をしたり、幼児教育スーパーバイザーもその普及に努めたりするなど、より一層の活用を図った。

- 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施した。

### 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- 保育所等利用待機児童解消のためには、保育士人材の確保が重要であることから、保育士人材バンク等を通じた就職支援や、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や就職準備金の貸付けなどによる潜在保育士の復職支援、県出身の保育学生に対する「保育士修学資金」の貸付けなどによる資格取得者の増加に取り組んだほか、将来の保育士人材の確保を図るため、中高生に保育の魅力を伝える「出前授業」や、保育士の仕事を体験できるイベント等を実施し、保育士人材の確保を図った。
- 県内保育士養成校に対して、幼稚園教諭が保育士資格を取得するための講座の開設を支援し、幼稚園教諭の保育士資格取得を促進した。
- 保育士の職場環境の改善として、遊具の消毒や清掃などを担い保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置する民間保育所等への支援事業を各市町と連携して実施するほか、保育士の育児休業の取得や外部研修の参加等により代替職員を必要とする場合に、民間派遣会社を活用して代替保育士を派遣する取組みを実施した。
- 保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度により、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援した。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時	実績値	目標 R6 年度	評価	担当課
保育所等利用待機児童数	H31 年度当初：182 人 R1 年度途中：313 人	R3 年度当初：29 人 R3 年度途中：166 人	年度当初：0 人 年度途中：0 人	A	子ども家庭課

### 課題・問題点

#### 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、保護者と連携し、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要である。
- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進することが求められている。また、幼稚園と保育所が統合するなど、こども園化が急速に進んでいるため、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上が必要である。

#### 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

- ・ 本県では、令和3年4月1日現在29人、年度途中の同年10月1日現在においては166人の待機児童が発生しており、年度当初、年度途中とも前年同期より減少が図られたものの、未だ解消には至っていない。保育の受け皿確保として保育士人材の確保が進んでいるものの、地域ごとの需要に見合う保育士の確保が十分でないこと等から、未だ待機児童が発生していると考えられる。

出生数が減少する一方、共働き世帯の増加等の今後の状況を踏まえ、保育を必要とするすべての子どもが多様な保育を受けることができるよう、引き続き、待機児童対策に取り組む必要がある。

### 今後の施策展開

#### 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

- ・ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通じた健全な心身の発達、集団生活を通じた生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した幼児教育の充実に努める。
- ・ 関係課とより一層連携し、協力体制を工夫するなど、新規採用教員や保育士などの従事者の研修の充実を図るとともに、幼児教育スーパーバイザー等を派遣し、「香川県就学前教育振興指針」の趣旨に沿った指導・助言を行うことで、就学前教育全体の質の向上に努める。
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施していく。

## **2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策**

- ・ 保育所等利用待機児童を解消して、教育・保育の提供体制を確保するためには、保育の需要に見合った保育士等の人材確保が重要であることから、市町と連携を図りながら、引き続き保育士人材バンクによる潜在保育士等の就職・復職支援、保育学生への支援による保育士資格取得者の増加、保育施設への指導・監査や職員に対する研修の実施による人材養成、保育士の職場環境の改善による離職防止対策などを積極的に実施する。
- ・ 保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度により、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実
項目	1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

### I 令和3年度 of 取組み状況

#### 1 地域における子ども・子育て支援の充実

- ・ 本県独自の支援制度である「新・かがわ健やか子ども基金事業」（事業期間：令和2年度～令和4年度）により、市町が地域のニーズに応じ、計画的に創意工夫ある少子化対策や子育て支援に関する取組みを実施できるよう支援した。
- ・ 地域における子育て家庭への支援の充実のため、地域子育て支援拠点や利用者支援事業などの充実に努めるほか、地域の子育てニーズに柔軟に対応するために、ファミリー・サポート・センターの設置促進に努めた。また、就労形態の多様化等に対応するため、市町と連携して延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の特別保育の拡充に努めた。

#### 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

- ・ 放課後児童クラブの様々な課題に対応し、放課後児童支援員等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、放課後児童支援員等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度により、放課後児童支援員等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援した。（再掲）
- ・ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する放課後子供教室の設置を推進した（11市町94か所）。また、コーディネーター等に対する研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、県内の活動状況等をまとめた冊子を活用して情報提供を行った。

#### 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- ・ 県ホームページ「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful 内のかがわ子育て支援県民会議のページで、県民会議会員が行う「かがわ育児の日」の取組み事例等を紹介するなど、子育て・子育てに関する県民の意識啓発を行い、社会全体で子育て家庭を支援する気運を醸成した。

**新** 子育て家庭の外出を支援する「かがわこどもの駅」や、お得なサービスを提供する「みんなトクだね応援団」、「さんさんパスポート」の加盟店舗等を紹介するホームページを統合し、新型コロナウイルス感染症対策の情報も掲載するなど、利便性の向上を図った。

- ・ 「家庭教育啓発月間」など様々な機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進するとともに、家庭教育や子育てに悩みや不安を抱く保護者に対応するため、学習機会の提供に努めた。
- ・ 子ども・若者育成支援者研修会を開催し、支援機関・団体や地域において、子ども・若者の育成支援者として支援力の向上とネットワークの強化を図った。

#### 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

- 少年相談専用電話にて、少年や保護者等からの相談を受理し、非行問題等について生活全般にわたる助言指導を行うとともに同様の相談を受ける関係機関等の紹介を行い、広く相談体制の充実を図った。
- いじめ・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応のため、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーに要する経費の一部を補助した。また、学校内外の教育機会を確保する支援ネットワークづくりに向けて、不登校対策コーディネーターが教育支援センターやフリースクールを巡回し、実態把握に努めた。さらに、高校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者に対するカウンセリング等を行った。
- 各相談に適切かつ柔軟に対応するため、香川県相談業務支援ネットワークを有効活用し、関係機関・団体間の情報共有に努めた。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6年度	評価	担当課
利用者支援事業実施か所数	31 か所	H31.4	33 か所	R3	35 か所	A	子ども政策課
地域子育て支援拠点事業実施か所数	98 か所	H31.4	99 か所	R3	101 か所	A	子ども政策課
放課後児童クラブ実施か所数	282 か所	R1.5	301 か所	R3	321 か所	A	子ども家庭課

### 課題・問題点

#### 1 地域における子ども・子育て支援の充実

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応も必要になっていることから、すべての子育て家庭を支える取組みの強化が必要である。

#### 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

- 就労形態の多様化等に対応するため保育の充実のほか放課後児童クラブの拡充にもさらに取り組むとともに、放課後子供教室の設置を拡大していく必要がある。
- 全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室の設置を拡大していく必要がある。

#### 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

- 子育てに対する不安や悩み、孤立感が増大していることから、官民一体となって子育て支援を推進し、これらの軽減を図る必要がある。
- 家庭の果たす役割の大切さや家庭教育の重要性などについての啓発活動を推進するとともに

に、保護者の学習機会の増加を図る必要がある。

- ・ 地域の青少年の健全育成支援者が高齢化しており、子育て現役世代の年齢層の参画が低いことや、育成支援者が固定化していることから、育成支援のための人材養成を図る必要がある。

#### **4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実**

- ・ 少年相談専用電話の一層の利用促進を図るため、広く県民に周知する必要がある。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど相談にかかわる者の資質を向上させるとともに、児童生徒が抱える問題は、多様化、深刻化、複雑化しているため、引き続き全体の状況を見極めながら関係機関が連携して取り組む必要がある。また、ヤングケアラーや生命の安全教育、ネット・ゲーム依存を含むネットリテラシー教育、SOSを出す教育など、新しい課題も生まれており、対応が必要である。
- ・ 寄せられる相談に迅速かつ適切に対応するため、香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会の参加機関で意見交換等を行い、連携力の強化等を図る必要がある。

### **今後の施策展開**

#### **1 地域における子ども・子育て支援の充実**

- ・ 市町が地域のニーズに応じ、計画的に創意工夫ある少子化対策や子育て支援に関する取組みを実施できるよう、本県独自の支援制度である「新・かがわ健やか子ども基金事業」により、量・質両面にわたり充実を図る。
- ・ 実施か所数の少ない地域子ども・子育て支援事業については、実情を勘案し、他の事業も含め対応が図られるよう努めていく。さらに、多様化する保育ニーズを踏まえ、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の保育の充実など、市町と連携し、特別保育対策事業の推進に努める。
- ・ 本県において活動が盛んな子育てNPOをはじめ、地域で子育て支援を行う様々な団体との連携を図り、地域子育て支援拠点の設置促進に努めるとともに、地域子育て支援拠点事業等の従事者向けの研修の実施等によりスタッフのスキルアップを図っていく。

#### **2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進**

- ・ 市町と連携し、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進する。また、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図る。
- ・ 現場の様々な課題に対応し、放課後児童支援員等の離職防止を図るため、臨床心理士や感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、職員が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度を創設し、長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。
- ・ 放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進するとともに、放課後児童支援員等に対するオンライン研修を行うための環境整備を行う市町に対して支援する。
- ・ 放課後子供教室の活動内容を積極的に広報し、市町の実態に合わせて設置数の増加に向けて働きかけるとともに、コーディネーター等の資質の向上を目的とした研修会を行う。

### **3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実**

- ・ 官民 67 団体で構成された「かがわ子育て支援県民会議」を活用し、「かがわ育児の日」の普及啓発を進める。
- ・ 店舗や施設と協力して、子育て家庭の外出を支援する「かがわこどもの駅」や、お得なサービスを提供する「みんなトクだね応援団」、「さんさんパスポート」の取組みを推進することにより、社会全体で子育てを支援する気運を醸成する。
- ・ 「家庭教育啓発月間」などさまざまな機会を通じて、家庭教育について啓発活動を推進するとともに、保護者向け学習会の指導者の養成や実施回数の増加を図る。
- ・ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、各分野の支援機関を構成員とする子ども・若者支援地域協議会やシンポジウムを開催することにより、地域ネットワークの強化を図る。
- ・ 地域で子どもを育てる意識をより高めるため、ホームページ等の媒体を活用した広報や講演会などを通して、啓発を行っていく。
- ・ 「みんなで子どもを育てる県民運動」推進員など地域で青少年育成支援のリーダー的立場となる人材の育成とネットワークの充実に努める。

### **4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実**

- ・ 引き続き、少年相談専用電話が記載されたリーフレット等をあらゆる機会を通じて配布することにより、県民に対し広く周知を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど相談にかかわる者を対象に新たな教育課題についての見識を深める研修等を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、教育支援・教育相談体制の充実に努め、問題行動等の対応の強化や不登校児童生徒等の支援ネットワークづくりを推進していく。
- ・ 香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会を継続的に開催し、構成所属・団体における連携力や情報共有の強化を図るとともに、多様化する相談に対応するため参加機関の拡充を推進する。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援
項目	1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成

### I 令和3年度 of 取組み状況

#### 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- 小学校全学年と中学校1、2年生で35人学級を実施するとともに、小学校高学年において、3～4教科、週5～7時間程度、専科担当教員による専門的な指導を充実するなど、新しい香川県型指導体制を実施し、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導と個を活かす協働的な学びの充実を図った。また、すべての小・中学校にスクールカウンセラーを派遣した上で、コロナ禍の心のケア等のため、スクールカウンセラーの追加派遣を行うとともに、市町が配置するスクールソーシャルワーカーの費用の補助を行った。
- 生徒一人ひとりが望ましい職業観・勤労観を身に付け、主体的な進路選択ができるよう、キャリア教育を推進するとともに、ジョブ・サポート・ティーチャーを、県立高校には9名を20校に、県立特別支援学校には2名を8校に兼務方式で配置し、企業訪問による求人開拓や面接指導など、就職支援、職場定着指導の充実を図った（公立高校の就職内定率は99.4%）。
- 整備の進んだICT環境を効果的に活用できるように、教育センターで積極的に研修を行ったり、ICT活用教育プロジェクトチームにおいて、各校の好事例を共有したりするなど、県立学校が連携してICTを活用した取組みを推進した。
- 経験の浅い教員の専門性の向上のため「特別支援教育スキルアップ検討会議」を設置し、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成に関する研修を実施した。
- 環境教育を推進するため、県職員による環境キャラバン隊を学校に派遣（39回）するとともに、本県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」について、学校の授業等での活用を図るため、教材のPRを実施した。

#### 2 家庭教育への支援の充実

- 保育所や幼稚園等からの依頼により、就学前の子を持つ保護者等に対して、子どもを非行に走らせないための親の姿勢を説くチャイルドケア教室（5回）を開催した。
- 家庭教育や子育てに悩みや不安を抱く保護者に対応するため、家庭教育に関する啓発用の冊子を配付するとともに、学習機会や保護者同士のネットワークづくりが提供できる家庭教育推進専門員の資質向上のための研修を行い、啓発活動等を実施した。

#### 3 地域の教育力の向上

- 県職員による環境キャラバン隊の派遣や体験型環境学習プログラムを実施するとともに、商業施設など身近な場所において環境学習講座を実施した。
- かがわ里海大学において、小学生以上を対象とした講座20回、高校生以上を対象とした講座を26回開催した。また、主に海ごみをテーマとした、かがわ里海大学「オーダー講座」を

小学校・中学校・高校で計 13 回実施した。

- ・ 県内の研究者等が収集・保管している貴重な標本を活用した「まちかど生き物標本展」を 4 会場で開催したほか、参加型のフィールド講座を 3 回実施した。
- ・ 豊かな自然環境、農業生産や農村地域の役割などについての理解を促進するため、都市住民や小学生等を対象に、農業・農村体験活動等を行った。
- ・ 農業生産などについての理解を促進するため、小学生等を対象に、農業体験活動等を行った。
- ・ 情報通信交流館において、「県民の情報リテラシーの向上」及び「デジタル社会を担う人材の育成」に資する事業を実施した。
- ・ 家庭での読書活動が定着するよう、「23 が 60 家庭読書週間」での取組みや幼稚園等での読み聞かせ、地域ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促進した。
- ・ 地域住民や社会教育関係団体、NPO、企業、大学等が主体的に参画し、子どもを対象とする体験活動や交流活動を提供する事業を選定、委託して実施し（4 団体）、地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てるよう、歴史学習や体験活動を推進した。

#### 4 次代の親の育成

- ・ 高校生を対象としたライフデザインの出前講座を実施し、より多くの若者が自らの将来のライフデザインについて考える機会の提供に努めた。（4 校 391 名が受講）
- ・ さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動を通して、家事や育児に対する男女共同参画意識の醸成を図った。
- ・ 生徒が将来、社会人、職業人として自立し、時代の変化に柔軟かつ積極的に対応していくことができる資質や能力を身につけるよう、社会人講師による講義（県立高校 25 校）など、職業意識、職業観をはぐくむ取組みを実施した（インターンシップ、職場見学会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した）。
- ・ 若年無業者等の支援拠点である「地域若者サポートステーション」において、働くことに不安を持つ若者及び就職氷河期世代を対象として、職場見学や各種研修等を開催（793 回）し、延べ 1,109 名が参加、企業でのジョブトレーニングを実施し、延べ 47 名が参加した。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学生	R1	小学生	R3	小学生 82.5%	D	義務教育課
	80.0%		78.7%		中学生 82.2%	D	
中学生		中学生					
79.7%		75.7%					
親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%	H30	65.9%	R3	75.0%	D	生涯学習・文化財課

## 課題・問題点

### 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- ・ 個に応じたきめ細かな指導を継続しながら個を活かす協働的な学びの充実に向けて再構築した「新しい香川型指導体制」の推進を図るとともに、令和2年度末に整備された1人1台端末の効果的な活用方法を開発・普及させていく必要がある。また、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が全国に比べ低い傾向にあることや、小学校の暴力行為件数の増加、いじめ認知件数が全国に比べ低い傾向にあること、不登校の長期化など、生徒指導上の課題について対応していく必要がある。
- ・ 児童生徒が夢や希望を持って、みずからの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択できる能力や態度の育成が必要である。また、新規学卒者の就職後の職場定着は、喫緊の課題である。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難さを補うための個別最適化した活用に加え、ICTを活用した協働的な学びについても、教育的効果が上げられるように、教員のICT活用スキルの向上を図るとともに、技術の進歩に伴ったICTを活用した実践を行う必要がある。また、個々の児童生徒に関する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成意義や方法を、演習等を通して説明し、効果的な活用について広く周知していく必要がある。
- ・ 児童生徒が環境への意識を高め、家庭や地域で自ら考えて行動できるよう、教育機関等と連携し、環境教育を推進する必要がある。

### 2 家庭教育への支援の充実

- ・ 保護者に対し、家庭教育の重要性を理解してもらうために、チャイルドケア教室の周知や開催数の増加が必要である。
- ・ 親同士の学びを取り入れたワークショップは開催数増加に努める必要がある。

### 3 地域の教育力の向上

- ・ 環境教育・学習の機会を充実し、環境についての正しい理解を深め、身近な生活の中で主体的に行動できる人や地域をはぐくむ必要がある。
- ・ むらの技能伝承士や農山漁村体験指導者が活動しやすい環境を整備するとともに、地域資源をいかに掘り起こし、保存するか検討する必要がある。さらに、香川県の農産物の生産に根ざした食（料理・加工）を探るほか、広い世代に対して農業・農村の理解促進を図るなど、農業振興や地域の活性化に繋がるような取組みが必要である。
- ・ 安心してデジタル化による便益を享受できるよう、「県民の情報リテラシーの向上」と「デジタル化社会を担う人材の育成」に取り組む必要がある。
- ・ さまざまな地域で、できるだけ多くの地域の団体や住民等が体験活動や交流活動を通して、多くの子どもたちとのかかわる機会を持つ必要がある。

### 4 次代の親の育成

- ・ 晩婚化・晩産化が進行し、未婚率が上昇していることから、若い時期から、将来の結婚から子育てまでを含めたライフデザインについて考える機会が必要である。

- ・ 家事・育児・介護などは女性が担っている場合が多く、仕事との両立が困難な状況にあり、一方、男性は仕事を中心とした生活になっていて、家事や地域活動への参画が困難となっている。
- ・ 高校におけるキャリア教育・職業教育の充実、地域との連携をより一層推進する必要がある。
- ・ 地域若者サポートステーションの登録者のおよそ6割は進路が決定、うち8割が就職しており、事業成果はあるものの、依然として若者無業者等の数は高い水準にある。

## 今後の施策展開

### 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

- ・ 小・中学校全学年における35人学級の実施や小学校高学年における教科担任制の拡充を柱とする「新しい香川型指導体制」を推進する中で、協働的な学びや情報教育等の教育課題の解決に向けて、モデル校を指定しその取組みの普及を図るとともに、各市町のICT活用状況について情報共有・意見交換する検討委員会を設置し、取り組むべき方向性を共有する。
- ・ 子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等チーム学校の専門スタッフの役割はますます大きくなっており、さぬきの教員かかわりの三訓「共感的に受け止め、チームの力で、毅然と粘り強く」を基本的な考え方とし、生徒指導上の課題に対する組織対応を強化する。
- ・ 発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、早期離職防止のため、望ましい職業観や勤労観の育成や希望職種とのミスマッチの防止、職場定着に向けたサポートなどの推進に努めるとともに、香川県の次世代を担う優秀な人材を育成するため、経済団体との連携及び協力を努める。
- ・ 学校訪問でのICTを活用した研究授業に対する助言や教育センターでのICTを効果的に活用するための研修などを充実させ、各校での実践を支援し、好事例を共有することで、県立学校が連携してICT活用教育の一層の推進を図る。
- ・ 日常的に活用できる「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の様式や記入の仕方について検討し、作成の手順と活用方法に関するリーフレットを作り、県内の学校に配布し、普及を図る。
- ・ 教育機関等と連携し、各教科や小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探求の時間などにおける環境教育を推進する。
- ・ 児童生徒とその保護者が多様な人々と出会い、そこでの豊かな体験を通して、多様性が尊重される社会の担い手づくりを推進する。

### 2 家庭教育への支援の充実

- ・ チャイルドケア教室の必要性を、保育所、幼稚園、認定こども園等に周知するなどして、開催数を増加させるなどの支援の充実を図る。
- ・ 市町とも連携しながら、ワークショップの開催数の増加に向けて、幼稚園や小・中学校等に働きかける。

### 3 地域の教育力の向上

- ・ だれもが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高

められるよう、環境学習プログラムや出前講座、動画配信など、学習機会の提供に努めるとともに、環境教育・環境学習の担い手となる指導者の指導技術の向上と指導者数の増加を図るため、人材育成講座や研修会等の充実を図る。

- ・ 都市住民や小学生等に対する農業・農村体験活動を実施し、農業に対する理解促進に取り組む。また、次世代への伝統文化等の継承を担う人材の確保・育成を行う。
- ・ 「県民の情報リテラシーの向上」と「デジタル化社会を担う人材の育成」を図るため、情報通信交流館において、社会のニーズや潮流を踏まえた講座等を開催する。
- ・ 子どもたちに体験活動や交流活動を提供する事業を幅広く公募し、より多くの地域で実施できるように努める。

#### **4 次代の親の育成**

- ・ 高校生等を対象としたライフデザイン出前講座の取組みを積極的に推進し、より多くの若者が自らの将来のライフデザインについて考える機会の提供に努める。
- ・ 男女がともに家庭生活や地域に関わることができるよう、さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動などを通して、男女共同参画の意識啓発により一層取り組んでいく。
- ・ 地域や企業等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や社会人等の講師招聘、インターンシップ、職場見学会などの実施に努める。
- ・ 若年無業者等を安定就労に導くため、地域若者サポートステーションにおいて国と連携し、ジョブトレーニング等就労意欲を高める施策を実施するなど、きめ細かな支援を行う。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
項目	1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存対策の推進 6 子育てに伴う経済的負担の軽減

### I 令和3年度 of 取組み状況

#### 1 仕事と家庭生活の両立支援

- 「働き方改革」による働きやすい職場環境づくりを推進するため、働き方改革推進アドバイザーを県内 388 社に派遣し、そのうち 31 社に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、30 社に対して次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行ったほか、アドバイザーの働きかけにより、18 社が「子育て行動計画策定企業認証マーク」を取得し、28 社が「かがわ女性キラサポ宣言」に登録するなど、働きやすい職場環境づくりを支援した。また、県ホームページや経済誌、パネル展などにより、働き方改革の必要性・重要性について周知・啓発に努めた。
- 女性が結婚や出産後も安心して働き続けられる環境を整備するためのセミナーや、潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起するための「女性のための出張労働相談会」を実施した。
- 男女共同参画社会の実現に向け、地域や家庭における一人ひとりの具体的な行動を促すため「男女共同参画社会づくり行動促進事業」として「新しい生活様式における男女共同参画」と「SDGs の推進」の2つのテーマを設定し、講座を実施した（うち1つは新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

#### 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- かがわ思いやり駐車場制度の利用証の交付や、ちらしの配布等により制度の普及・啓発活動等を実施した。
- ヘルプマークの普及・啓発のため、ポスター掲示や新聞広告、ちらしの配布等を実施した。
- 子育て家庭が安心して外出できるように、おむつ替え設備やこども用トイレ等を備える施設を「かがわこどもの駅」として認定しており、広く情報提供を行った。
- 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちを安全に利用できるよう適切な維持管理を行った。
- 県内 152 小学校区における通学路の危険箇所を抽出し、横断歩道の整備等、交通環境を改善する通学路点検を実施した。
- 安全で快適な歩行空間の確保のため、歩道等の整備を行った。
- 交通事故抑止対策として交差点改良や交差点のカラー化を行い、安全で安心な道路交通環境の確保を行った。
- 都市公園の一部の和式トイレを洋式トイレに更新した。
- 市町による街区公園、近隣公園などの身近な公園や緑地の整備等を支援した。
- さぬきこどもの国においては、わくわく児童館のリニューアルを実施するなど、子どもたち

に想像力と創造性に富んだ遊びや科学体験などを提供するとともに、移動児童館の巡回や児童館職員の研修等を通じて、児童館の運営支援を行った。

- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸の整備に努めた。

### **3 子どもの安全を確保するための活動の推進**

- ・ 5市6町19自治会等に対し、防犯カメラの設置に係る初期費用の一部補助を行い、防犯環境の向上を図った。また、防犯パトロール資機材の貸与、防犯情報の提供、防犯教室の開催等により地域の自主防犯活動の支援・促進を図った。
- ・ 防犯ボランティア団体等（8団体）に防犯活動事業を委託し、見守りや通学路の安全対策に取り組んだ。
- ・ 子ども安全・安心ネットワークを活用し、関係機関と子ども安全情報の共有を図るとともに、メールとホームページで子どもに対する声かけ事案の発生・解決等の安全情報を提供した（ネットワークへの情報発信74件）。  
また、声かけ、つきまとい等事案について行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に推進した。
- ・ 被害少年やその保護者に対し、親子カウンセリングを行い、被害を受けた少年の立ち直り支援を行った。
- ・ 市町や関係機関、団体等と連携して県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、県内で6月に発生した高校生が重体となる自転車事故を受け、ヘルメット着用促進に係るチラシデータを県内高等学校等あて送付した。  
また、「香川県自転車の安全利用に関する条例」改正による自転車損害保険加入義務化（令和4年4月1日施行）を周知するため、チラシ及びポスターを幼稚園から大学までの県内各校あて配布した。
- ・ 関係機関・団体と連携し、各種シミュレータやシートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの適正な使用に関する積極的な広報啓発活動に努めた。
- ・ すべての高校生を対象とする自転車運転免許の制度を活用し、「自転車運転交通ルール学習テキスト&確認問題」を作成、配布し、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた交通安全教育の徹底を図った。

### **4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

- ・ 香川県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書として19冊指定し、県報告示や書店への通知を行うとともに、有害図書が青少年の目に触れないよう成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立ち入り調査を行った。
- ・ 臨床心理士や大学教授等の心の専門家14人を親子カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、問題を抱える少年及び保護者に対して、親子カウンセリングを実施（36件）した。
- ・ 少年の立ち直りを支援するため、少年警察ボランティアと連携し、問題を抱える少年に対して、スポーツ活動や農業体験活動等の居場所づくりの活動を行った。
- ・ 本年度68校、4,763人の中学生をかがわマナーアップリーダーズとして登録し、清掃奉仕活動等の自主的活動を支援した。

- ・ 小学校4・6年生、中学校2年生を対象にした非行防止教室及び中学校1年生を対象にした13歳の自律教室を開催した。また、県立高校において、薬物乱用防止教室、携帯・スマホ安全教室を実施した。
- ・ 小中学校にスクールサポーター等を派遣し、小学校4・6年生、中学校2年生を対象にした万引きの防止、ネットの安全利用、いじめの防止等の非行防止教室を開催した（小学4年生147校、小学6年生147校、中学生68校）。
- ・ 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行為をさせない環境づくりと暴走族を許さないまちづくりの促進を図った。
- ・ スマートフォンやタブレット端末などを購入する保護者と子どもを対象に、販売店等を通じてチラシを配布した。
- ・ 情報通信交流館において、講師が学校等へ赴き、児童・生徒、保護者、教職員向けにインターネットの安全・安心な利用に関する啓発講座を実施した。
- ・ 小中学生に対してインターネットトラブルに関するリーフレットを作成し、小中学校に配布した。
- ・ SNSに起因する性被害防止のため、子どもの性被害につながるおそれのある書き込みに対して、注意喚起文及び画像を添付し、広報啓発活動を実施した。
- ・ 保護者に対して、インターネット上の有害情報に関する啓発を充実させるため、「さぬきっ子安全安心ネット指導員」を養成し（8名養成、委嘱数60名）、認定こども園、小学校等で学習会を実施した。また、スマートフォンをめぐる思春期特有の課題や問題に対する保護者向け啓発冊子を制作し、各中学校に配布した。

## 5 ネット・ゲーム依存対策の推進

- ・ ネット・ゲーム依存の状態に陥ることを未然に防ぐため、講演会を開催するとともに、乳幼児の保護者を対象にしたリーフレットを作成し、1歳6か月児健診等の機会を捉えて配布するなど、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識や予防等に関する知識の普及啓発を行った。
- ・ ネット・ゲーム依存について自分のこととして児童生徒に考えさせるとともに、保護者に啓発することを目的とした「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を作成し、配付した。
- 新** 県内の高校生を対象にネット・ゲーム依存予防対策学習シート（高校生版）を作成・配付し、家庭でのルール作りを促した。
- ・ ネット・ゲーム依存に不安のある当事者や家族に対して、精神保健福祉センターや各保健所で相談支援を行うとともに、令和2年度に作成した相談から回復に至るまでの支援方法をマニュアル化した回復プログラムを活用した研修会を、精神科医、小児科医などの医療従事者に加えて、養護教諭、スクールカウンセラーにも参加いただき開催した。また、依存症対策の全国拠点である独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの研修会に医療従事者等を派遣した（オンライン研修）。さらに、ネット・ゲーム依存のことで困っている家族向けに、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識を深め、子どもとの適切なコミュニケーションを身に付けてもらうため、精神保健福祉センターにおいて家族教室を実施した。

## 6 子育てに伴う経済的負担の軽減

- ・ 3歳から5歳までの子どもや0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育

所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額を無償とする費用の一部を負担した。

- ・ 未就学児の第3子以降保育料等免除事業を行うとともに、第2子3歳未満児及び第3子以降の未就学児を対象に、病児・病後児保育利用料無料化事業を実施した。
- ・ 特別支援教育就学奨励費により、就学のために必要な経費の一部を支給した。
- ・ 大学等進学者（新規貸付者）66名を含む285名に奨学金を貸与するとともに、23名に対して、日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者の認定を行った。  
また、令和3年度の貸付けから、拡充された国の給付型奨学金の支給開始（令和2年度）を踏まえた貸付額を設定するなど、学生生活への一層の支援を行えるよう制度を運用した。
- ・ 経済的な理由で修学が困難な高校生等について、無利息の奨学金の貸付を行った。
- ・ 低所得世帯の私立中学生の授業料に対して助成を行うとともに、実態把握のための調査を行った。
- ・ 高等学校等の生徒に対し、保護者等の収入状況に応じて必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金、私立高校入学金補助を支給した。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6年度	評価	担当課
子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数（累計）	231社	H30	39社	R3	85社 (R2~6年度)	A	労働政策課
かがわこどもの駅認定施設数	474か所	H30	480か所	R3	510か所	C	子ども政策課
都市公園面積	1,616ha	H30	1,617ha	R2	1,628ha	—	都市計画課

\* 都市公園面積：R3の実績値が出ていないため、R2の実績値を記載し、評価は記載しない。

### 課題・問題点

#### 1 仕事と家庭生活の両立支援

- ・ 仕事と子育て等を両立しながら、安心して働けるよう、従来の働き方を見直す「働き方改革」の推進などにより、労働環境の整備に努める必要がある。

#### 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

- ・ かがわ思いやり駐車場制度については、県内イベント等さまざまな機会を捉え、引き続き制度の普及・啓発活動を行う必要がある。また、今後も利用者の増加が予想されるため、協力施設の増加と登録駐車場の適正利用の促進が必要である。
- ・ ヘルプマークについては、引き続き、ポスターの掲示やちらしの配布等により普及・啓発活動を行い、認知度向上を図る必要がある。
- ・ 妊産婦及び乳幼児連れを対象とした外出環境の子育てバリアフリーを推進し、安心して子育てができる環境整備に向けた取組みが必要である。
- ・ 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちの施設や設備の老朽化対策を進める必要がある。
- ・ 地域の実態や交通事故の状況を踏まえつつ、地域住民や関係機関の理解や協力を得ながら、

より効果的な交通安全施設の整備を進める必要がある。

- ・ 道路の整備については、さまざまな取組みを順次進めているが、全ての整備には時間が相当かかる。また、歩道や公園施設、護岸の整備等の抜本的な対策については、財政状況の影響が大きい。
- ・ 子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、感染症の感染拡大防止対策にも配慮しながら、子どもに健全な遊びを提供するとともに、児童館等の運営の支援を行うことが必要である。また、さぬきこどもの国においては、施設の老朽化等に対応するため、施設・遊具のリニューアル等を進める必要がある。
- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸の整備を今後も継続する必要がある。

### **3 子どもの安全を確保するための活動の推進**

- ・ 防犯ボランティアの構成員の減少や高齢化が課題となっている。
- ・ 地域住民、防犯ボランティア、市町等と連携した通学路の見守り活動等の取組みを強化するほか、更なる防犯環境の整備が必要である。  
また、近年は防犯ボランティアの構成員の減少や高齢化が課題となっており、防犯ボランティア活動の活性化を図る必要がある。
- ・ 被害少年の立ち直りには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援が必要である。
- ・ 本県の令和3年の交通事故の状況は、発生件数、死者数及び負傷者数がいずれも前年より減少した。しかしながら、人口10万人当たりでは、発生件数は全国ワースト6位、死者数は全国ワースト3位となっており、依然として厳しい状況にある。
- ・ 令和3年中の子ども（出生から中学校卒業までの者）が当事者となる交通事故は、死者0人、負傷者294人で四輪乗車中と自転車乗用中に多発していることから、引き続き、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの使用率向上に向けた広報啓発が必要である。
- ・ 子どもの通学路に面する公共施設、会社等に対する屋外カメラ設置の促進が必要である。

### **4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

- ・ 有害図書が青少年の目に触れないように成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立入調査を行った後も、一定期間が経過した書店については再度の立入調査を行う必要がある。
- ・ 少年の立ち直りを支援するには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援及び少年警察ボランティアと連携した活動を行う必要がある。
- ・ 小中学生を対象とした非行防止教室及びかがわマナーアップリーダーズ活動の拡充が必要である。
- ・ 大規模な集団暴走は減少したものの、小集団によるゲリラ的爆音暴走と暴走族風に改造した旧型二輪車等を運転するグループによる爆音暴走のほか、SNS等を利用して県内外の少年と合流したうえで敢行される集団爆音走行も散見される。
- ・ インターネット環境が目まぐるしい変化を続けている中、犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめ、ネット依存などの問題に対応する必要がある。また、児童生徒のスマホ等におけるフィルタリング設定率が低いことから、フィルタリングに対して普及啓発していく必要がある。

- ・ インターネット上での誹謗中傷については、匿名性や拡散性が高く、重大な人権侵害につながるおそれがあること、また、適切な情報の取扱いやトラブルが発生した際の対処法を身につけることがインターネットの安全・安心な利用に不可欠であることから、情報モラルやセキュリティに関する普及啓発を行う必要がある。
- ・ SNSに起因する事犯の被害児童数は、全国的に高い水準で推移しており、広報啓発活動の継続・強化が必要である。

## **5 ネット・ゲーム依存対策の推進**

- ・ ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、ネット・ゲーム依存対策は、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要がある。
- ・ ネット・ゲーム依存対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなかく、本県にもネット・ゲーム依存を治療できる医療機関が不足していることから、医療体制の充実を図る必要がある。
- ・ 一定数の児童生徒は依存傾向にあると考えられることから、ネット・ゲームの利用について家庭でのルール作りの促進や生徒・保護者への啓発活動が必要である。

## **6 子育てに伴う経済的負担の軽減**

- ・ 特別支援学校高等部の生徒が学用品として通常使用するICT機器や通信費などが特別支援教育就学奨励費の対象であることを保護者へさらに周知する必要がある。
- ・ 子育てや教育に係る経済的負担の中でも、高等教育への負担は依然として高く、意欲や能力のある学生が経済的な理由で就学の機会が失われることのないよう努める必要がある。

## **今後の施策展開**

### **1 仕事と家庭生活の両立支援**

- ・ 香川労働局や市町、県庁各部局と連携を図り、労働者及び経営者の意識改革を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や職業生活における女性の活躍等を一体的に促進し、従来の働き方を見直す「働き方改革」に取り組むことにより、働きやすい職場環境づくりに努める。
- ・ 県内中小企業にアドバイザーを派遣し、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度等について紹介を行う。また、テレワークなどの新しい働き方の推進を行う企業に対し、その取組みに要する経費の一部を助成する。
- ・ 働く女性の意欲向上や継続就業等に繋がる、各種セミナーを実施するとともに、潜在的な女性労働者の労働意欲を喚起する相談会を開催する。
- ・ 男女共同参画の意識を定着させるための広報・啓発を行うとともに、家事・育児や介護への男性の参画に対する周囲の意識の変革のための啓発及び情報提供を行う。

### **2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり**

- ・ 福祉のまちづくり条例の適正な運用を実施するとともに、かがわ思いやり駐車場制度の普及・啓発活動に取り組み、登録駐車場の適正利用の促進に努める。
- ・ ヘルプマークの普及・啓発活動に取り組み、認知度向上を図る。

- ・ 社会全体で子育てを支援する機運を醸成するため、「かがわこどもの駅」の設置促進を図り、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりの推進に努める。
- ・ 国立公園内の利用施設や自然公園、四国のみちを安全に利用できるよう、老朽化対策を進めるとともに適切な維持管理を行う。
- ・ 通学路をはじめとする生活道路において、交通事故状況や交通実態、住民の意見等を踏まえ「ゾーン 30 プラス」等の歩行者にやさしい交通環境の整備を推進する。
- ・ 子どもの安全な通行を確保するため、歩道の設置や、防護柵等の交通安全施設の整備を進める。
- ・ 都市公園の一部の和式トイレを洋式トイレに更新する。
- ・ 市町による街区公園、近隣公園などの身近な公園や緑地の整備等を支援する。
- ・ さぬきこどもの国においては、児童の健全育成の中核的役割を果たすため、屋外遊具の計画的な更新により魅力向上に努めるなど、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供するとともに、児童館の運営を支援するなど、子どもの健全育成の推進に努める。
- ・ うるおいとやすらぎのある水辺空間を創出するための自然環境に配慮した護岸等の整備に努める。

### **3 子どもの安全を確保するための活動の推進**

- ・ 今後も引き続き、防犯カメラの設置を促進するとともに、「ながら見守り」や企業等による防犯CSR活動の普及促進を図り、子どもを見守る「地域の目」の確保に努めるほか、防犯ボランティアへの継続的な支援を推進する。
- ・ 不審者、声かけ事案等について、タイムリーな安全情報の発信を行い、地域の自主防犯活動の促進を図る。
- ・ 声かけ、つきまとい等事案について、タイムリーな安全情報の発信を行い、自主防犯活動の促進を図る。また、事案発生直後から組織的な捜査を展開し行為者の特定を図るとともに、その過程において聞き込み先となる公共施設、会社等に対しては、屋外カメラ設置の協力を依頼する。
- ・ 被害少年の立ち直りには、少年の性格や環境等個々の特性に応じた支援が必要であることから、引き続き少年補導職員等に対する教養を実施する。
- ・ 今後も引き続き県民の交通ルールの遵守とマナーの向上を図る施策を推進するとともに、「香川県自転車の安全利用に関する条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づき、自転車の交通ルールの遵守や点検整備の実施、自転車損害保険加入等に係る施策を推進し、自転車が関与する交通事故の未然防止と事故時の被害者救済等を図る。
- ・ 今後も継続して、子どもの交通事故防止を図るため、チャイルドシート等の使用率向上に向けて関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進とともに、身近な交通安全情報の提供を推進する。
- ・ 今後も高校生への自転車運転免許の交付を通して、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた交通安全教育の徹底を図っていく。

### **4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

- ・ 有害図書を販売している書店において、有害図書が青少年の目に触れないように成人図書コーナーを設け、一般の図書と明確に区分して販売しているかどうかについて立入調査を行い、

リーフレットを活用して指導する。

- ・ 臨床心理士や大学教員等の心の専門家による親子カウンセリングを専門家の初期介入等の効果的な手法で実施することにより、非行少年等の個々の特性に応じた立ち直り支援を行う。
- ・ 少年警察ボランティアの協力を得て、個々の対象少年に応じた各種体験活動を実施し、立ち直りを支援する。
- ・ 小中学校における非行防止教室の全校実施及びかがわマナーアップリーダーズ活動を積極的に支援し、登録校や登録者の増加を図る。
- ・ 「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図り、県内は勿論、県外から流入する暴走族等に対しても交通指導取締りを徹底するとともに、近年の傾向として、少年らは集団爆音走行を敢行する際に、SNS等を利用し仲間を募る傾向にあるため、県民生活の安全と平穩の確保及び少年の健全育成に資するよう、サイバーパトロールを定期的実施することで暴走行為を行う暴走族等の早期検挙を図る。
- ・ 小学生の保護者を対象に親子参加型ワークショップを開催し、フィルタリング設定を含むペアレンタルコントロールに関する知識と技術を身に付け、ネットリテラシーの向上やネット利用適正化のための親子関係づくりを促進する。
- ・ SNSに起因する性被害防止のための広報啓発活動について、各種の調整を行い、対処体制及び対処能力の向上を図る。
- ・ 学校におけるインターネット利用に関する指導の充実、犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめなどのトラブルの未然防止・早期発見・早期対応、保護者への啓発活動のための指導者養成を図るなど、子どもたちのインターネットの適正な利用に向けた取組みを実施する。
- ・ 今後も引き続き、情報通信交流館において、講師が学校等へ赴き、児童・生徒、保護者、教職員に向け、情報モラルやセキュリティに関する啓発講座を実施する。

## **5 ネット・ゲーム依存対策の推進**

- ・ ネット・ゲーム依存対策にあたっては、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要があることから、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、依存症となった場合の進行予防、再発予防のための適切な医療を提供できる人材の育成など総合的な対策に取り組む。
- ・ 「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」、「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」を活用するなど、関係団体等と連携を図りながら、児童生徒や保護者に働きかけ家庭でのルールづくりを促進し、引き続き、ネット・ゲーム依存予防対策を推進していく。
- ・ ネット・ゲーム依存症を治療できる医療提供体制の充実を図り、拠点となる医療機関を中心とした医療提供体制の構築に取り組む。

## **6 子育てに伴う経済的負担の軽減**

- ・ 不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかるヘパリン療法を受ける患者に対し、治療に要する経費の一部を助成する。
- ・ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の機会を子どもたちに保障するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園等の費用を引き続き無償化する。

- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を引き続き減免する。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子および小学校就学前の第3子以降の児童の病児・病後児保育施設の利用料を引き続き無料化する。
- 意欲や能力のある学生が経済的な理由で就学の機会が失われることのないよう、県独自の奨学金制度と日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度の実施により、安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。
- 経済的な理由で修学が困難な高校生等への無利息の奨学金の貸付や高等学校等の生徒に対し、保護者等の収入状況に応じて必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金の支給を引き続き行う。
- ICT機器を年間授業計画に位置付けるなど、授業等で使用することを明らかにするとともに特別支援学校高等部の生徒が学用品として通常使用するICT機器や通信費も特別支援教育就学奨励費の支給対象であることを保護者へ周知するよう努める。

## 第2期香川県健やか子ども支援計画（令和2～6年度）施策の実施状況等

大項目	VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実
項目	1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養育の充実

### I 令和3年度の取組み状況

#### 1 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町職員に対する虐待対応に関する専門的な研修を実施し、県内の相談体制の充実に努め、さらに子ども女性相談センターの地域連携支援室において、市町で対応している児童虐待事案への助言や同行訪問を行うなどの支援を行った。また、児童虐待防止医療ネットワーク事業を実施して、市町に限らず、関係機関との役割分担と連携のもと、適切なケアの実施に努めた。
- ・ 法的に高度な判断を要する児童虐待事案への対応力強化に向け、非常勤弁護士を配置した。
- ・ 児童福祉司等の専門性の向上に向け、虐待事案への介入的な関わりを強化するための研修を実施した。
- ・ 「医療的機能強化事業」を実施し、協力医療機関からの専門的技術的助言を得る体制を確保することにより、児童虐待事案への対応力強化を図った。
- ・ 一時保護を必要とする児童の受け皿を確保するため、「一時保護専用施設設置促進事業」を実施し、一時保護専用施設を設置する社会福祉法人に対し、運営費等に係る支援を行った。
- ・ 児童相談所への通告（1,154人）をはじめ関係機関と緊密な連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。令和3年12月末までに、県内の8市9町全ての市町と情報共有を柱とした協定を締結し、虐待事案における市町との連携強化に取り組んだ。また、児童に対する具体的な支援について、児童相談所等の関係機関と連絡協議会や個別ケース検討会等で情報を共有し、被害抑止へ向けた積極的な対応を行った。

#### 2 社会的養育の充実

- ・ 市町広報への掲載や、里親制度説明会、パネル展の開催による里親制度の啓発、里親に対する研修（養育里親基礎研修3回、養育里親認定前研修3回、養育里親更新研修2回）や里親養育支援児童福祉司による相談支援、里親相互の連絡や情報交換の場の提供を行った。また、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院等で預かるレスパイトケアを実施した。
- ・ 児童相談所が中心となり児童養護施設等の里親支援機関と連携しながら、里親の確保、研修、子どもとのマッチング、里親養育支援等を包括的に行う「里親養育包括支援（フォスターリング）事業」を実施した。
- ・ 養育することが難しい“生みの親”と、養育することを望む“育ての親”とを結び、恒久的な親子関係を結ぶ特別養子縁組制度の普及啓発を実施した。
- ・ 児童養護施設等を退所する児童に対し、退所前から継続して情報提供、研修、個別の相談等を行う「児童養護施設退所児童等アフターケア事業」を実施し、児童等が就労、学業を継続しながら、安定した自立生活を送ることができるよう、支援を行った。
- ・ 就労した児童等への職場定着及び離職した児童等の再就職支援を実施した。
- ・ 児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者のうち、保護者等からの経

済的な支援が見込まれない者に対して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」による自立支援資金（生活支援費、家賃支援費）の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現することを支援した。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時		実績値		目標 R6 年度	評価	担当課
家族再統合プログラム実施件数（累計）	74 件	H30	302 件	R3	380 件 (R2~6 年度)	A	子ども家庭課
養育里親登録数	57 世帯	H31.4	87 世帯	R3	87 世帯	A	子ども家庭課
里親等委託率	25.9%	H30	23.1%	R3	35.2%	C	子ども家庭課

### 課題・問題点

#### 1 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待相談対応件数は平成 30 年度に過去最多（1,375 件）となり、令和元年度には減少（1,228 件）に転じたものの、令和 2 年度はやや増加（1,264 件）。令和 3 年度は減少（1,037 件）したが、平成 24 年度（493 件）に比べると 2 倍を超えており、平成 29 年度以降、毎年度 1,000 件を超える高い水準で推移していることから、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題である。
- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、虐待情報の早期把握に資するネットワークの構築と児童の安全確認・安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応をとる必要がある。

#### 2 社会的養育の充実

- 児童養護施設と乳児院について、家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態としていくため、計画的な小規模化、地域分散化を推進する必要がある。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発による養育里親の確保や、里親支援体制の充実を図る必要がある。また、児童福祉法改正により養子縁組に関する相談・支援についても都道府県の役割とされたことを踏まえ、制度の普及啓発、支援体制の充実を図る必要がある。
- 児童養護施設退所児童等の就学、就労等の状況を把握し、児童が安定した自立生活を送れるよう、支援体制の充実を図る必要がある。

### 今後の施策展開

#### 1 児童虐待防止対策の充実

- 相談・援助体制の充実に向け、引き続き児童相談所の体制強化を行うほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止・自立支援の観点に立ち、市町、医療機関等関係機関との連携強化を図るとともに、社会全体の児童虐待への認識をさらに高めるため、民間事業者等にも通報への協力を依頼し、子どもを見守り、支援していく体制を整えていく。
- 児童虐待事案等の保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合も

あると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、保護者に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、効果的な家族再統合を図ることを目的として「保護者等指導・支援事業」を実施する。

- ・ 警察と関係機関との間における信頼関係をより一層深め、相互の業務の中で児童虐待の兆しを認められた際には、情報を共有し、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等の各段階において切れ目のない対応を積極的かつ連携して講じていく。

## **2 社会的養育の充実**

- ・ 施設の小規模化・地域分散化を推進するため、施設の整備を推進する。
- ・ 里親等（里親・ファミリーホーム）への委託、養子縁組を推進するため、制度の普及啓発や、支援の充実に努める。
- ・ 児童相談所が中心となり児童養護施設等の里親支援機関と連携しながら、里親の確保、研修、子どもとのマッチング、里親養育支援等を包括的に行う「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を実施する。
- ・ 「児童養護施設退所児童等アフターケア事業」を継続し、児童養護施設等を退所する児童等に対し、退所前から就労、学業の継続等に必要な情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、安定した自立生活に向けての支援を行う。
- ・ 就労した児童等への職場定着及び離職した児童等の再就職支援を実施する。
- ・ 児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」による自立支援資金（生活支援費、家賃支援費）の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現することを支援するほか、「社会的養護自立支援事業」を実施し、必要に応じ、それまで生活していた施設等において引き続き居住させ、居住費や生活費に関する支援を行う。
- ・ 児童養護施設等職員の養育力向上のため、職員に対する研修の実施や施設等に対する専門アドバイザーの派遣を行うとともに、児童相談所とのさらなる連携強化を図る。

大項目	<b>Ⅶ 困難な環境にある子どもや家庭への支援</b>
項目	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 2 子どもの貧困対策の推進 3 障害児施策の充実

## I 令和3年度の取組み状況

### 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭学習支援員派遣事業により、ひとり家庭の子どもの学習の支援を行った。
- ・ ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金、就職準備金、住宅支援資金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立の促進を図った。
- ・ 住宅に困窮しているひとり親家庭等を、公営住宅へ優先的に入居できる登録入居制度の対象世帯としており、随時、登録申込を受け付け、希望住戸への優先的入居を認めている。

### 2 子どもの貧困対策の推進

- ・ 生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うとともに、中学生等及び高校生等を対象に高校進学等の進路選択その他の教育及び就労に関する相談対応や必要な情報の提供、助言等の支援を行った（学習支援11名、相談・助言等支援2名）。
- ・ 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、職に就いていない女性や高齢者、40歳以上で支援を必要とする方を対象に、常設の相談窓口での就職相談（1,097件）や個別セミナー（20件）、キャリアカウンセリング（42件）等を実施した。
- ・ 大学等進学者（新規貸付者）66名を含む285名に奨学金を貸与するとともに、23名に対して、日本学生支援機構第一種奨学金返還支援対象者の認定を行った。  
 また、令和3年度の貸付けから、拡充された国の給付型奨学金の支給開始（令和2年度）を踏まえた貸付額を設定するなど、学生生活への一層の支援を行えるよう制度を運用した。（再掲）
- ・ 経済的な理由で修学が困難な高校生等について、無利息の奨学金の貸付を行った。（再掲）
- ・ 高等学校等の生徒に対し、保護者等の収入状況に応じて必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金を支給した。（再掲）
- ・ 「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、庁内関係課等が連携して各施策を推進した。また、子どもの貧困対策推進に当たり、関係者間の協力関係の構築に向けて、「つなぎ」を実現できる人材（コーディネーター）を県に配置するとともに、貧困の状況にある子どもへの支援活動と支援に関心のある個人や企業、団体等を結びつけるマッチングの推進及び地域ネットワークの強化を図った。

### 3 障害児施策の充実

- ・ 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援といった障害児通所支援事業所の確保に努めるとともに、障害児又は発達の気になる子ども及びその保護者を対象に県内8施設において、障害児等療育支援事業を実施した。また、すべての障害児が福祉サービスを利用する際に、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成ができる体制の充実に努めたほか、発達障害児を含む発達の気になる子どもに

対して、適切で効果的な指導や訓練ができる人材育成のために、障害児通所支援などの職員を対象とした研修を行った。令和3年4月に香川県医療的ケア児等支援センターを設置し、保健、医療、福祉、その他各関連機関と連携して、相談支援や適切で効果的な支援を提供できる人材を養成するための研修の実施など、医療的ケアを必要とする児童や保護者、支援者への支援を行った。

- ・ ホームページ「かがわ共助のひろば」などによりNPO・ボランティア活動についての情報の収集・提供を行い、障害のある子どもたちを地域で支えるNPO・ボランティアの活動を支援した。
- ・ 発達障害を含めた気になる子どもの支援を行うため、専門研修等の実施により関係者の資質向上を図るとともに、拠点病院を中核とした関係機関の連携支援体制の構築を図った。
- ・ 自閉症、ADHD等、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の連続性のある「多様な学びの場」において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目ない支援体制の充実と、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組んできた。
- ・ 障害のある幼児児童生徒が安全で快適な生活を送ることができるよう、特別支援学校における教育環境の整備充実を図った。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時	実績値	目標 R6年度	評価	担当課
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人 H30	6人 R3	6人	A	障害福祉課

### 課題・問題点

#### 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ 雇用環境が厳しい状況にある中、子どもの養育や進学、仕事や生活費などに不安を抱えているひとり親家庭に対し、生活の安定や自立を支援する必要がある。

#### 2 子どもの貧困対策の推進

- ・ 子どもの学習・生活支援事業は生活困窮者自立支援法上、任意事業と位置付けられており、県内ではまだ実施していない市が残っている。
- ・ 保護者を安定した就労に導くためには、家庭の状況やニーズに寄り添ったきめ細かな就労支援を行うことが重要である。
- ・ 子育てや教育に係る経済的負担の中でも、高等教育への負担は依然として高く、意欲や能力のある学生が経済的な理由で就学の機会が失われることのないよう努める必要がある。(再掲)
- ・ 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を推進する必要がある。

### **3 障害児施策の充実**

- ・ 障害児通所支援事業所等の数の確保だけでなく、事業所の療育の質の向上が求められていることから、発達障害児を含む発達の子どものための基礎的な知識や支援方法等について、支援する職員向けの研修を行っている。また、障害児に対する相談支援は、子どもだけでなく、保護者や関係機関などへの適切な働きかけが必要であり、関わる相談支援専門員の質の向上を図ることが求められている。今後増加が予想される医療的ケア児については、香川県医療的ケア児等支援センターを中心に、適切で効果的な支援を提供できる人材の育成や、総合的な相談支援体制の構築が必要である。
- ・ 発達障害を含めた気になる子どもは、健康診査等では早期に発見されにくいことがあるため、医療、教育、療育関係者の人材確保と連携体制の拡充を行い、早期発見・早期対応に努める必要がある。
- ・ 通常の学級を含め、「多様な学びの場」における学習環境の整備や、地域の特別支援教育力の向上を図り、個別の教育的ニーズに応じた連続性のある指導をさらに充実していくことが必要である。また、知的障害を対象とした特別支援学校においては在籍者数が増加傾向にあり、教室不足の状況が続いている。

### **今後の施策展開**

#### **1 ひとり親家庭等の自立支援の推進**

- ・ 高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」による高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金、住宅支援資金）の貸付を行い、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。
- ・ ひとり親家庭等が自立を図り、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努める。
- ・ 引き続き、住宅に困窮しているひとり親家庭等を、公営住宅に優先的に入居できる登録入居制度の対象世帯とすることにより、支援を継続していく。

#### **2 子どもの貧困対策の推進**

- ・ 今後も引き続き、子どもの学習・生活支援事業を適正に実施するとともに、機会を捉えて未実施市への働きかけに努める。
- ・ 「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」において、就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習など、本人のニーズに応じたきめ細かな就労支援を行い、保護者の就労状況の安定を図る。
- ・ 意欲や能力のある学生が経済的な理由で就学の機会が失われることのないよう、県独自の奨学金制度と日本学生支援機構第一種奨学金返還支援制度の実施により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの貧困対策に資することができるよう努める。
- ・ 経済的な理由で修学が困難な高校生等への無利息の奨学金の貸付や高等学校等の生徒に対し、保護者等の収入状況に応じて必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金の支給を引き続き行う。（再掲）
- ・ 貧困の状況にある子どもへの支援活動が持続可能なものとなるよう、地域ネットワークの強化等に努める。

### 3 障害児施策の充実

- ・ 障害児通所支援事業所における療育の質の向上を図るため、発達障害児を含む発達の気になる子どもへの実践的な対応力向上のための研修の充実を図るほか、職員の研修への参加等の機会を提供する。また、県自立支援協議会及び市町が設置する自立支援協議会並びに香川県相談支援専門員協会と連携して、研修や事例検討会の開催、各圏域へのアドバイザーの派遣などを通じて、障害児の支援に関わる相談支援専門員の質の向上に努める。医療的ケア児及びその家族がライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、香川県医療的ケア児等支援センターにおいて、支援者の養成・育成を行うとともに、地域の相談支援体制の整備のために必要な助言指導を行い、保健、医療、福祉、その他各関連機関と連携し、総合的な支援体制の構築を目指す。
  - ・ 今後も引き続き、ホームページ「かがわ共助のひろば」などによりNPO・ボランティア活動についての情報の収集・提供を行い、障害のある子どもたちを地域で支えるNPO・ボランティアの活動を支援していく。
  - ・ 発達障害を含めた気になる子どもを支援するために、関係者の資質向上に努め、関係機関の連携体制の拡充を図る。
- 新** 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受け入れが可能となるよう、医療的ケアに従事させるための看護師等の配置や、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講のための支援等を行う。
- ・ 幼稚園、小・中学校、高校において、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用を推進し、個別の教育的ニーズに応じた連続性のある指導を行う。
  - ・ 管理職をはじめ、全ての教職員を対象とした特別支援教育に関する研修を計画的に実施し、専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の充実に努める。
- 新** 香川丸亀養護学校において施設の増改築にかかる基本計画の策定や、教室不足の喫緊の対応として仮設校舎の設置を行う。

大項目	Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上
項目	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

## I 令和3年度 of 取組み状況

### 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 保育所等利用待機児童解消のためには、保育士人材の確保が重要であることから、保育士人材バンク等を通じた就職支援や、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や就職準備金の貸付けなどによる潜在保育士の復職支援、県出身の保育学生に対する「保育士修学資金」の貸付けなどによる資格取得者の増加に取り組んだほか、将来の保育士人材の確保を図るため、中高生に保育の魅力伝える「出前授業」や、保育士の仕事を体験できるイベント等を実施し、保育士人材の確保を図った。（再掲）
- ・ 県内保育士養成校に対して、幼稚園教諭が保育士資格を取得するための講座の開設を支援し、幼稚園教諭の保育士資格取得を促進した。（再掲）
- ・ 保育士の職場環境の改善として、遊具の消毒や清掃などを担い保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置する民間保育所等への支援事業を各市町と連携して実施するほか、保育士の育児休業の取得や外部研修の参加等により代替職員を必要とする場合に、民間派遣会社を活用して代替保育士を派遣する取組みを実施した。（再掲）
- ・ 保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度により、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援した。（再掲）
- ・ 子育て支援員研修や放課後児童支援員研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めた。

### 2 従事者の資質向上

- ・ 令和2年2月に策定した「香川県就学前教育振興指針」に基づき、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する研修の一元化を進めるとともに、幼児教育施設に幼児教育スーパーバイザーを派遣し指導・助言を行うことで、就学前教育の質の向上を図った。（再掲）
- ・ 幼児教育の充実等を図るため新規採用教員対象の従事者の研修を実施するとともに、ミドルリーダーの養成を目的とし、各市町や各園での実践に生かせるような研修のあり方を工夫した。
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野 15時間、全8分野）、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修（障害児研修、虐待対応研修等）等を実施した。（再掲）
- ・ 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力を向上させるため、専門家による支援を行った。

## II 施策の評価

### 数値目標の達成状況

目標項目	計画策定時	実績値	目標 R6 年度	評価	担当課
保育士人材バンクを通じて 復職した保育士数（累計）	327 人 H25.8～ R1.7	113 人 R3	290 人 (R2～6 年度)	B	子ども家庭課

### 課題・問題点

#### 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 本県では、保育士の有効求人倍率が1倍を超える状態が続いており、保育士や幼稚園教諭等の専門性を有する人材の確保が困難になっている。
- ・ 保育施設や放課後児童クラブにおける待機児童の発生は、保育士や放課後児童支援員等の人材不足により受け入れ体制に制約が生じることが主な原因であり、教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上が重要である。

#### 2 従事者の資質向上

- ・ 幼稚園と保育所が統合するなど、認定こども園化が急速に進むなか、どの施設種においても質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要である。

### 今後の施策展開

#### 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

- ・ 保育現場の様々な課題に対応し、現任保育士等の離職防止を図るため、臨床心理士や社会保険労務士、感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる制度により、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援していく。（再掲）
- ・ 保育士人材バンクによる潜在保育士等の就職・復職支援、保育学生への支援による保育士資格取得者の増加、中高校生等を対象とした保育士の魅力を伝える取組み、保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置への支援など保育士の職場環境の改善による離職防止対策などを、市町と連携を図りながら積極的に実施する。

**新** 子育て支援員研修、放課後児童支援員研修に加えて地域子育て支援拠点従事者向けに現任者研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めるとともに、資質の向上を図る。

#### 2 従事者の資質向上

- ・ 関係課とより一層連携し、協力体制を工夫するなど、新規採用教員などの従事者の研修の充実を図るとともに、幼児教育スーパーバイザー等を派遣し、「香川県就学前教育振興指針」の趣旨に沿った指導・助言を行うことで、就学前教育全体の質の向上に努める。（再掲）
- ・ 保育施設の施設監査等を通じて、適正な保育環境を確保できるよう指導・助言を行うとともに、保育現場におけるリーダー的職員を対象としたキャリアアップ研修（1分野 15 時間、全

8分野)、職位や経験年数に応じた階層別研修、専門分野別研修(障害児研修、虐待対応研修等)等を実施していく。(再掲)

香川県における就学前の教育・保育等の現状について

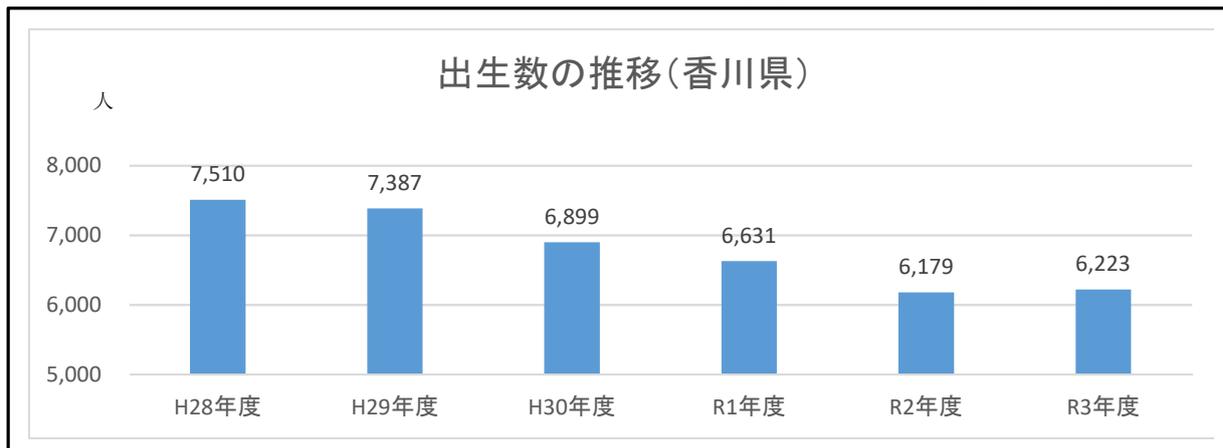
1 香川県の人口動態と施設利用状況

(1) 出生数の推移 (香川県)

(単位: 人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
出生数	7,510	7,387	6,899	6,631	6,179	6,223
増 減	1,287	△ 123	△ 488	△ 268	△ 452	44
合計特殊出生率	1.64	1.65	1.61	1.59	1.47	1.51

厚生労働省「人口動態統計」※R3 数値は速報値



(2) 就学前児童数と施設利用状況 (香川県)

(単位: 人)

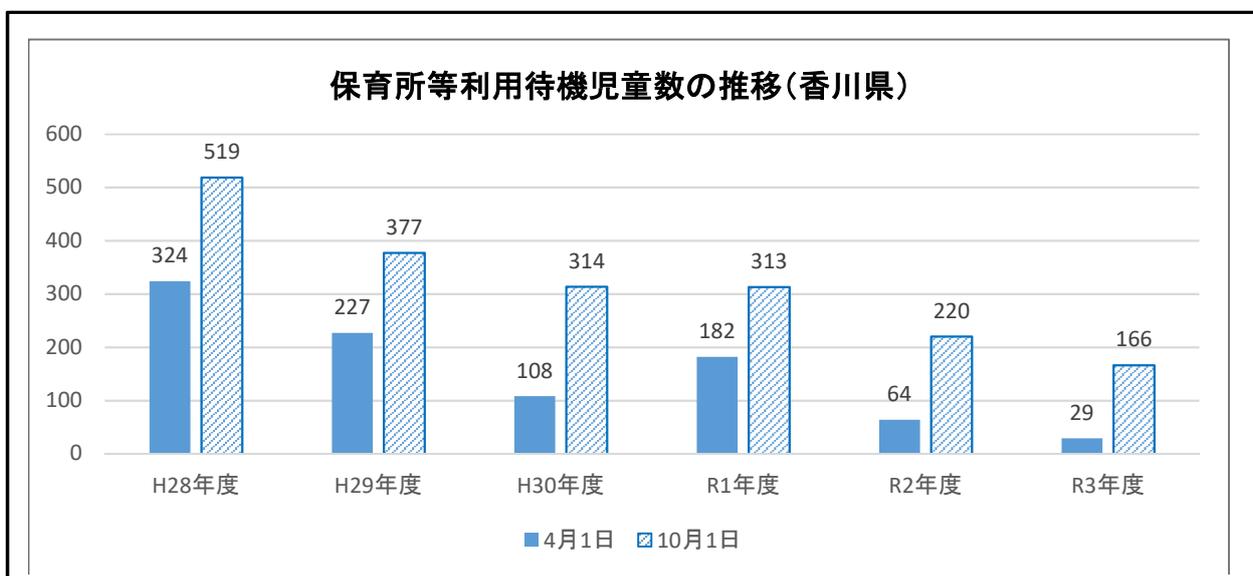
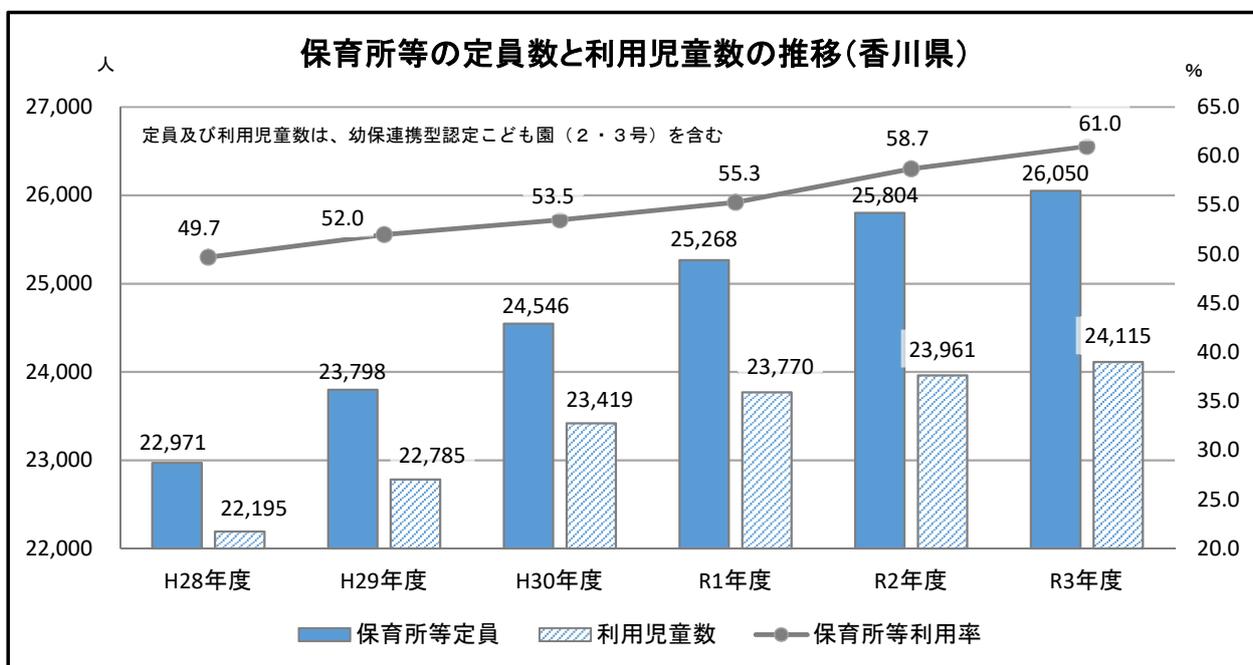
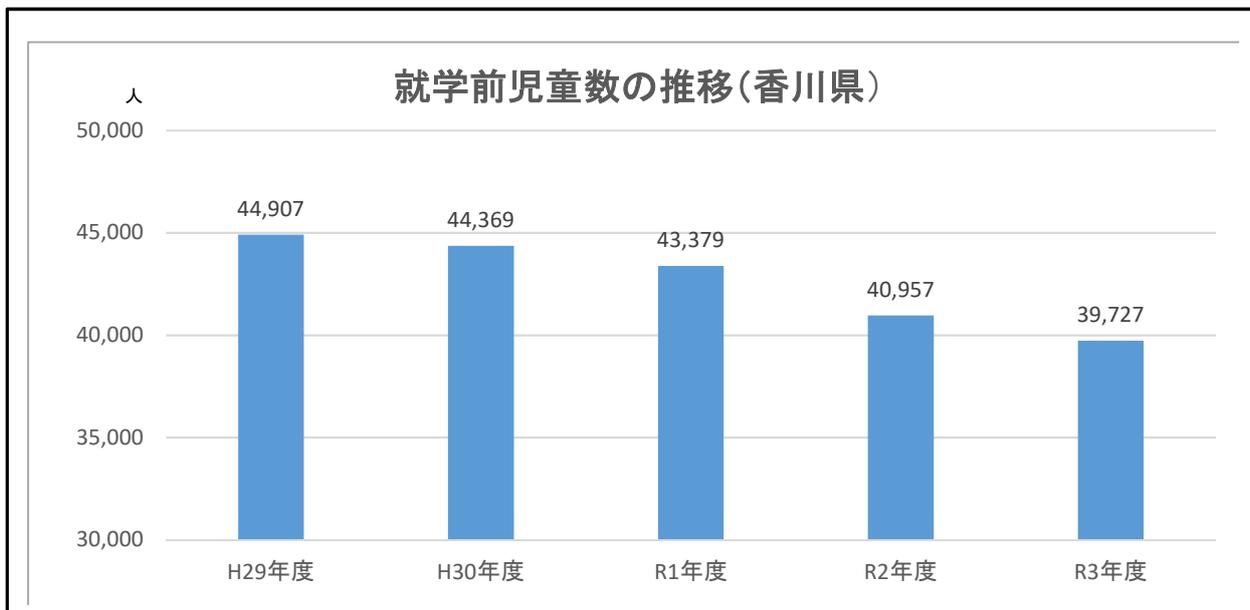
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
就学前児童数	45,084	44,907	44,369	43,379	40,957	39,727
0~2歳	21,924	22,187	22,265	21,358	19,114	18,658
3~5歳	23,160	22,720	22,104	22,021	21,843	21,069
施設利用児童数	34,855	34,713	34,482	33,752	33,234	32,505
保育所等	20,459	20,027	19,375	17,742	16,046	14,799
幼稚園	12,451	11,348	10,759	9,744	9,188	8,261
幼保連携型認定こども園	1,945	3,338	4,348	6,266	8,000	9,445
施設利用率	77.3%	77.3%	77.7%	77.8%	81.1%	81.8%
うち保育所等	49.7%	52.0%	53.5%	55.3%	58.7%	61.0%
うち幼稚園	27.6%	25.3%	24.2%	22.5%	22.4%	20.8%
保育所等利用 待機児童数	4月: 324 10月: 519	227 377	108 314	182 313	64 220	29 166

※就学前児童数は、0~5歳児(「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在))。なお、令和2年度は国勢調査結果に基づく年齢別人口による。

※施設利用児童数(保育所等):「保育所等利用待機児童数調査」(各年10月1日現在)における保育所、保育所型認定こども園及び地域型保育事業の利用児童数。

※施設利用児童数(幼稚園及び幼保連携型認定こども園):「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在)における幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)及び幼保連携型認定こども園の園児数。

※幼保連携型認定こども園は、平成27年度から単一の施設とされたため、区別して整理。



## 2 認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の施設数の推移（香川県）

（幼稚園は各年度5月1日、その他は各年度4月1日時点）

（単位：施設）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認可保育所	190	187	181	163	154	147	140
幼稚園	154	148	143	128	120	115	108
幼保連携型 認定こども園	16	24	32	51	65	75	83
計	360	360	356	342	339	337	331

※分園は本園に含んで計上。

※幼保連携型認定こども園は、平成27年度から単一の施設とされたため、区別して整理。

### 認定こども園数の推移（香川県）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認定こども園	23	33	46	67	86	96	104
幼保連携型	16	24	32	51	65	75	83
幼稚園型	5	7	11	11	13	13	13
保育所型	1	1	1	2	5	5	5
地方裁量型	1	1	2	3	3	3	3

## 参考 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 経緯

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるために実施する「幼児教育・保育の無償化」は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」(H29年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30年6月15日閣議決定)において方針が示され、消費税率引き上げ時の令和元年10月1日から実施。

### (2) 対象者及び対象施設

- 幼稚園**(子ども子育て支援新制度に移行した幼稚園)、**保育所**、**認定こども園**、**地域型保育事業**、**企業主導型保育事業**を利用する3歳から5歳の全ての児童  
(※0歳から2歳の児童については、住民税非課税世帯を対象として無償化)
  - 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園**は、同制度における利用者負担額を上限(月額2.57万円【①】)として無償化  
(※幼稚園での預かり保育は、保育の必要性があると認定を受けた場合には、最大月1.13万円【②】までの範囲で無償化(①+②=3.7万円 → 認可保育所における保育料の全国平均))
  - 認可外保育施設等**は、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の児童を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化  
(※認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等を含む。)  
(※0歳から2歳の児童については、住民税非課税世帯を対象として無償化)
- ・無償化の対象となる認可外保育施設については、子ども・子育て支援法にて「届出がなされたもののうち、内閣府令で定める基準(現行の指導監督基準と同内容の予定)を満たすもの」と規定。基準を満たさない施設が基準を満たすために5年間の猶予期間を設ける一方、市町村が条例により、対象施設の範囲を定めることが可能。
- これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子供にかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。  
あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充。
- ※本県では、子育てに伴う経済的負担を軽減するため、国制度の対象外となる多子世帯を地方単独事業として支援している(3歳未満児：保育料、3歳以上児：副食費)。

## 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

## 1 就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策（香川県）

		令和3年度(計画値)						2号認定+3号認定	合計
		1号認定	2号認定		3号認定				
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	計		
①量の見込み		7,646	1,972	12,838	2,146	9,160	11,306	24,144	33,762
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,639		13,964	2,603	8,936	11,539	25,503	38,142
	特定地域型保育事業	/		0	143	333	476	476	476
	確認を受けない幼稚園	3,223		/	/	/	/	0	3,223
	保育機能施設	/		135	110	295	405	540	540
	特定子ども・子育て支援施設等	1,502		0	10	0	10	10	1,512
	計	17,364		14,099	2,866	9,564	12,430	26,529	43,893
確保状況(②-①)		7,746		1,261	720	404	1,124	2,385	10,131

		令和3年度(実績値)						2号認定+3号認定	合計
		1号認定	2号認定		3号認定				
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	計		
①量の見込み		7,402	1,911	13,228	1,819	8,729	10,548	23,776	33,089
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,675		13,868	2,582	8,815	11,397	25,265	37,940
	特定地域型保育事業	/		0	143	314	457	457	457
	確認を受けない幼稚園	2,813		/	/	/	/	0	2,813
	保育機能施設	/		152	123	332	455	607	607
	特定子ども・子育て支援施設等	400		0	0	0	0	0	400
	計	15,888		14,020	2,848	9,461	12,309	26,329	42,217
確保状況(②-①)		6,575		792	1,029	732	1,761	2,553	9,128

## 2 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（香川県）

## ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う事業。

【基本型・特定型】	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	11	11	12
実施か所数	14	14	15
【母子保健型】	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	13	13	14
実施か所数	19	19	20

## イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	17	17	17
実施か所数	99	99	99

## ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。全17市町で実施しており、妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

## エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。全17市町で実施しており、訪問従事者の質の向上に努めます。

## オ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業については、全17市町で実施しています。

また、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

## カ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業。14市町からの委託を受けて、7か所の児童養護施設等で実施しており、未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

## キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援する事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	10	10	10

## ク 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもを預かる事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	16	16	16
実施か所数	189	193	189

## ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	15	15	15
実施か所数	179	184	179

## コ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施か所数	21	21	22

## サ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる事業。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和3年度計画値
実施市町数	15	15	15
クラブ数	293	301	300

## シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

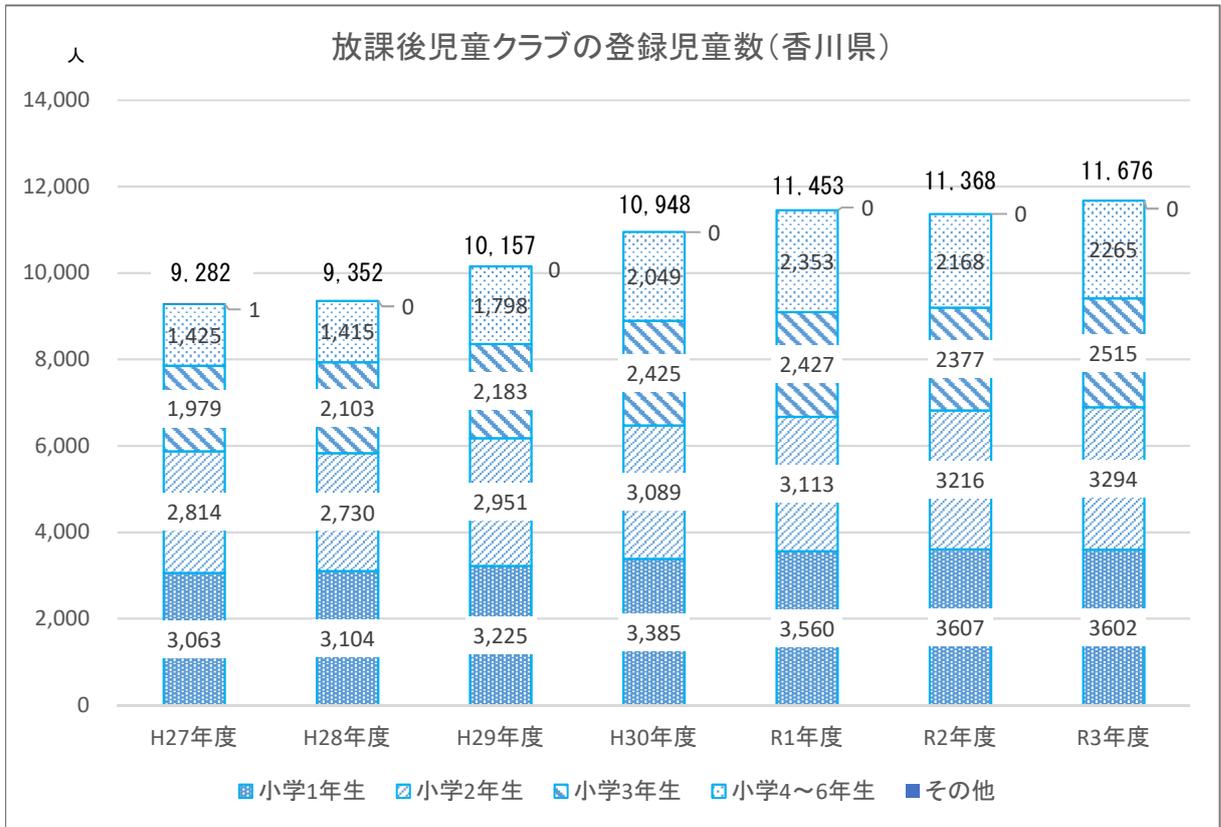
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。市町の実施状況に応じて支援を行います。

## ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。市町の実施状況に応じて支援を行います。

3 放課後児童クラブの登録児童数の推移（香川県）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
登録児童数	9,352	10,157	10,948	11,453	11,368	11,676



## 第 2 期香川県健やか子ども支援計画中間見直し骨子案について

**1 計画の中間見直しの基本的事項**

## (1) 中間見直しの趣旨

- ① 県内市町において子ども・子育て支援事業計画の見直しを検討していることから、県においても計画の見直しを行う。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、『市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。』とされている。

## (2) 計画期間

中間見直し後の計画期間は、現行の計画期間（令和 6 年度まで）とする。

## (3) 方針

現計画の基本方向を維持しつつ、次について見直しを行う。

- ① 県内市町における計画の見直しの検討状況を踏まえ、認定こども園の目標設置数、県内全域の教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の目標値
- ② 現在の各施策の実施状況に合わせ、各施策の数値目標、記載内容

## 2-1 計画の中間見直し内容（概要）

### 第3 各論

#### I 結婚・妊娠期からの支援

#### II 就学前の教育・保育の充実

##### 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

⇒県内全域における認定こども園の目標設置数の見直しを行う。

##### 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

⇒各年度における教育・保育の量の見込み（需要）と提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）の見直しを行う。

#### III 地域における子ども・子育て支援の充実

##### 1 地域における子ども・子育て支援の充実

⇒県内全域における地域子ども・子育て支援事業の提供体制（実施市町数・実施か所数）の見直しを行う。

#### IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

##### 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

⇒数値目標の一部見直しを行う。

#### V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

##### 1 仕事と家庭生活の両立支援

⇒数値目標の一部見直しを行う。

#### VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

#### VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援

##### 3 障害児施策の充実

⇒数値目標の一部見直しを行う。

#### VIII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

### 第4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策

⇒県内市町ごとの各年度における教育・保育量の見込み（需要）と提供体制の確保内容およびその実施時期（供給）の見直しを行う。

このほか、掲載している文章の表現や各種参考データを最新の内容に置き換える。

## 2-2 計画の中間見直しの内容（詳細）

見直し対象	見直し内容	見直し理由	記載頁	
第3 各論Ⅱ 1（3） 《認定こども園の目標設置数》	目標設置数（県全域）の見直し 【変更前】96 か所設置	県内市町において、中間見直しを行う予定であり、それに対応した目標値にする必要があるため。	44 頁	
第3 各論Ⅱ 2（2） 《県内全域の需要と供給一覽》	県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）、提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）の見直し 【変更前】別添1のとおり	県内市町において、中間見直しを行う予定であり、それに対応した目標値にする必要があるため。	48 頁	
第3 各論Ⅲ 1（2） 《地域子ども・子育て支援事業の提供体制》ア～ス	県内全域の各年度における各地域子ども・子育て支援事業の提供体制（実施市町数・実施か所数）の見直し 【変更前】別添2のとおり	県内市町において、中間見直しを行う予定であり、それに対応した目標値にする必要があるため。	53～55 頁	
第3 各論Ⅳ、Ⅴ、Ⅶ 【数値目標】	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	数値目標の見直し 【変更前】小学生：82.5%（R6 年度） 中学生：82.2%（R6 年度）	令和3年10月に、香川県教育基本計画（令和3～7年度）が策定され、その数値目標に置き換えて、施策の評価を行うため。	70 頁
	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数（累計）	数値目標の見直し 【変更前】85社（R2～R6 年度）	令和3年10月に、『『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画』（令和3年～7年）が策定され、その目標数値に置き換えて、施策の評価を行うため。	83 頁
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	数値目標の見直し 【変更前】6人（R6 年度）	令和3年度の実績で6人となり、目標値を達成しているため。	94 頁
第4 1～17 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策	県内市町ごとの各年度における教育・保育の量の見込み（需要）と提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）の見直し 【変更前】別添3のとおり	県内市町において、中間見直しを行う予定であり、それに対応した目標値にする必要があるため。	98 ～ 114 頁	

## 【香川県内全域】

	令和2年度					令和3年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	7,818	2,028	13,161	2,168	9,029	7,646	1,972	12,838	2,146	9,160
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,613	13,795	2,551	8,793	12,639	13,964	2,603	8,936	
	特定地域型保育事業			143	332			143	333	
	確認を受けない幼稚園	3,223				3,223				
	保育機能施設		135	110	295		135	110	295	
	特定子ども・子育て支援施設等	1,502		10		1,502		10		
	計	17,338	13,930	2,814	9,420	17,364	14,099	2,866	9,564	
確保状況(②-①)	<b>7,492</b>	<b>769</b>	<b>646</b>	<b>391</b>	<b>7,746</b>	<b>1,261</b>	<b>720</b>	<b>404</b>		

	令和4年度					令和5年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	7,410	1,915	12,441	2,120	9,302	7,269	1,876	12,214	2,090	9,185
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,632	13,982	2,613	8,976	12,626	13,988	2,615	8,970	
	特定地域型保育事業			143	333			141	335	
	確認を受けない幼稚園	3,223				3,223				
	保育機能施設		135	110	295		135	110	295	
	特定子ども・子育て支援施設等	1,497		10		1,497		10		
	計	17,352	14,117	2,876	9,604	17,346	14,123	2,876	9,600	
確保状況(②-①)	<b>8,027</b>	<b>1,676</b>	<b>756</b>	<b>302</b>	<b>8,201</b>	<b>1,909</b>	<b>786</b>	<b>415</b>		

	令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	7,155	1,864	12,122	2,055	9,052
②確保の内容	特定教育・保育施設	12,267	14,115	2,620	8,983
	特定地域型保育事業			140	336
	確認を受けない幼稚園	3,223			
	保育機能施設		135	110	295
	特定子ども・子育て支援施設等	1,497		10	
	計	16,987	14,250	2,880	9,614
確保状況(②-①)	<b>7,968</b>	<b>2,128</b>	<b>825</b>	<b>562</b>	

## ※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

- ※量の見込み・・・・・・・・・・・・・・1号認定（3～5歳、幼児期の教育のみ）、2号認定（3～5歳、保育の必要あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要あり）の必要利用定員総数（需要）
- ※確保の内容・・・・・・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数（供給）
- ※特定教育・保育施設・・・・・・・・・・・・市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園
- ※特定地域型保育事業・・・・・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
- ※確認を受けない幼稚園・・・・・・・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
- ※保育機能施設・・・・・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
- ※特定子ども・子育て支援施設等・・・・・・・・市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設および事業

## 《地域子ども・子育て支援事業の提供体制》

### ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業を促進します。

#### 【基本型・特定型】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	11	12	12	12	12	12
実施か所数	14	15	15	15	15	15

#### 【母子保健型】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	11	14	14	14	14	14
実施か所数	17	20	20	20	20	20

### イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を促進します。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	16	17	17	17	17	17
実施か所数	98	99	99	99	100	101

なお、この事業のほかに、認定こども園においても地域子育て支援拠点事業に類する事業（認定こども園法に基づく子育て支援事業）を実施しています。現在の認定こども園数は69園となっており、令和6年度には96園になる見込みです。

#### ウ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持および増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものであり、現在、全市町が実施しています。妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

#### エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の質の向上に努めます。

#### オ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

#### カ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、14市町からの委託を受けて、現在、7か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

#### キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、未実施の市町の状況に応じて支援を行います。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	10	10	10	10	10	10

#### ク 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するため、一時預かり事業を促進します。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	16	16	16	16	16	16
実施か所数	180	188	189	189	189	185

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業の確保に努めます。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	14	15	15	15	15	15
実施か所数	171	175	179	179	180	180

コ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児・病後児保育事業を促進します。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	21	21	22	22	22	22

サ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	15	15	15	15	15	15
実施か所数	282	290	300	311	317	321

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

## ※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

※量の見込み・・・・・・・・・・1号認定（3～5歳、幼児期の教育のみ）、2号認定（3～5歳、保育の必要あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要あり）の必要利用定員総数（需要）

※確保の内容・・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数（供給）

※特定教育・保育施設・・・・・・・・市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園

※特定地域型保育事業・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業

※確認を受けない幼稚園・・・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園

※保育機能施設・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設

※特定子ども・子育て支援施設等・・・・市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設および事業

# 1 高松市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		3,730	1,003	6,147	719	3,824	3,626	978	5,955	710	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,993		6,019	1,047	3,665	6,008		6,170	1,083	3,749
	特定地域型保育事業				74	175				74	175
	確認を受けない幼稚園	2,775					2,775				
	保育機能施設			132	91	264			132	91	264
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		8,768	6,151	1,212	4,104		8,783	6,302	1,248	4,188	
確保状況(②-①)		4,035		4	493	280	4,179		347	538	221

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		3,500	946	5,762	702	4,074	3,422	928	5,642	692	4,025
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008		6,170	1,083	3,749	6,008		6,170	1,083	3,749
	特定地域型保育事業				74	175				74	175
	確認を受けない幼稚園	2,775					2,775				
	保育機能施設			132	91	264			132	91	264
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		8,783	6,302	1,248	4,188		8,783	6,302	1,248	4,188	
確保状況(②-①)		4,337		540	546	114	4,433		660	556	163

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		3,387	922	5,582	680	3,967
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,008		6,170	1,083	3,749
	特定地域型保育事業				74	175
	確認を受けない幼稚園	2,775				
	保育機能施設			132	91	264
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		8,783	6,302	1,248	4,188	
確保状況(②-①)		4,474		720	568	221

## 2 丸亀市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		986		1,803	335	1,218	982		1,794	330	1,207
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,375		2,296	384	1,229	1,375		2,304	384	1,231
	特定地域型保育事業				12	26				12	26
	確認を受けない幼稚園	370					370				
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		1,745		2,296	396	1,255	1,745		2,304	396	1,257
確保状況(②-①)		<b>759</b>		<b>493</b>	<b>61</b>	<b>37</b>	<b>763</b>		<b>510</b>	<b>66</b>	<b>50</b>

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		958		1,750	325	1,230	945		1,727	320	1,215
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,375		2,311	384	1,234	1,375		2,311	384	1,234
	特定地域型保育事業				12	26				12	26
	確認を受けない幼稚園	370					370				
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		1,745		2,311	396	1,260	1,745		2,311	396	1,260
確保状況(②-①)		<b>787</b>		<b>561</b>	<b>71</b>	<b>30</b>	<b>800</b>		<b>584</b>	<b>76</b>	<b>45</b>

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		937		1,714	313	1,196
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,375		2,323	384	1,232
	特定地域型保育事業				12	26
	確認を受けない幼稚園	370				
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		1,745		2,323	396	1,258
確保状況(②-①)		<b>808</b>		<b>609</b>	<b>83</b>	<b>62</b>

### 3 坂出市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		363		775	157	457	337		720	155	467
②確保の内容	特定教育・保育施設	815		827	171	452	815		827	171	452
	特定地域型保育事業				6	14				6	14
	確認を受けない幼稚園	78					78				
	保育機能施設				4	8				4	8
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		893		827	181	474	893		827	181	474
確保状況(②-①)		530		52	24	17	556		107	26	7

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		321		686	152	481	308		657	148	473
②確保の内容	特定教育・保育施設	815		827	171	452	815		827	171	452
	特定地域型保育事業				6	14				6	14
	確認を受けない幼稚園	78					78				
	保育機能施設				4	8				4	8
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		893		827	181	474	893		827	181	474
確保状況(②-①)		572		141	29	▲ 7	585		170	33	1

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		311		664	144	462
②確保の内容	特定教育・保育施設	815		827	171	452
	特定地域型保育事業				6	14
	確認を受けない幼稚園	78				
	保育機能施設				4	8
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		893		827	181	474
確保状況(②-①)		582		163	37	12

#### 4 普通寺市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		274	357	217	82	283	254	331	202	81	297
②確保の内容	特定教育・保育施設	740		217	77	271	740		204	76	285
	特定地域型保育事業				3	9				3	9
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				2	3				2	3
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		740		217	82	283	740		204	81	297
確保状況(②-①)		109		0	0	0	155		2	0	0

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		243	316	192	79	301	238	310	188	78	295
②確保の内容	特定教育・保育施設	740		202	74	289	740		209	73	283
	特定地域型保育事業				3	9				3	9
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				2	3				2	3
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		740		202	79	301	740		209	78	295
確保状況(②-①)		181		10	0	0	192		21	0	0

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		243	317	193	77	290
②確保の内容	特定教育・保育施設	740		215	72	278
	特定地域型保育事業				3	9
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設				2	3
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		740		215	77	290
確保状況(②-①)		180		22	0	0

## 5 観音寺市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		739		637	112	594	726		626	109	582
②確保の内容	特定教育・保育施設	777		675	139	560	777		675	139	560
	特定地域型保育事業				13	28				13	28
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				3	6				3	6
	特定子ども・子育て支援施設等	225					225				
計		1,002		675	155	594	1,002		675	155	594
確保状況(②-①)		<b>263</b>		<b>38</b>	<b>43</b>	<b>0</b>	<b>276</b>		<b>49</b>	<b>46</b>	<b>12</b>

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		718		619	107	582	705		608	104	568
②確保の内容	特定教育・保育施設	777		675	139	560	777		675	139	560
	特定地域型保育事業				13	28				13	28
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				3	6				3	6
	特定子ども・子育て支援施設等	225					225				
計		1,002		675	155	594	1,002		675	155	594
確保状況(②-①)		<b>284</b>		<b>56</b>	<b>48</b>	<b>12</b>	<b>297</b>		<b>67</b>	<b>51</b>	<b>26</b>

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		689		594	102	556
②確保の内容	特定教育・保育施設	777		675	139	560
	特定地域型保育事業				13	28
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設				3	6
	特定子ども・子育て支援施設等	225				
計		1,002		675	155	594
確保状況(②-①)		<b>313</b>		<b>81</b>	<b>53</b>	<b>38</b>

## 6 さぬき市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		325		507	120	346	323		506	121	342
②確保の内容	特定教育・保育施設	279		509	126	351	279		522	131	363
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	120					120				
計		399		509	126	351	399		522	131	363
確保状況(②-①)		74		2	6	5	76		16	10	21

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		296		463	120	346	298		465	121	342
②確保の内容	特定教育・保育施設	269		522	131	363	269		522	131	363
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	115					115				
計		384		522	131	363	384		522	131	363
確保状況(②-①)		88		59	11	17	86		57	10	21

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		288		450	120	338
②確保の内容	特定教育・保育施設	269		548	131	368
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等	115				
計		384		548	131	368
確保状況(②-①)		96		98	11	30

7 東かがわ市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		230		306	61	238	230		306	61	238
②確保の内容	特定教育・保育施設	200		306	61	238	200		306	61	238
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	30					30				
計		230		306	61	238	230		306	61	238
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		230		306	61	238	230		306	61	238
②確保の内容	特定教育・保育施設	200		306	61	238	200		306	61	238
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	30					30				
計		230		306	61	238	230		306	61	238
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		230		306	61	238
②確保の内容	特定教育・保育施設	200		306	61	238
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等	30				
計		230		306	61	238
確保状況(②-①)		0		0	0	0

8 三豊市

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		287	499	567	194	614	283	492	560	198	621
②確保の内容	特定教育・保育施設	550		579	140	579	559		591	149	609
	特定地域型保育事業				31	49				31	49
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設			3	6	12			3	6	12
	特定子ども・子育て支援施設等	567					567				
計		1,117	582	177	640	640	1,126	594	186	670	
確保状況(②-①)		331		15	▲ 17	26	351		34	▲ 12	49

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		262	478	557	197	629	256	466	543	195	623
②確保の内容	特定教育・保育施設	559		604	158	637	559		604	158	637
	特定地域型保育事業				31	49				31	49
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設			3	6	12			3	6	12
	特定子ども・子育て支援施設等	567					567				
計		1,126	607	195	698	698	1,126	607	195	698	
確保状況(②-①)		386		50	▲ 2	69	404		64	0	75

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		252	459	535	194	616
②確保の内容	特定教育・保育施設	559		604	158	637
	特定地域型保育事業				31	49
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設			3	6	12
	特定子ども・子育て支援施設等	567				
計		1,126	607	195	698	698
確保状況(②-①)		415		72	1	82

9 土庄町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		42		194	11	126	44		204	10	133
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		285	23	132	62		285	23	132
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		62		285	23	132	62		285	23	132
確保状況(②-①)		20		91	12	6	18		81	13	▲ 1

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		43		199	11	126	42		191	11	129
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		285	23	132	62		285	23	132
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		62		285	23	132	62		285	23	132
確保状況(②-①)		19		86	12	6	20		94	12	3

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		40		186	11	131
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		285	23	132
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		62		285	23	132
確保状況(②-①)		22		99	12	1

10 小豆島町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		130		147	10	91	130		147	10	91
②確保の内容	特定教育・保育施設	555		147	35	108	555		147	35	108
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		555		147	35	108	555		147	35	108
確保状況(②-①)		425	0	25	17		425	0	25	17	

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		130		147	10	91	130		147	10	91
②確保の内容	特定教育・保育施設	555		147	35	108	555		147	35	108
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		555		147	35	108	555		147	35	108
確保状況(②-①)		425	0	25	17		425	0	25	17	

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		98		179	10	91
②確保の内容	特定教育・保育施設	195		179	38	113
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		195		179	38	113
確保状況(②-①)		97	0	28	22	

11 三木町

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		170	99	417	71	318	168	98	412	69	313
②確保の内容	特定教育・保育施設			275	65	250			275	65	250
	特定地域型保育事業				4	29				4	30
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	560					560				
計		560		275	69	279	560		275	69	280
確保状況(②-①)		291		▲ 142	▲ 2	▲ 39	294		▲ 137	0	▲ 33

		令和4年度					令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		172	100	423	69	297	167	97	411	67	293
②確保の内容	特定教育・保育施設			275	65	250			275	65	250
	特定地域型保育事業				4	30				2	32
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	560					560				
計		560		275	69	280	560		275	67	282
確保状況(②-①)		288		▲ 148	0	▲ 17	296		▲ 136	0	▲ 11

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		164	95	403	66	289
②確保の内容	特定教育・保育施設			325	65	260
	特定地域型保育事業				1	33
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等	560				
計		560		325	66	293
確保状況(②-①)		301		▲ 78	0	4

12 直島町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		41		26	5	15	43		24	5	16
②確保の内容	特定教育・保育施設	41		26	5	15	43		24	5	16
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		41		26	5	15	43		24	5	16
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		46		24	5	16	40		23	5	16
②確保の内容	特定教育・保育施設	46		24	5	16	40		23	5	16
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		46		24	5	16	40		23	5	16
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0		0	0	0

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		41		24	5	16
②確保の内容	特定教育・保育施設	41		24	5	16
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		41		24	5	16
確保状況(②-①)		0		0	0	0

### 13 宇多津町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		160	41	151	70	204	176	45	166	70	190
②確保の内容	特定教育・保育施設	360		270	55	225	360		270	58	225
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				4	2				4	2
	特定子ども・子育て支援施設等				10					10	
計		360		270	69	227	360		270	72	227
確保状況(②-①)		159		119	▲1	23	139		104	2	37

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		185	47	175	70	186	190	48	180	70	183
②確保の内容	特定教育・保育施設	360		270	61	230	360		270	64	230
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設				4	2				4	2
	特定子ども・子育て支援施設等				10					10	
計		360		270	75	232	360		270	78	232
確保状況(②-①)		128		95	5	46	122		90	8	49

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		180	46	170	69	179
②確保の内容	特定教育・保育施設	360		270	67	230
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設				4	2
	特定子ども・子育て支援施設等				10	
計		360		270	81	232
確保状況(②-①)		134		100	12	53

14 綾川町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		63		512	89	260	63		508	87	259
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	261	109		515	90	261
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		109		515	90	261	109		515	90	261
確保状況(②-①)		46		3	1	1	46		7	3	2

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		58		472	86	259	58		471	84	259
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	261	109		515	90	261
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		109		515	90	261	109		515	90	261
確保状況(②-①)		51		43	4	2	51		44	6	2

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		58		470	81	259
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	261
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		109		515	90	261
確保状況(②-①)		51		45	9	2

15 琴平町

		令和2年度					令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		37	29	75	25	68	35	28	72	25	62
②確保の内容	特定教育・保育施設	210		154	24	62	210		154	24	62
	特定地域型保育事業	/					/				
	確認を受けない幼稚園	/					/				
	保育機能施設	/					/				
	特定子ども・子育て支援施設等	/					/				
計		210		154	24	62	210		154	24	62
確保状況(②-①)		144		79	▲1	▲6	147		82	▲1	0

		令和4年度					令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		36	28	73	24	60	34	27	69	23	58
②確保の内容	特定教育・保育施設	210		154	24	62	210		154	24	62
	特定地域型保育事業	/					/				
	確認を受けない幼稚園	/					/				
	保育機能施設	/					/				
	特定子ども・子育て支援施設等	/					/				
計		210		154	24	62	210		154	24	62
確保状況(②-①)		146		81	0	2	149		85	1	4

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		32	25	64	23	56
②確保の内容	特定教育・保育施設	210		154	24	62
	特定地域型保育事業	/				
	確認を受けない幼稚園	/				
	保育機能施設	/				
	特定子ども・子育て支援施設等	/				
計		210		154	24	62
確保状況(②-①)		153		90	1	6

16 多度津町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		173		328	71	198	163		311	69	198
②確保の内容	特定教育・保育施設	435		312	63	185	435		312	63	185
	特定地域型保育事業					2					2
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		435		312	63	187	435		312	63	187
確保状況(②-①)		262		▲ 16	▲ 8	▲ 11	272		1	▲ 6	▲ 11

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		155		301	68	207	149		293	67	203
②確保の内容	特定教育・保育施設	435		312	63	185	435		312	63	185
	特定地域型保育事業					2					2
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		435		312	63	187	435		312	63	187
確保状況(②-①)		280		11	▲ 5	▲ 20	286		19	▲ 4	▲ 16

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		148		295	66	199
②確保の内容	特定教育・保育施設	435		312	63	185
	特定地域型保育事業					2
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		435		312	63	187
確保状況(②-①)		287		17	▲ 3	▲ 12

17 まんのう町

		令和2年度				令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		68		352	36	175	63		325	36	177
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		383	46	210	112		383	46	210
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		112		383	46	210	112		383	46	210
確保状況(②-①)		44		31	10	35	49		58	10	33

		令和4年度				令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		57		292	34	179	57		293	34	174
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		383	46	210	112		383	46	210
	特定地域型保育事業										
	確認を受けない幼稚園										
	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等										
計		112		383	46	210	112		383	46	210
確保状況(②-①)		55		91	12	31	55		90	12	36

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		57		293	33	169
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		383	46	210
	特定地域型保育事業					
	確認を受けない幼稚園					
	保育機能施設					
	特定子ども・子育て支援施設等					
計		112		383	46	210
確保状況(②-①)		55		90	13	41

第 2 期香川県健やか子ども支援計画（令和 2 年度～6 年度）

中間見直しスケジュールについて

- |                |                   |        |
|----------------|-------------------|--------|
| 令和 4 年 9 月     | 第 19 回子ども・子育て支援会議 | 【骨子案】  |
| 令和 4 年 10～11 月 | 第 20 回子ども・子育て支援会議 | 【素案】   |
| 令和 4 年 12 月    | パブリックコメント実施       |        |
| 令和 5 年 1 月     | 第 21 回子ども・子育て支援会議 | 【見直し案】 |
| 令和 5 年 3 月     | 計画策定              |        |